

福岡県医師会 第2191号(地)

平成18年3月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康



障害者自立支援法における市町村審査会委員マニュアルの送付について

標記審査会への協力依頼につきましては、平成18年2月24日付け福岡県医師会第2101号にて通知いたしておりましたが、この度、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

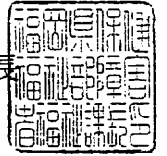
担当理事 蒲池 壽



17障第4264号
平成18年3月3日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長



障害者自立支援法における市町村審査会委員マニュアルの送付について

平素より、本県の障害者福祉行政の推進に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省が作成しました市町村審査会委員マニュアルを送付いたします。

つきましては、大変お忙しいところ恐れ入りますが、貴会及び貴会に所属されている医師への周知等につきましてよろしくお願い申し上げます。



市町村審査会委員マニュアル (Vol.2)

平成18年1月
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部

目 次

はじめに	・・・ 1
1 申請から支給決定までの流れについて	
2 介護給付・訓練等給付と障害程度区分の関係について	
I 市町村審査会の概要	・・・ 8
1 市町村審査会の目的	
2 審査会の審査判定業務	
II 審査会の構成	・・・ 9
1 委員の構成	
2 合議体の設置及び委員	
3 会議の運営	
4 その他	
III 障害程度区分の内容	・・・ 11
1 障害程度区分の開発の経緯	
2 障害程度区分の基準	
IV 市町村審査会資料	・・・ 19
1 審査会に用いる資料	
2 市町村審査会資料に示される内容	
V 市町村審査会における検討の進め方	・・・ 23
1 認定調査内容の確認	
2 一次判定結果の確定	
3 障害程度区分の判定（二次判定）	
4 障害程度区分判定に係る審査会が付する意見	
VI 支給要否決定にあたって審査会が付する意見	・・・ 31
VII 判定結果等の通知	・・・ 31
VIII 資料集	・・・ 32

はじめに

障害者自立支援法は、障害者や障害児の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的として、平成18年4月から施行されるものです。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられるとともに、その判定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会が設置されることとなっています。

本マニュアルは、市町村審査会の委員の方が、その障害程度区分の判定等の実務を行う上で必要と思われる事項に関し、とりまとめたものです。

1 申請から支給決定までの流れについて

介護給付の申請の場合を例に、支給決定までの流れについて、図1「支給決定の流れと審査会の位置づけ」に沿って、説明します。

なお、以下の項目と図に記した番号は一致していますので、図も併せてご覧ください。

1 **申 請**

- (1) 市町村は、本人又は家族等から申請があった場合、申請書の内容、医師意見書を作成していただける医師がいるか等の確認をします。
- (2) 申請書を受理した場合、市町村は次の手順で事務処理をします。
 - ① 医師意見書の記載を医師（医療機関）に依頼します。
 - ② 指定相談支援事業者等に認定調査を委託する場合は、委託契約を締結し、調査票の提出期日を指定して、委託先に調査を依頼します。

2 **障害程度区分認定調査・概況調査**

(1) 障害程度区分認定調査

障害程度区分を判定するために、認定調査員は、申請のあった本人及び保護者等と面接をし、3障害共通の調査項目等について認定調査を行います。（このとき同時にサービスの利用意向聴取も行うことがあります。）

調査員が判断に迷うような場合は、回数や頻度等の具体的な状況、判断の根拠について「特記事項」に記載します。

(2) 概況調査

概況調査は、認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況が詳しく記載されます。特に、日中活動関連、介護者関連、居住関連は詳細に記載されます。

3 **医師意見書**

医師意見書は、疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、申請者の医学的知見から意見を求めるものです。

これは、二次判定において、一次判定を補足する資料として使用するものです。

4 **一次判定（コンピュータ判定）**

- (1) 市町村は認定調査の結果を国が配布する一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、一次判定処理を行います。調査内容に不整合がある（警告コードが発生した）場合は、認定調査員に確認し、調査項目の整理を行います。
- (2) 医師意見書が届いた時に、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行います。

5 **市町村審査会（二次判定）**

- (1) 市町村は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、市町村審査会に審査判定を依頼します。
- (2) 市町村審査会（合議体）は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行います。
- (3) この場合、市町村審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができます。
- (4) 市町村審査会は、審査判定結果を市町村へ通知します。

6 **障害程度区分の認定**

市町村は、市町村審査会の審査判定結果に基づき、障害程度区分の認定を行います。

7 **認定結果通知**

- (1) 市町村は、障害程度区分の認定結果を申請者に通知します。
- (2) 認定結果通知には、不服申し立てに関する教示をしなければなりません。不服申し立て先は都道府県知事となりますが、認定結果についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

8 **サービス利用意向聴取**

市町村は、認定結果が通知された申請者の支給決定を行うために、申請者の介護給付に対するサービスの利用意向を聴取します。

9 **支給決定案の作成**

市町村は、障害程度区分やサービス利用意向聴取の結果等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準に基づき、支給決定案を作成します。

10 **審査会の意見聴取**

市町村は、作成した支給決定案が当該市町村の定める支給基準と乖離するような場合、市町村審査会に意見を求めることができます。

市町村審査会は、支給決定案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定案等について審査会の意見を市町村に報告します。

市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができます。

11 **支給決定と支給決定通知**

(1) 市町村は、支給決定調査の勘案事項（※）、審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行います。

（※）支給決定調査の勘案事項（認定調査（概況調査）も参照ください。）

- 障害程度区分等の心身の状況
- 「サービスの利用意向」障害者等のサービス利用に関する意向の具体的内容
- 「介護者関連」介護者の有無、介護を行う者の状況（介護者の健康状況等）
- 「地域生活関連」外出の頻度、社会参加の状況、過去の入所歴や入院歴
- 「就労関連」就労状況、過去の就労経験、就労希望の有無
- 「日中活動関連」自宅、施設、病院
- 「居住関連」生活の場所及び単身、同居、グループホーム、病院、入所
- 「サービスの提供体制関連」地域におけるサービスの提供体制の整備状況

(2) 支給決定通知には、不服申し立てに関する教示をしなければなりません。不服申し立て先は都道府県知事となりますが、決定についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

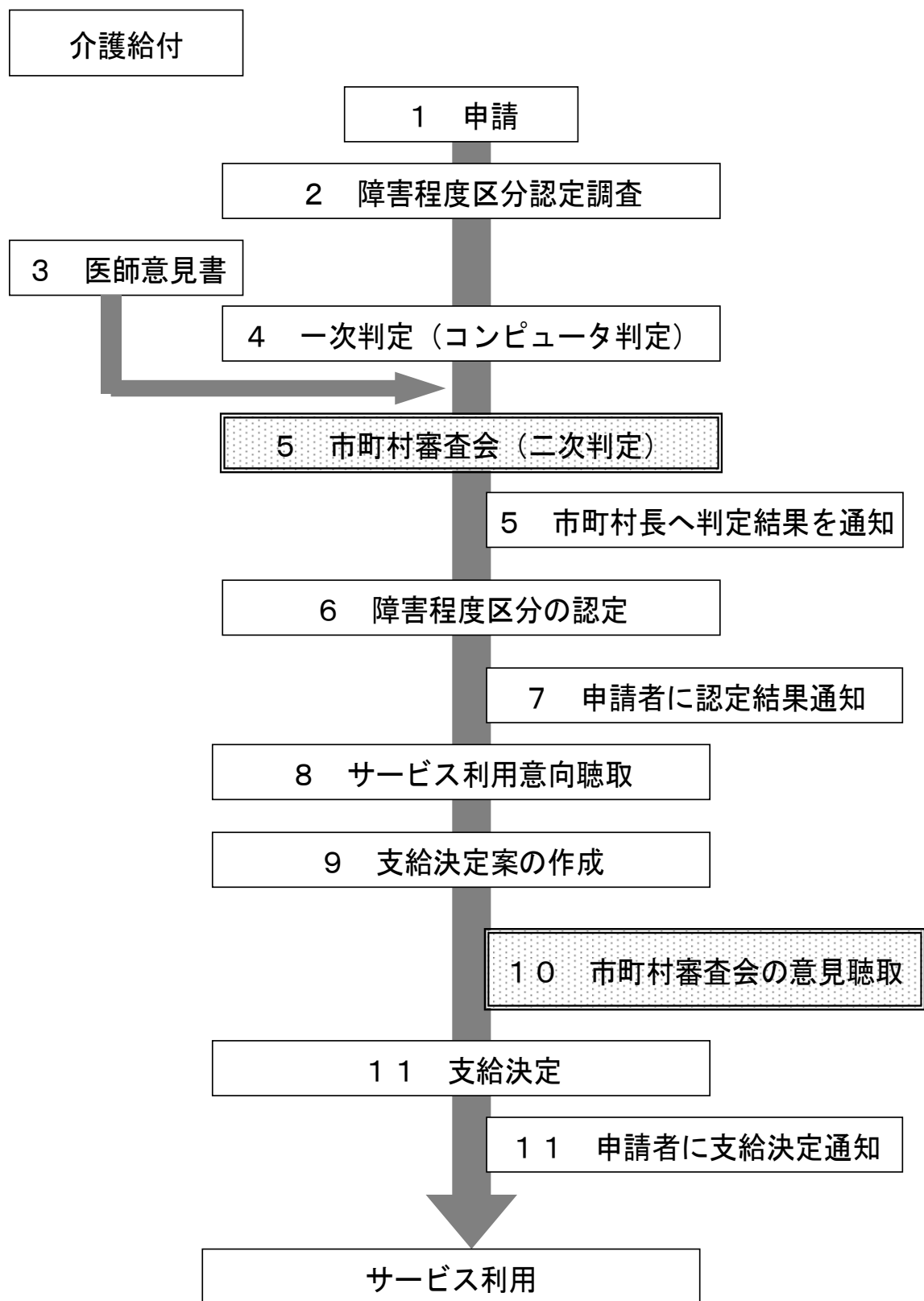


図1 支給決定の流れと審査会の位置付け

2 介護給付・訓練等給付と障害程度区分の関係について

【介護給付と訓練等給付】

- 介護給付と訓練等給付のそれぞれの給付の基本的な性格としては、
 - ・介護給付は、障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、ホームヘルプや施設における生活介護などが該当します。
 - ・訓練等給付は、障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。
- ※ 一定期間とは、サービス種類や個々の障害者の方の状況に応じて異なります。また、訓練実施により一定の効果があり、今後も効果が期待できるなどの場合に期間の更新もあります。
- ・自立訓練のうち生活訓練の場合には、通所してサービスを利用する形態の他、訓練期間内に居宅における生活を支援するために、居宅等を訪問して行う訪問型や、短期間、居住サービスを利用する短期滞在型もあります。

【介護給付と障害程度区分】

- 介護給付についてのみ、障害程度区分の審査・判定を行います。
- 障害程度区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つであります。
- なお、一人ひとりの障害者の方に対する介護給付の支給決定は、障害程度区分の他、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項を加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定されます。
- 障害程度区分は、生活介護や療養介護等のサービス利用対象者の要件や国からの市町村に対するホームヘルプサービスの国庫負担基準等として用いられます。

障害者自立支援法に係る介護給付と訓練等給付

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
介護給付	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する
介護給付	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する

	サービス名	サービス内容
介護給付	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する
介護給付	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する
介護給付	児童デイサービス	障害児につき、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の便宜を供与する
介護給付	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
介護給付	重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供すること
介護給付	共同生活介護	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
介護給付	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
訓練等給付	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
訓練等給付	共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと

訓練等給付の支給決定

- 訓練等給付は、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定が行われます。
- したがって、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象となります。しかしながら、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）に限り、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考としてのみ用います。
- なお、この訓練等給付に関連するスコアは、暫定支給決定の際に用いられる参考指標であり、障害程度区分ではありません。

I 市町村審査会の概要

1 市町村審査会の目的

市町村審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として、市町村により設置されます。

2 審査会の審査判定業務

市町村審査会は、次の2つの審査判定業務を行います。

A 介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定

B 市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる

【A 介護給付に係る障害程度区分の審査及び判定】

- ① 障害程度区分に該当するかどうか、該当する場合にどの区分に該当するかについて審査・判定をします。
- ② 障害程度区分認定の有効期間を定める意見、市町村が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に意見を述べます。

【B 市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる】

市町村の求めに応じて、市町村の作成した支給決定案が当該市町村の定める支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について意見を述べます。

II 審査会の構成

1 委員の構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を市町村長が任命します。
- 市町村審査会委員は、原則として都道府県が行う「市町村審査会委員研修」を受講しなければなりません。
- 市町村職員は、原則として、委員になることはできません。ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ、認定調査等の事務に直接従事していなければ（例えば、長年障害者の相談に応じている保健師やケースワーカーなど）、委員に委嘱することを可能としています。
- 委員は、所属する市町村の認定調査員として認定調査を行うことができません。
ただし、他に適当な者がいない等の理由でやむを得ず委員が認定調査に従事せざるを得ない場合に限り、認定調査を行うことは差し支えがありません。
その際、その委員が認定調査を行った対象者の審査判定を行ってははいけません。
- 委員の任期は、2年（初回の任期は平成19年3月まで）とし、委員の再任をすることもあります。
- 委員は、審査判定に関して知り得た個人の秘密に関して守秘義務があります。
- 会長は、委員の中から互選で選ばれます。

2 合議体の設置及び委員

- 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の判定及び支給要否決定についての意見）を行うことができます。
- 合議体の委員の定数は、5人を標準として市町村長が定める数となります。
ただし、障害程度区分認定の更新に係る申請を対象とする場合や委員の確保が著しく困難な場合であって、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数（ただし、少なくとも3人）を定めることができるとしています。
- 特定分野の委員の確保が難しい場合は、その分野の委員を他の特定分野の委員よりも多く合議体に所属させた上で、審査会の開催にあたり定足数を満たすように必要な人数が交代に出席する方法でもよいとしています。
- 合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとしています。
ただし、いずれの合議体にも所属しない委員において、概ね3ヶ月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することもできるとしています。
- 委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできません。
- 委員は、委員の確保が特に困難な場合を除いて、複数の合議体に所属することは適切ではありません。

- 合議体に長を 1 人置き、当該合議体の委員の中から互選で選びます。

3 会議の運営

- 市町村審査会は、会長が招集します。
(合議体の場合は、基本的に合議体の長が招集します。)
- 会長及び合議体の長は、あらかじめその職務を代行する委員を指名します。
- 会長（あるいは合議体の場合は合議体の長）及び過半数の委員の出席がなければ会議は成立しません。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数により決定します。(可否が同数の場合は、会長（あるいは合議体の場合は合議体の長）の意見により決定します。)
 - ・ 審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努めてください。
 - ・ 必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができます。
- 市町村審査会は、第三者に対して原則非公開とします。

4 その他

- 市町村は、市町村審査会の開催に先立ち、審査対象者について、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、市町村審査会資料（一次判定結果）の写し、特記事項の写し、医師意見書の写し、概況調査票（サービス利用状況表）の写しを事前に配布します。
- 各委員は、審査会開始前に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを会長（あるいは、合議体の場合は合議体の長）又は市町村審査会事務局に提出すること等により、限られた時間で審査会を効率的に運営できるよう努めてください。
- 公平・公正な障害程度区分の判定をするために、合議体間の定期的な連絡会等を開催することが望ましいと考えられます。
- 市町村審査会が、障害程度区分の二次判定や支給決定要否の際に必要なに応じて障害者の意見を聴く機会を設けた場合において、例えば、知的障害の方の生活状況などについて情報を得たい場合であって、コミュニケーションがうまく図れないときなどは、直接本人から必要な情報を得ることが困難なことから、市町村審査会の判断に基づき、対象者の生活状況や心身の状況等を把握している介護者等に同席を依頼し、意見を聞くことが望ましいと考えられます。

Ⅲ 障害程度区分の内容

1 障害程度区分の開発の経緯

(1) 障害程度区分と要介護認定基準

平成16年度、障害者の介護ニーズを判定する指標に関する調査研究として、介護保険の要介護認定基準の有効性の評価を行ったところ、現行の要介護認定基準は、「介護給付」に相当するサービスの必要度を測定する上では、障害者においても有効と考えられました。

ただし、障害者に対する支援は、機能訓練や生活訓練、就労支援等も重要であり、これらの支援の必要度の判定には「介護給付」に相当するサービスの判定に用いられるロジックとは別のロジックが必要と考えられました。

(2) 障害程度区分判定等試行事業

平成17年6月から全国60の市町村において、障害程度区分判定等試行事業を実施しました。調査項目については、要介護認定調査項目（79項目）に加え、障害者の特性をよりきめ細かく把握できるよう、①多動やこだわりなど行動面に関する項目、②話がまとまらない、働きかけに応じず動かないでいるなど精神面に関する項目及び③調理や買い物ができるかどうかなど日常生活面に関する項目など27項目を追加した106項目で実施しました。

試行事業では、約1800人の障害者の方が対象となり、その後、この試行事業で得られたデータの分析結果、さらに、有識者などからご意見をうかがった上で、介護給付に関する障害程度区分基準が策定されました。

2 障害程度区分の基準

(1) 障害程度区分の基本的考え方

障害程度区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の3点を基本的な考え方として開発されました。

- ①身体障害、知的障害、精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3障害共通の基準とすること。
- ②調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
- ③判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

（２）障害程度区分の基準

障害程度区分については、「障害程度区分に関する省令（平成〇年〇月〇日厚生労働省令第〇〇号）により、以下のようになっています。

区分１	障害程度区分基準時間が２５分以上３２分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分２	障害程度区分基準時間が３２分以上５０分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分３	障害程度区分基準時間が５０分以上７０分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分４	障害程度区分基準時間が７０分以上９０分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分５	障害程度区分基準時間が９０分以上１１０分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）
区分６	障害程度区分基準時間が１１０分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態（※）

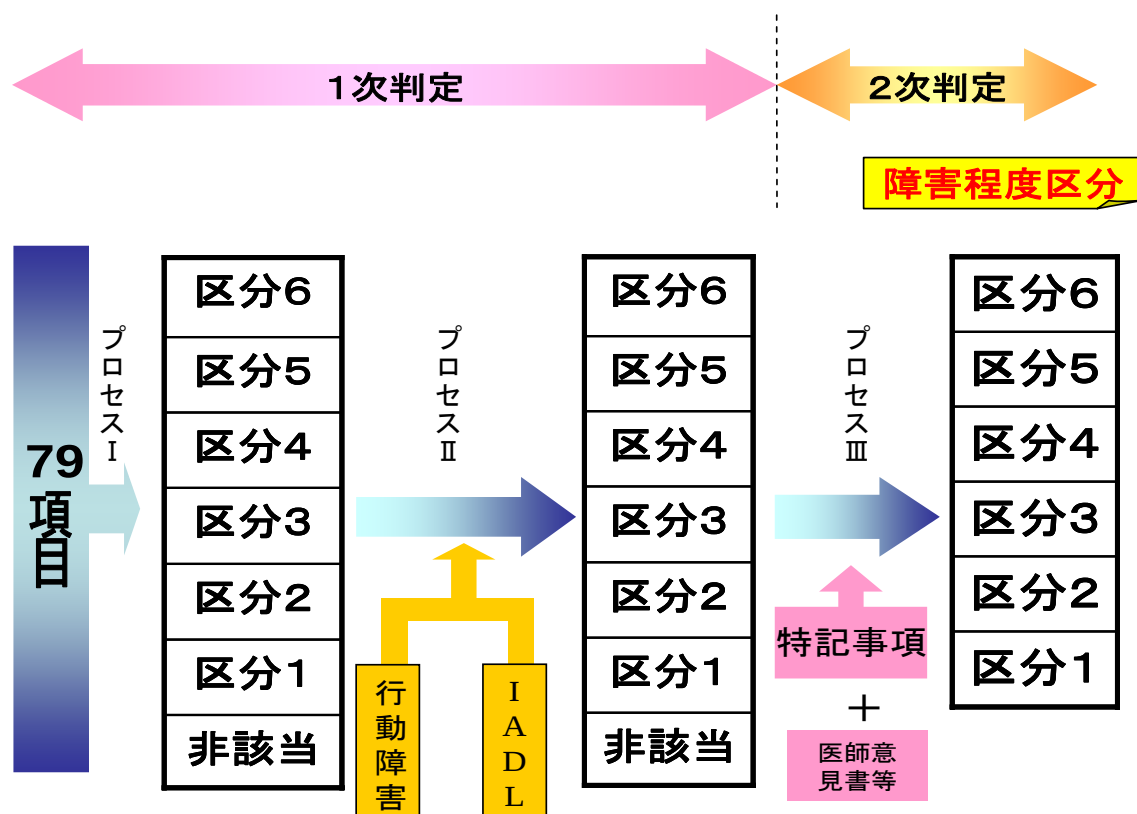
※ これに相当すると認められる状態とは、

- ① 障害程度区分基準時間は、上表の区分毎に定める時間の範囲である状態
- ② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態
- ③ 障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、②の状態に相当すると認められる状態

なお、障害程度区分基準時間は、１日当たりの介護、家事援助等の支援に要する時間を一定の方法により推計したものですが、これは障害程度区分認定のために設定された基準時間であり、実際の介護サービスに要している、ないしは、要すると見込まれる時間とは一致しません。

(3) 障害程度区分の判定プロセス

障害程度区分は、下記の図のように、大きく3つのプロセスを経て判定されます。



プロセスⅠ 79項目（要介護認定調査項目）に関する判定（一次判定）：障害程度区分基準時間を算出

プロセスⅡ 行動障害のスコア及びIADLのスコアによる区分変更に関する判定（一次判定）

プロセスⅢ 障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

(プロセスⅠ)

プロセスⅠの障害程度区分時間の推計については、一次判定（コンピューター判定）により行われます。なお、推計方法については、Ⅷ資料集の「関係法令等の障害程度区分基準時間」を参照してください。

(プロセスⅡ)

プロセスⅡの区分変更に関する判定についても、一次判定（コンピューター判定）により行われます。このプロセスⅡについては、障害程度区分判定等試行事業の結果分析を踏まえて、導入されることとなったものです。具体的には以下の形で一次判定結果が得られることとなります。

- ① 次ページの表に基づく I A D L スコアについて、回帰分析を行った結果得られる変数〔X3〕が1以上1.5未満のとき1段階、1.5以上の場合、2段階重度に変更とする。（下の枠内参照）
- ② 次ページの表に基づく I A D L スコアが1.28を超える又は行動障害スコアが0.07を超える場合、非該当から区分1に変更する。（下の枠内参照）

〔X1〕～〔X4〕の変数については、以下の数値を当てる。

要介護	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1	要支援	非該当
区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
変数	7	6	5	4	3	2	1

1. 要介護認定調査項目を使用して要介護度〔X1〕を算出する。
2. I A D L スコア（S1）、行動障害スコア（S2）を次ページの表1、2に基づいて算出する。
3. 以下の数式に当てはめ、変数〔X2〕を算出する。

$$〔X2〕=0.6903*〔X1〕+0.1796*（S1）+1.1148$$

4. 以下の計算を行い、変数〔X3〕，〔X4〕を算出する。

$$〔X3〕=〔X2〕-〔X1〕$$

○ 〔X3〕<1の場合、

① 〔X1〕=1(非該当)であり、S1>1.28又はS2>0.07の場合、〔X4〕=〔X1〕+1

②上記以外の場合、〔X4〕=〔X1〕

○ $1 \leq 〔X3〕 < 1.5$ の場合、〔X4〕=〔X1〕+1

○ $1.5 \leq 〔X3〕$ の場合、〔X4〕=〔X1〕+2

5. 〔X1〕、〔X4〕を一次判定の候補とし、区分として表記する：〔X1〕→〔X4〕

IADLのスコア、行動障害のスコアの算出

表1 IADLスコア表

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表2 行動障害スコア表

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点(全項目が最高点)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

(参考) 行動障害のスコア及びIADLのスコアによる区分変更について

- 障害程度区分判定等試行事業の結果に関し、調査項目（106項目）について、共通の傾向でチェックされる項目をグループ化する因子分析を行ったところ、大きく6つの群（ADL（1群）、認知機能障害（2群）、行動障害（3群）、IADL（4群）、生活項目（5群）、精神症状（6群））が発見されました。
- これらの群について、最終判定との関係について回帰分析をしたところ、既に一次判定で評価されているADL（1群）のほか、行動障害（3群）、IADL（4群）が有意であり、併せてこれらの群と変更度（一次判定から最終判定への変更度）の関係について以下のことが認められました。
 - ① IADLのスコアと最終判定結果との間に高い相関関係が認められること。
 - ② 行動障害（3群）及びIADL（4群）のスコアが一定以上の場合、非該当から要支援への変更が認められること。
- こうした結果を踏まえ、上の条件を満たす場合には、プロセスⅠで判定された区分を変更した形で一次判定結果が出されることとなっています。

(プロセスⅢ)

プロセスⅢの判定（二次判定）は、障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われることとなりますが、詳しくは、Ⅴの「市町村審査会における検討の進め方」をご覧ください。

(4) 認定調査項目と項目群

障害程度区分の判定は、106 項目の調査項目に関する結果を中心に行われますが、実際の審査会の検討の段階では、大きく以下の 3 つの群に区分され、使用されることとなります。

A 項目群…障害程度区分基準時間の区分（プロセスⅠ）に関連する項目群

※介護保険の要介護認定調査項目と同じ

79 項目

B 項目群…一次判定段階で、障害程度区分基準時間による区分について変更する場合（プロセスⅡ）

に関連する項目群

B 1：調理や買い物ができるかどうかなどの日常生活に関する項目 7 項目

B 2：多動やこだわりなど行動面に関する項目 9 項目

合計 16 項目

C 項目群…二次判定段階（プロセスⅢ）で検討対象となる項目群（A・B 項目群以外）

①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 8 項目

②言語以外の手段を用いた説明理解など行動障害に関する項目 2 項目

③文字の視覚的認識使用に関する項目 1 項目

合計 11 項目

認定調査項目と項目群

	項 目	項目群
1	1-1 左上肢麻痺等	A
2	1-1 右上肢麻痺等	A
3	1-1 左下肢麻痺等	A
4	1-1 右下肢麻痺等	A
5	1-1 その他麻痺等	A
6	1-2 肩関節の動く範囲の制限	A
7	1-2 ひじ関節の動く範囲の制限	A
8	1-2 股関節の動く範囲の制限	A
9	1-2 ひざ関節の動く範囲の制限	A
10	1-2 足関節の動く範囲の制限	A
11	1-2 その他の関節の動く範囲の制限	A
12	2-1 寝返り(体位交換)	A
13	2-2 起き上がり	A
14	2-3 座位保持	A
15	2-4 両足での立位保持	A
16	2-5 歩行	A
17	2-6 移乗(車いすとベッド間)	A
18	2-7 移動	A
19	2-1 立ち上がり	A
20	3-2 片足での立位保持	A
21	3-3 洗身(入浴行為以外)	A
22	4-17 じょくそう(床ずれ)等	A
23	4-14 じょくそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等	A
24	4-2 えん下	A
25	4-3 食事摂取	A
26	4-4 飲水	A
27	4-5 排尿	A
28	4-6 排便	A
29	5-17 口腔清潔	A
30	5-14 洗顔	A
31	5-14 整髪	A
32	5-14 つめ切り	A
33	5-27 上衣の着脱	A
34	5-24 ズボン、パンツの着脱	A
35	5-3 薬の内服	A
36	5-4 金銭の管理	A
37	5-5 電話の利用	A
38	5-6 日常の意思決定(日常生活における不安、悩み等に関する相談)	A
39	6-1 視力	A
40	6-2 聴力	A
41	6-37 意思の伝達	A
42	6-34 本人の独自の表現方法を用いた意思表示	C
43	6-47 介護者の指示への反応	A
44	6-44 言葉以外の手段を用いた説明理解	C
45	6-57 毎日の日課を理解することが	A
46	6-54 生年月日や年齢を答えることが	A
47	6-54 面接調査の直前に何してたか思い出すが	A
48	6-54 自分の名前を答えることが	A
49	6-54 今の季節を理解することが	A
50	6-54 自分いる場所を答えることが	A

	項 目	項目群
51	77 物を盗られたなどと被害的になることが	A
52	74 作話をし周囲に言いふらすことが	A
53	74 実際にないものが見えたり、聞えることが	A
54	74 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	A
55	74 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	A
56	74 暴言や暴行が	A
57	74 しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	A
58	74 大声をだすことが	A
59	74 助言や介護に抵抗することが	A
60	74 目的もなく動き回ることが	A
61	74 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	A
62	74 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることが	A
63	74 1人で外に出たがり目が離せないことが	A
64	74 いろいろなものを集めたり、無断でもってこることが	A
65	74 火の始末や火元の管理ができないことが	A
66	74 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	A
67	74 不潔な行為を行う(排泄物を弄ぶ)ことが	A
68	74 食べられないものの口に入れることが	A
69	74 ひどい物忘れが	A
70	74 特定の物や人に対する強いこだわりが	B2
71	74 多動または行動の停止が	B2
72	74 パニックや不安定な行動が	B2
73	74 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	B2
74	74 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	B2
75	74 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持つてこることが	B2
76	74 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	B2
77	74 突然走っていなくなるような突発的行動が	B2
78	74 過食、反すう等の食事に関する行動が	C
79	74 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	C
80	74 再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかることが	B2
81	74 他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	C
82	74 一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが	C
83	74 話がまとまらず、会話にならないことが	C
84	74 集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	C
85	74 現実には合わず高く自己を評価することが	C
86	74 他者に対して疑い深く拒否的であることが	C
87	8-1 点滴の管理	A
88	8-2 中心静脈栄養	A
89	8-3 透析	A
90	8-4 ストマ(人工肛門)の処置	A
91	8-5 酸素療法	A
92	8-6 レスビレーター(人工呼吸)	A
93	8-7 気管切開の処置	A
94	8-8 疼痛の看護	A
95	8-9 経管栄養	A
96	8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	A
97	8-11 じょくそうの処置	A
98	8-12 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)	A
99	9-1 調理(献立を含む)	B1
100	9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	B1
101	9-3 掃除(整理整頓)	B1
102	9-4 洗濯	B1
103	9-5 入浴の準備と後片付け	B1
104	9-6 買い物	B1
105	9-7 交通手段の利用	B1
106	9-8 文字の視覚的認識使用	C

Ⅳ 市町村審査会に用いる資料等

1 審査会に用いる資料

- ① 市町村審査会資料（一次判定結果）
- ② 特記事項（認定調査項目の留意すべき事項等）
- ③ 医師意見書
- ④ 概況調査（調査対象者のサービス利用状況、居住環境等）

図2 市町村審査会資料（イメージ）

取 扱 注 意		市町村審査会資料		平成19年11月10日 作成 平成19年11月 1日 申請 平成19年11月 1日 調査 平成19年11月 7日 審査		
合議体番号：000001 No. 1						
今回	申請区分：更新申請	障害種別：身体	年齢：67 歳	性別：女		
前回	二次判定結果：区分 1	障害種別：身体/知的/精神	認定有効期間：12 月間			
1 一次判定等 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)						
一次判定結果		プロセスⅠ 区分 1	→	プロセスⅡ 区分 2		
障害程度区分基準時間		38.1分				
		食事	排泄	移動	清潔 保持	
		0.7分	0.5分	4.6分	4.2分	
				間接	行動	
				11.9分	0.1分	
				機能 訓練	医療 関連	
				3.9分	5.9分	
警告コード：						
2 判定調査項目						
A項目群		調査結果	前回結果			
麻痺拘縮		1-1. 麻痺（左一上肢） （右一上肢） （左一下肢） （右一下肢） （その他） 1-2. 拘縮（肩関節） （肘関節） （股関節） （膝関節） （足関節） （その他）	ある			
移動		2-1. 寝返り 2-2. 起き上がり 2-3. 座位保持 2-4. 両足での立位 2-5. 歩 行 2-6. 移 乗 2-7. 移 動	つかまれば可 自分で支えれば可 できない つかまれば可 見守り等 一部介助			
複雑動作		3-1. 立ち上がり 3-2. 片足での立位 3-3. 洗 身	つかまれば可 できない 一部介助			
特別介護		4-17. じよくそう イ.皮膚疾患 4-2. えん下 4-3. 食事摂取 4-4. 飲 水 4-5. 排 尿 4-6. 排 便	見守り等 見守り等	見守り等 一部介助 一部介助		
身の回り		5-17. 口腔清潔 イ.洗 顔 ウ.整 髪 エ.つめ切り 5-27. 上衣の着脱 イ.ズボン等の着脱 5-3. 薬の内服 5-4. 金銭の管理 5-5. 電話の利用 5-6. 日常の意思決定	一部介助 見守り等 特別な場合以外可			
意思疎通		6-1. 視 力 6-2. 聴 力 6-37. 意思の伝達 6-47. 指示への反応 6-57. 毎日の日課を理解 イ.生年月日をいう ウ.短期記憶 エ.自分の名前をいう オ.今の季節を理解 カ.場所の理解	やっと聞える できない できない			
3 中間評価項目得点表						
麻痺 拘縮	移動	複雑 動作	特別 介護	身の 回り	意思 疎通	行動
67.3	36.4	38.0	81.3	86.1	76.4	100.0

調査結果		前回結果	
行動	7-7. 被害的 7-4. 作 話 7-9. 幻視幻聴 7-5. 感情が不安定 7-8. 昼夜逆転 7-8. 暴言暴行 7-9. 同じ話をする 7-9. 大声を出す 7-9. 介護に抵抗 7-9. 常時の徘徊 7-9. 落ち着きなし 7-9. 外出して戻れない 7-9. 一人で出たがる 7-9. 収束癖 7-9. 火の不始末 7-9. 物や衣類を壊す 7-9. 不潔行為 7-9. 異食行動 7-9. ひどい物忘れ	週に1回以上	ときどきある ほぼ毎日
特別な 医療	8-1. 滴の管理 8-2. 中心静脈栄養 8-3. 透析 8-4. ストーマの処置 8-5. 酸素療法 8-6. レスビレーター 8-7. 気管切開の処置 8-8. 疼痛の看護 8-9. 経管栄養 8-10. モニター測定 8-11. じよくそうの処置 8-12. カテーテル		ある
B 1 項目群	9-1. 調理 9-2. 食事の配下膳 9-3. 掃除 9-4. 洗濯 9-5. 入浴の準備片付け 9-6. 買い物 9-7. 交通手段の利用	全介助 全介助 全介助 見守り、一部介助	
B 2 項目群	7-1. こたわり 7-1. 多動・行動停止 7-2. 不安定な行動 7-3. 自ら叩く等の行為 7-3. 他を叩く等の行為 7-4. 興味等による行動 7-4. 通常と違う声 7-4. 奔逸的行動 7-4. 反復的行動	毎日(外出のため)	
C項目群	6-34. 独自の意思伝達 6-44. 聴明の理解 7-2. 過食反すう等 7-9. 暴言で攻撃的 7-9. 対人面の不安緊張 7-9. 意欲が乏しい 7-9. 話がまとまらない 7-9. 集中力が続かない 7-9. 自己の過大評価 7-9. 壁い強く拒否的 9-8. 文字の視覚的認識	月に1回以上	週に1回以上 ときどきある

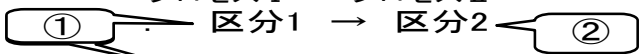
市町村審査会においては、一次判定結果等が記載されている市町村審査会資料は、基本的に図2の様式（掲載の資料はイメージです）で提示されます。

2 市町村審査会資料に示される内容

市町村審査会資料に示される内容については、以下のとおりです。

(1) 一次判定等

図3 市町村審査会資料の一次判定等の表示

1 一次判定等 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)							
一次判定結果 							
障害程度区分基準時間 : 38.1分							
食事	排泄	移動	清潔 保持	間接	行動	機能 訓練	医療 関連
0.7分	0.5分	4.6分	4.2分	11.9 分	0.1分	3.9分	5.9分

○ 一次判定結果

市町村審査会資料のこの欄には、障害程度の区分が表示されます。

調査結果に基づき推計された障害程度区分基準時間により、「非該当」

「区分1～6」のいずれかが示されます。

- ・ 推計のもととなっているのは、以下の2つです。

<図3にある①及び②が以下に該当する内容です。>

- | |
|--|
| ① 認定調査項目のうちA項目群(79項目)の結果に基づき推計される区分及び障害程度区分基準時間(プロセスⅠによる判定) |
| ② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査項目のうちB項目群(行動障害の頻度及び手段的日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目:16項目)の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態(プロセスⅡによる判定) |

○ 障害程度区分基準時間

認定基準時間は小数点第一位まで示されます。

推計のもととなっているのは、認定調査項目のうちA項目群(79項目)です。

○ 障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間

障害程度区分基準時間は、図3の8種類の行為(「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「間接生活介助」、「行動」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」)の区分毎に推計時間を表示します。

○ 警告コード

警告コードは、障害程度区分用ソフトに調査結果が入力された際、A項目群の79項目のうち、異なる2つの調査項目において、同時に出現することがまれな組み合わせがあった場合に、入力上のミスがないかどうかを確認していただくために、市町村審査会資料上に表示されるものです。まれな組み合わせとして、62の組み合わせが設定されています。

※警告コードが発生した場合の整理手順

例：認定調査で「寝返り」が「3.できない」にもかかわらず、「洗身」が「1.自立」の場合 → 警告コードNO1が表示



市町村審査会事務局は、

1 特記事項に記載があり、確認できる場合

特記事項の当該項目の記入内容を参照し、状態像の確認をする。

「洗身」が「1.できる」にチェックが入っているが、特記事項で「寝返りは下肢が拘縮しているためにできないのであり、座位にての洗身は可能である。」などの記載状況で、警告コードは無視される。

2 特記事項に記載がなく、確認できない場合

調査員に確認をとり、調査項目及び状態像の矛盾を整理した上でコンピュータにチェックを入れ、審査会の判定が適正に判断できるよう整理しておく。

※ なお、状態像が一般的な判断とはかけ離れている特殊な場合もありますので、その場合は警告コードを無視したまま審査会に資料提出することもあります。

(2) 調査項目

下記のように市町村審査会資料には、認定調査項目（106 項目）の調査結果が示されます。

ただし、調査結果が、「できる」「ない」「普通」「通じる」の場合は表示されません。

2 調査項目		調査結果	
移動関連	2-1	寝返り	つかまれば可
	2-2	起き上がり	つかまれば可
	2-3	座位保持	自分で支えれば可
	2-4	両足での立位	支えが必要
	...	...	...

(3) 中間評価項目得点表

認定調査項目の各領域について、それぞれ最高100点、最低0点となるように選択肢ごとに中間評価項目得点の点数が割り当てられます。その各群の合計得点を示しています。

なお、各領域の得点は同じ重みづけではないため、各領域の得点を比較したり、加減乗除したりすることは適当ではありません。

領域が示しているのは、プロセスⅠの項目です。

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
63.1	36.4	38	81.3	86.1	76.4	100

V 市町村審査会における検討の進め方

1 認定調査内容の確認

- 審査資料：市町村審査会資料、特記事項、医師意見書

概況調査票等（サービス利用状況票等を含む）の取扱について

- 障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たってはあくまでも心身の状況に関する情報のみで判定される必要があります。概況調査票には、単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等について記載されていますが、これらは心身の状況とは異なる情報であり、審査時に本人の一般的な生活状況等を把握するために参照することは差し支えありませんが、概況調査票の内容を理由として、障害程度区分の二次判定を行うことは適当ではありません。
- なお、訓練等給付等のサービス利用について意見を付す場合には、概況調査票の内容を勘案して検討されることは差し支えありません。
- ※ 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）については、障害程度区分の判定後、支給決定の段階において、サービスの種類、量などを決定する際に、障害程度区分とともに勘案されることとなります。

2 一次判定結果の確定

- 審査会は判定を行う前に、まず、認定調査の結果、特記事項、医師意見書の内容の矛盾（不整合）がないかどうかを確認します。（図4）
 - ・ 矛盾がない場合は、一次判定の結果を確定します。
 - ・ 矛盾がある場合は、以下の点に留意し、再調査又は調査結果の一部修正を行います。

（1）再調査について

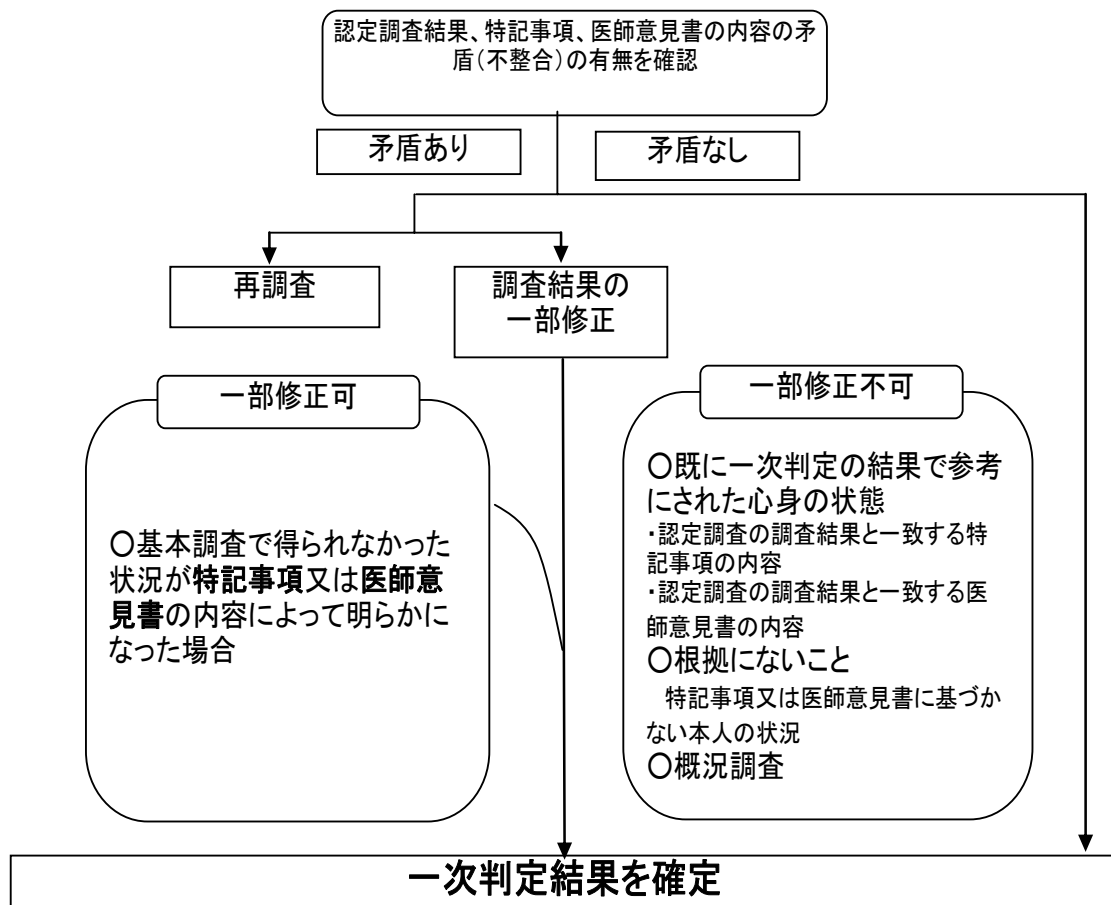
認定調査の結果の確認ができない場合など、再調査が必要と審査会が判断した場合は、市町村審査会事務局に対して、再度調査すべき内容を明らかにして連絡します。

- ・ なお、再調査後の審査会の判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行います。

（2）調査結果の一部修正について

認定調査で得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容によって明らかになった場合は一部修正をします。

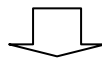
図4 一次判定結果の確定の流れ



※「矛盾あり」の場合

- 市町村審査会事務局は、認定調査項目と医師意見書の記載事項に明らかな相違が生じている場合。

例：認定調査で「右上肢に麻痺あり」であるのに、医師意見書は「左上肢に麻痺あり」



事務局は、特記事項を確認した後、両者に確認をとり、矛盾を解決した上でコンピュータへの入力を修正し、審査会の判定が適正に判断できるよう整理しておくこととなっています。

※ 審査会において調査結果の一部修正があった場合の例

認定調査の結果は「2-5 歩行」は「できる」となっているが、特記事項の「2-5」で「医師から歩行禁止」と記載されていた。これに対し、審査会の審査により歩行を「できない」に変更することが妥当と判断された場合、変更結果をコンピュータ入力すると一次判定結果より認定基準時間が5.4分増え一次判定結果が区分3から区分4に上がります。

○ なお、審査会事務局は、一次判定結果の確定作業に当たっては、次の点を検証してください。

- ① 正しい情報がコンピュータに入力されていることを確認する。
- ② I A D L のスコア、行動障害のスコアの表を用いた区分変更等の正しい情報が、審査会資料の一次判定結果の欄に反映されていることを確認する。
- ③ 認定調査の結果の一部を修正した場合は、再度コンピュータ一次判定を行って得られた結果であることを確認する。

3. 障害程度区分の判定（二次判定）

（1）審査資料

- ・市町村審査会資料、特記事項、医師意見書

（2）検討の流れ

一次判定の結果を原案として、「**特記事項**」、「**医師意見書**」及び「**項目群**」の内容を加味した上で、審査判定（以下、「二次判定」という）を行います（図5参照）。

- 特記事項、医師意見書、B項目群、C項目群の内容から、通常の例に比べてより長い（短い）時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して、二次判定結果とします。

ただし、A項目群及び次の①～②については、既に一次判定で評価されていますので、二次判定において、区分変更はできませんので留意してください。

① プロセスⅠで区分1以上となった場合

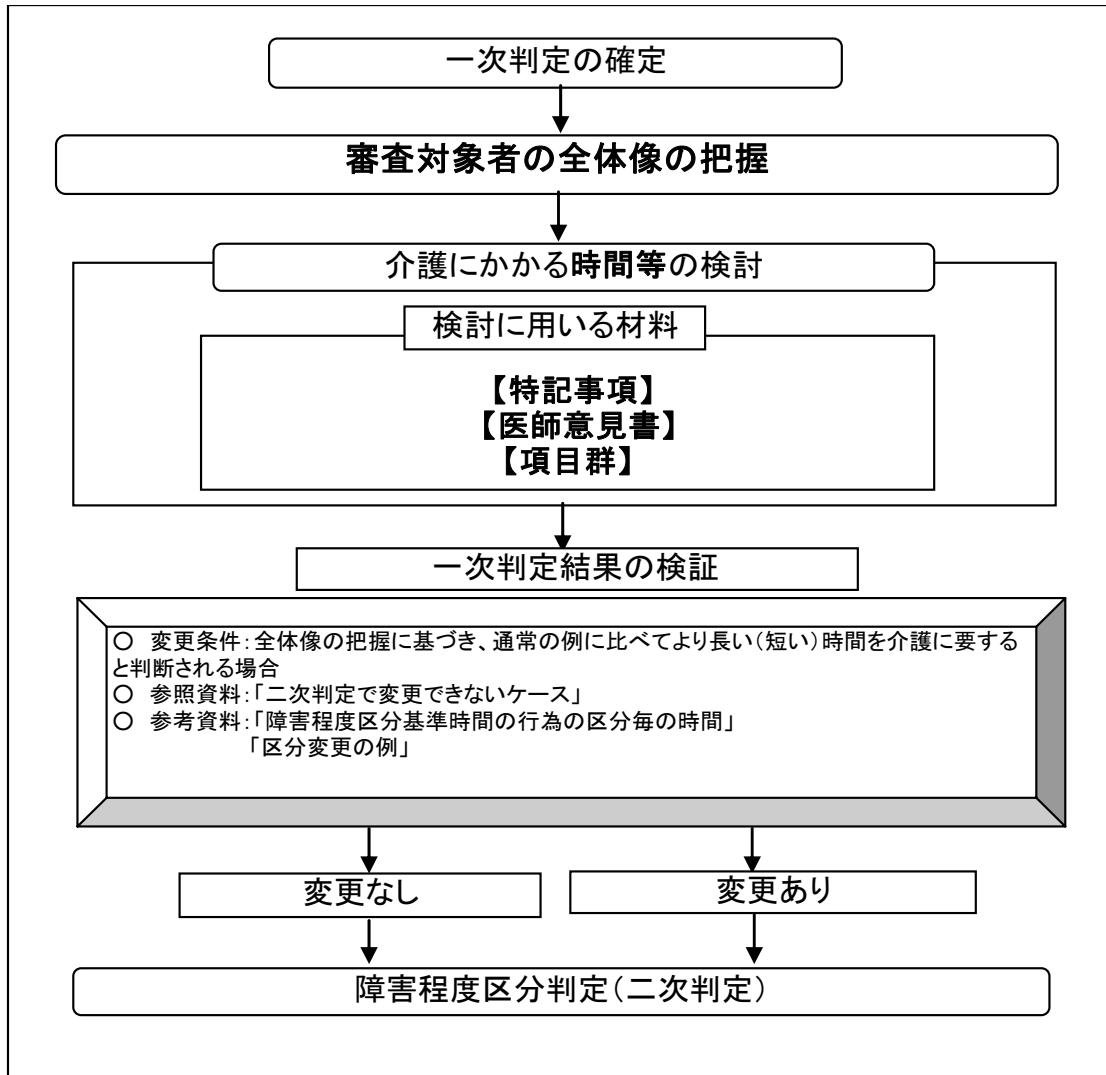
「B1の項目群」は、既に一次判定で評価されていますので、この項目群のみで重度に変更することはできません。

② プロセスⅠで非該当となった場合

「B1とB2の項目群」は、既に一次判定で評価されていますので、これらの項目群のみで重度に変更することはできません。

- 一次判定の結果を変更する場合には、「障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間（資料Ⅷ『障害程度区分基準時間の推計方法について（別表二～七）』）」「区分変更の例」を参考に一次判定変更の妥当性を検証します。

図5 一次判定の確定から二次判定までの流れ



(3) 二次判定の検討のポイント

ここでは、二次判定の検討のポイント及び留意すべき点を説明します。

① 特記事項

- 特記事項に記載された内容により、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを区分変更の例を参考にしながら検討します。
- 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容については、すでに一次判定で評価しているので、判断の根拠とすることは適当ではありません。ただし、一次判定の結果、「一部介助」と確定した項目について、特記事項の具体的記載内容から「一部介助」より介護時間が長くなると認められ、また、他の幾つかの項目の特記事項から、さらに他の行為に関する介護時間が長くなると認められるといった場合のように、特記事項によりトータルの介護の必要時間が長くなる（短くなる）と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを検討することは差し支えありません。

② 医師意見書

- 医師意見書に記載された内容により、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを区分変更の例を参考にしながら検討します。
- 医師意見書には、上記の他、障害程度区分の調査項目と重複する内容、介護の実施の際の医学的な留意事項も記載されていますが、これらに記載があるということだけで、障害程度区分の変更をすることは適当ではありません。ただし、一次判定の結果、「一部介助」と確定した項目について、特記事項の記載内容に加えて、医師意見書の具体的な記載内容から、さらに他の行為に関する介護時間が長くなると認められるといった場合のように、医師意見書及び特記事項によりトータルの介護の必要時間が長くなる（短くなる）と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうか検討することは差し支えありません。

③ 項目群

- C項目群は、障害の特性を補足的に捉えるために設定している項目群です。区分変更の例を参考にしながら、C項目群と他の項目群の項目との複数の組み合わせなどから、通常の例に比べてより長い（短い）時間の介護を要すると判断され、トータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)と判断される場合には、障害程度区分の変更（重くする又は軽くする）が必要かどうかを判定します。
- C項目群と他の項目群の組み合わせについては、一次判定の段階で、すでに障害程度区分の変更に反映されている項目もあることから、一次判定時に考慮された項目と

重複する項目は除いて判断してください。単に、各項目群に1項目ずつチェックあるからなどの理由により、障害程度区分の変更をすることは適当ではありません。

(※)「区分変更の例」

- 障害程度区分判定等試行事業の二次判定において、区分変更がされた実例の中から典型的な区分変更の例を示したものです。なお、一次判定段階でプロセスⅡにより区分変更が行われるケースは除かれています。
- 審査対象者の調査結果との類似性を判断し、一次判定の変更の妥当性を検証する場合の参考指標として利用します。
- 記載内容は、「事例」「調査結果（全介助等）」「障害程度区分基準時間」の3つです。
 - ・「事例」は、障害・傷病名等の概況、二軸評価等です。
 - ・「調査結果」は、認定調査の結果、選択された結果（選択肢）です。
- 別紙「区分変更の例」を参照してください。

4 障害程度区分判定に係る審査会が付する意見

(1) 障害程度区分の認定の有効期間を定める場合

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行います。

- ・身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設にかわる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、審査会が特に必要と認める場合

これらに該当する場合は、障害程度区分の再認定の具体的な期間を示し、市町村に報告します。

(2) サービスに関して意見を付する場合

障害程度区分の判定では非該当とされた場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができます。

VI 支給要否決定にあたって審査会が付する意見

審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて審査会としての意見を述べることになっています。

VII 市町村審査会の報告

- 市町村審査会は、「障害程度区分の審査判定の結果」「支給要否決定にあたって審査会が付する意見」を市町村に報告します。
- 記録の保存について
審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて市町村ごとに、その取り扱いを定めることとしています。

VIII 資 料 集

- 警告コード
- 参考資料
 - ・ 障害程度区分基準時間の推計方法について
 - ・ 区分変更の例
- 参照資料
 - ・ 認定調査結果を変更できないケース、二次判定で変更できないケース
- 関係法令等
 - ・ 障害者自立支援法（抜粋）
 - ・ 障害者自立支援法に係る政省令で定める事項
 - ・ 障害者自立支援法に係る障害程度区分について
- 市町村審査会について

警告コード

コードNo.	説明
01	「寝返り」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
02	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
03	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
04	「座位保持」が「3. 支えが必要」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
05	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「両足での立位」が「1. できる」
06	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
07	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
08	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
09	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
10	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
11	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
12	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
13	「歩行」が「1. できる」にもかかわらず、「移乗」が「4. 全介助」
14	「歩行」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
15	「移乗」が「4. 全介助」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
16	「立ち上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
17	「洗身」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
18	「じょくそう」が「1. ない」にもかかわらず、特別な医療の「じょくそうの処置」が「2. ある」
19	「じょくそう」が「2. ある」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
20	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「食事摂取」が「1. 自立」
21	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「薬の内服」が「1. 自立」
22	「つめ切り」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
23	「つめ切り」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
24	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
25	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
26	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
27	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
28	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「一人で出たがる」が「3. ある」
29	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「収集癖」が「3. ある」
30	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
31	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
32	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
33	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」

コードNo.	説明
34	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1. 通じる」
35	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」
36	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1. 通じる」
37	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、第6群:6-5(記憶・理解について)の6項目がいずれも「1. できる」
38	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、第6群:6-5(記憶・理解について)の6項目がいずれも「1. できる」
39	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
40	「異食行動」が「3. ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
41	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
42	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
43	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1. 自立」
44	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
45	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1. 自立」
46	「意思の伝達」が「4. できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
47	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1. 自立」
48	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1. 自立」
49	「物や衣類を壊す」が「3. ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
50	「意思の伝達」が「4. できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
51	「片足での立位」が「1. できる」にもかかわらず、「飲水」が「4. 全介助」
52	「異食行動」が「3. ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
53	「指示への反応」が「3. 通じない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
54	「自分の名前をいう」が「2. できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
55	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1. 自立」
56	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1. 自立」
57	「洗身」が「1. 自立」にもかかわらず、「飲水」が「4. 全介助」
58	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1. 自立」
59	「自分の名前をいう」が「2. できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
60	「火の不始末」が「3. ある」にもかかわらず、「飲水」が「4. 全介助」
61	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1. 自立」
62	「物や衣類を壊す」が「3. ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」

障害程度区分基準時間の推計方法について

障害程度区分基準時間の推計方法は、別表第一の調査票を用いた調査の結果（以下「調査結果」という。）に基づき、別表第二から第七の算定方法により算定される時間を合計した時間とする。

別表第一

1-1 麻痺等の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。(複数回答可)

1. ない	2. 左上肢	3. 右上肢	4. 左下肢	5. 右下肢	6. その他
-------	--------	--------	--------	--------	--------

1-2 関節の動く範囲の制限の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。(複数回答可)

1. ない	2. 肩関節	3. 肘関節	4. 股関節	5. 膝関節	6. 足関節	7. その他
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

2-1 寝返りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

2-2 起き上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

2-3 座位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる
2. 自分の手で支えればできる
3. 支えてもらえればできる
4. できない

2-4 両足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

2-5 歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

2-6 移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

2-7 移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

3-1 立ち上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

3-2 片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

3-3 洗身について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 一部介助	3. 全介助	4. 行っていない
--------	---------	--------	-----------

4-1 じょくそう（床ずれ）等の有無について、あてはまる番号に○印をつけてください。

ア. じょくそう（床ずれ）がありますか	1. ない	2. ある
イ. じょくそう（床ずれ）以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等がありますか	1. ない	2. ある

4-2 えん下について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. できない
--------	---------	---------

4-3 食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

4-4 飲水について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

4-5 排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

4-6 排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

5-1 清潔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

	1. できる	2. 一部介助	3. 全介助
ア. 口腔清潔（はみがき等）	1	2	3
イ. 洗顔	1	2	3
ウ. 整髪	1	2	3
エ. つめ切り	1	2	3

5-2 衣服着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

	1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
ア. 上衣の着脱	1	2	3	4
イ. ズボン、パンツ等の着脱	1	2	3	4

5-3 薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 一部介助	3. 全介助
--------	---------	--------

5-4 金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 一部介助	3. 全介助
--------	---------	--------

5-5 電話の利用について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる	2. 一部介助	3. 全介助
--------	---------	--------

5-6 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|--------|-----------------|-----------|---------|
| 1. できる | 2. 特別な場合を除いてできる | 3. 日常的に困難 | 4. できない |
|--------|-----------------|-----------|---------|

6-1 視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | |
|------------------------|
| 1. 普通（日常生活に支障がない） |
| 2. 約 1 m離れた視力確認表の図が見える |
| 3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える |
| 4. ほとんど見えない |
| 5. 見えているのか判断不能 |

6-2 聴力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | |
|----------------------|
| 1. 普通 |
| 2. 普通の声がやっと聞き取れる |
| 3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる |
| 4. ほとんど聞えない |
| 5. 聞えているのか判断不能 |

6-3-ア 意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | |
|----------------------|
| 1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる |
| 2. ときどき伝達できる |
| 3. ほとんど伝達できない |
| 4. できない |

6-4-ア 介護者の指示への反応について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------|
| 1. 介護者の指示が通じる | 2. 介護者の指示がときどき通じる | 3. 介護者の指示が通じない |
|---------------|-------------------|----------------|

6-5 記憶・理解について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|---------------------------|--------|---------|
| ア. 毎日の日課を理解することが | 1. できる | 2. できない |
| イ. 生年月日や年齢を答えることが | 1. できる | 2. できない |
| ウ. 面接調査の直前に何をしていたか思い出すことが | 1. できる | 2. できない |
| エ. 自分の名前を答えることが | 1. できる | 2. できない |
| オ. 今の季節を理解することが | 1. できる | 2. できない |
| カ. 自分がいる場所を答えることが | 1. できる | 2. できない |

7 行動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|----------------------------|-------|-----------|-------|
| ア. 物を盗られたなどと被害的になることが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
| イ. 作話をし周囲に言いふらすことが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
| ウ. 実際にはないものが見えたり、聞えることが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
| エ. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |

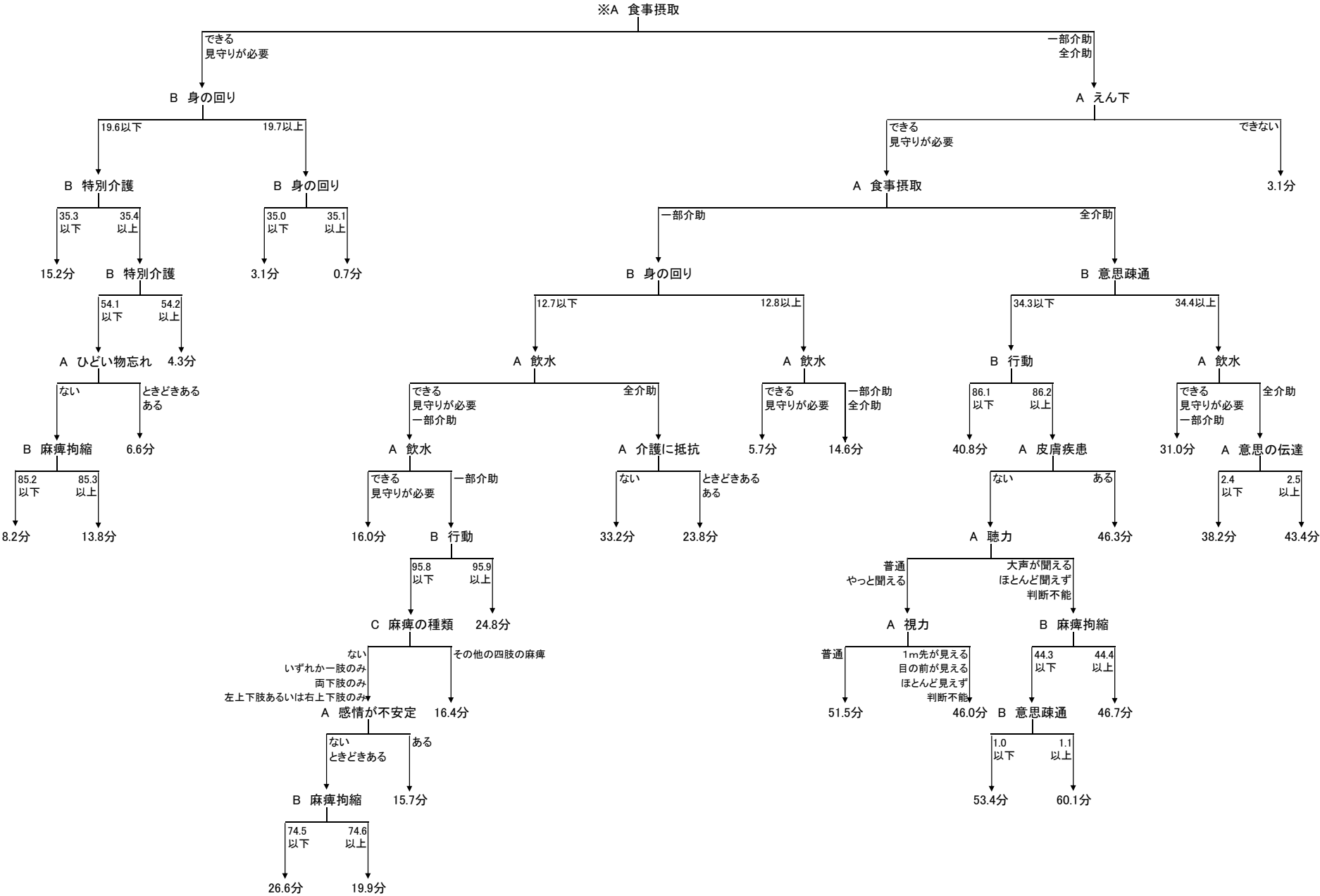
オ. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	1. ない	2. ときどきある	3. ある
カ. 暴言や暴行が	1. ない	2. ときどきある	3. ある
キ. しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ク. 大声をだすことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ケ. 助言や介護に抵抗することが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
コ. 目的もなく動き回ることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
サ. 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
シ. 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ス. 1人で外に出たがり目が離せないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
セ. いろいろなものを集めたり、無断でもってくるものが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ソ. 火の始末や火元の管理ができないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
タ. 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
チ. 不潔な行為を行う（排泄物を弄ぶ）ことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ツ. 食べられないものを口に入れることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
テ. ひどい物忘れが	1. ない	2. ときどきある	3. ある

8 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

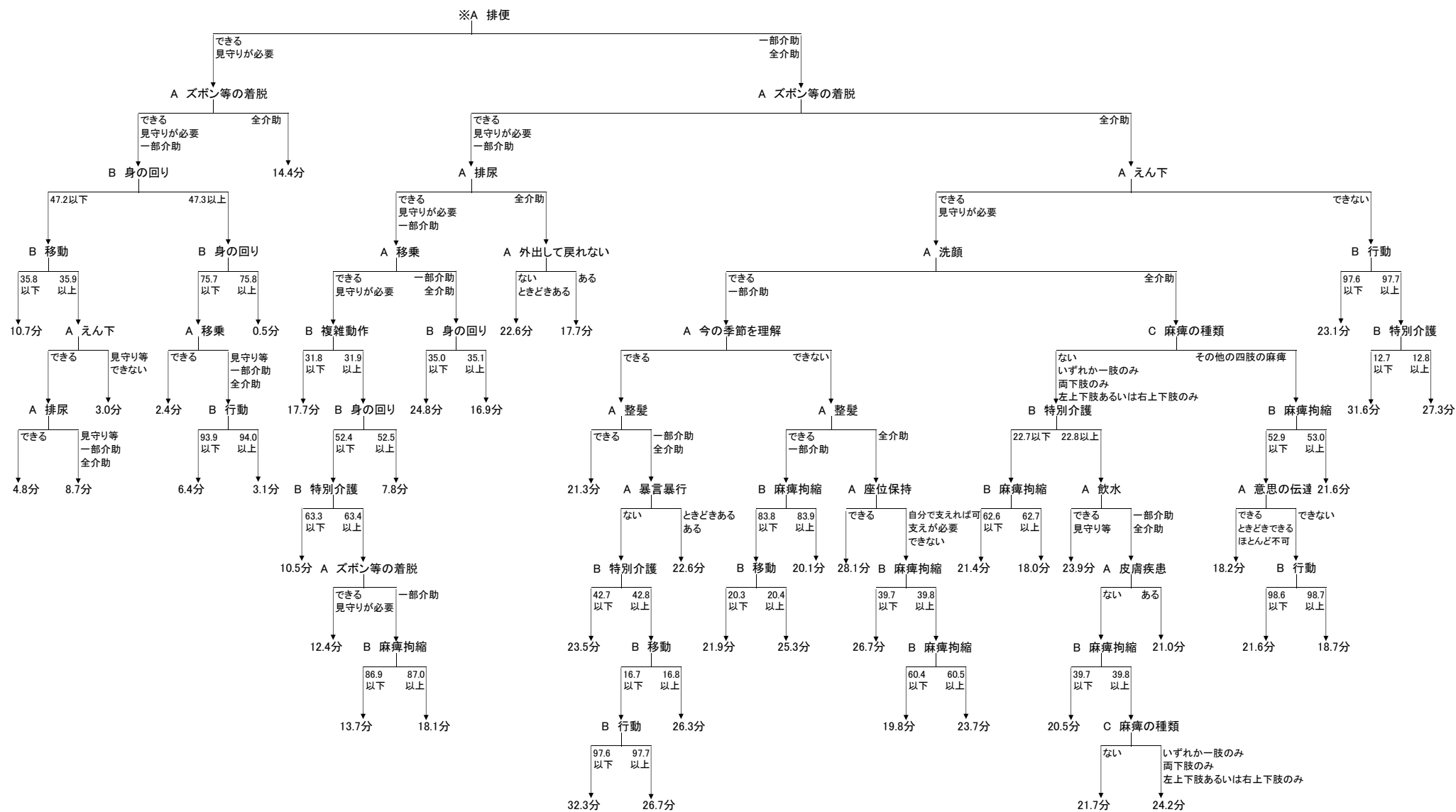
(複数回答可)

<u>処置内容</u>	1. 点滴の管理	2. 中心静脈栄養	3. 透析	4. ストーマ（人工肛門）の処置
	5. 酸素療法	6. レスピレーター（人工呼吸器）	7. 気管切開の処置	
	8. 疼痛の看護	9. 経管栄養		
<u>特別な対応</u>	10. モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）	11. じょくそうの処置		
<u>失禁への対応</u>	12. カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）			

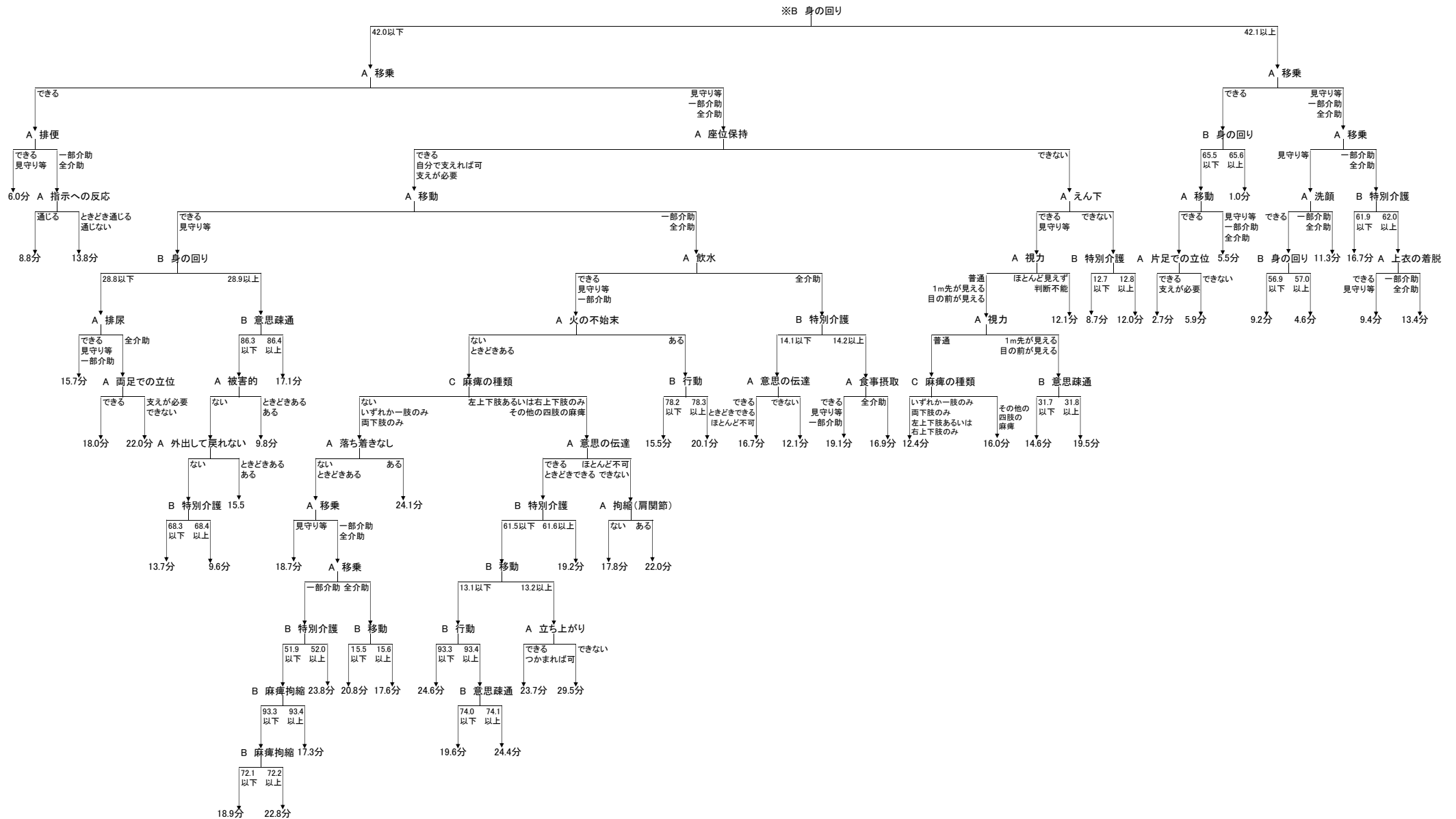
別表第二
直接生活介助
1 食事



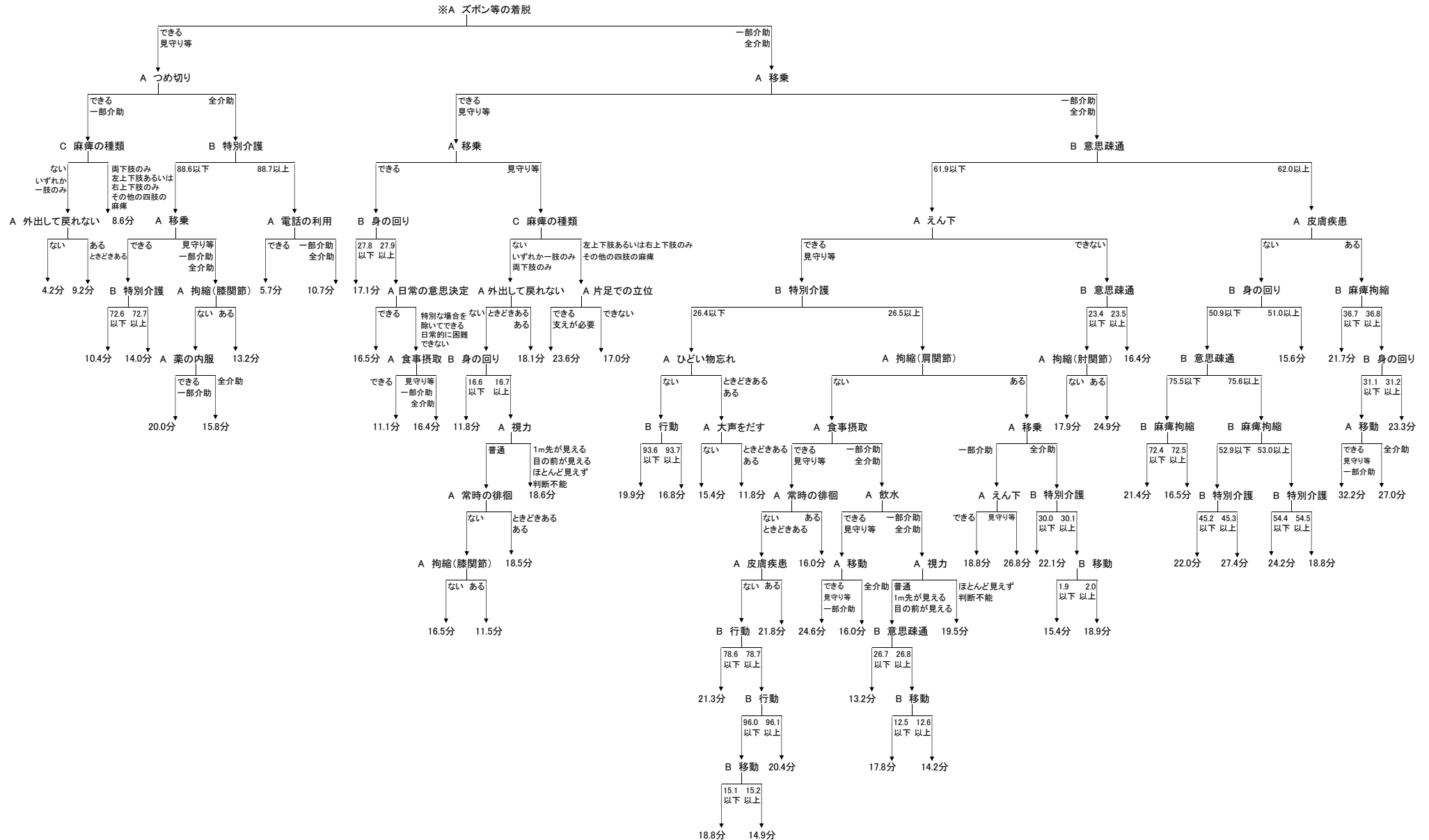
2 排泄



3 移動



4 清潔保持



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐に進む。

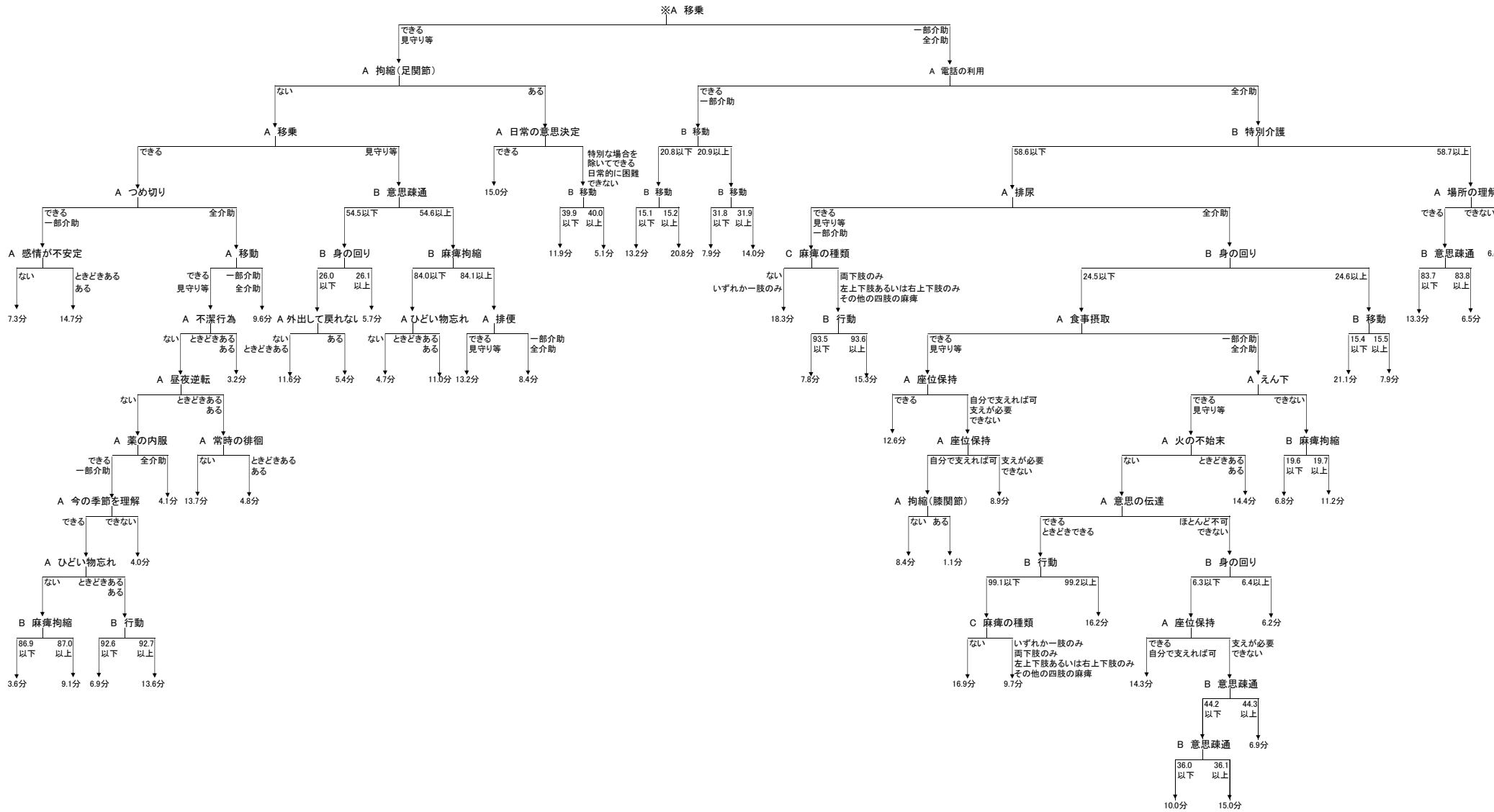
2. 次の分岐以降においても、1. と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。

3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。

4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。

5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。

別表第三
間接生活介助



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐に進む。

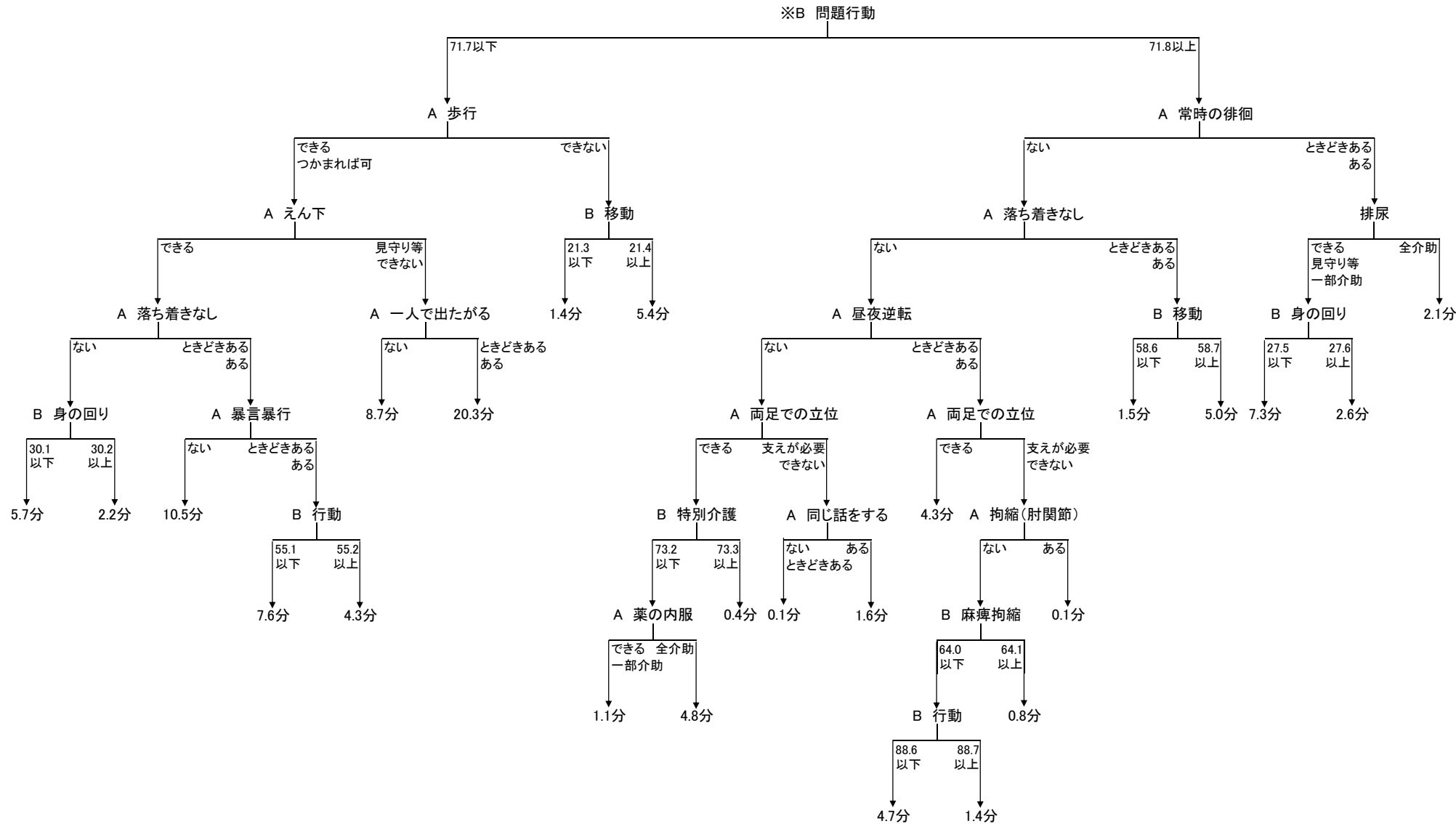
2. 次の分岐以降においても、1. と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。

3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。

4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。

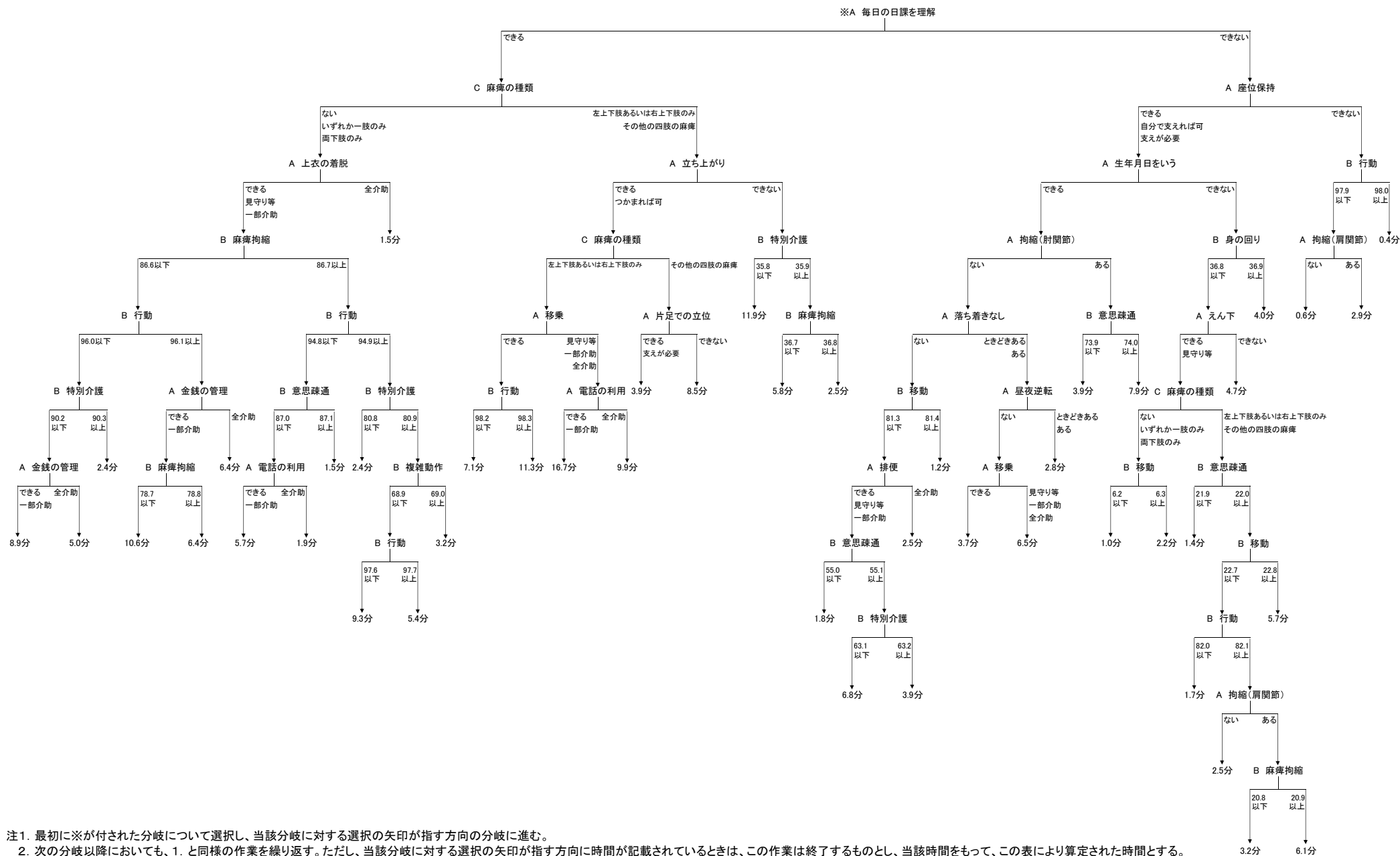
5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。

別表第四
問題行動関連行為



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐に進む。
2. 次の分岐以降においても、1. と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。
3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。
4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。

別表第五
機能訓練関連行為



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐に進む。

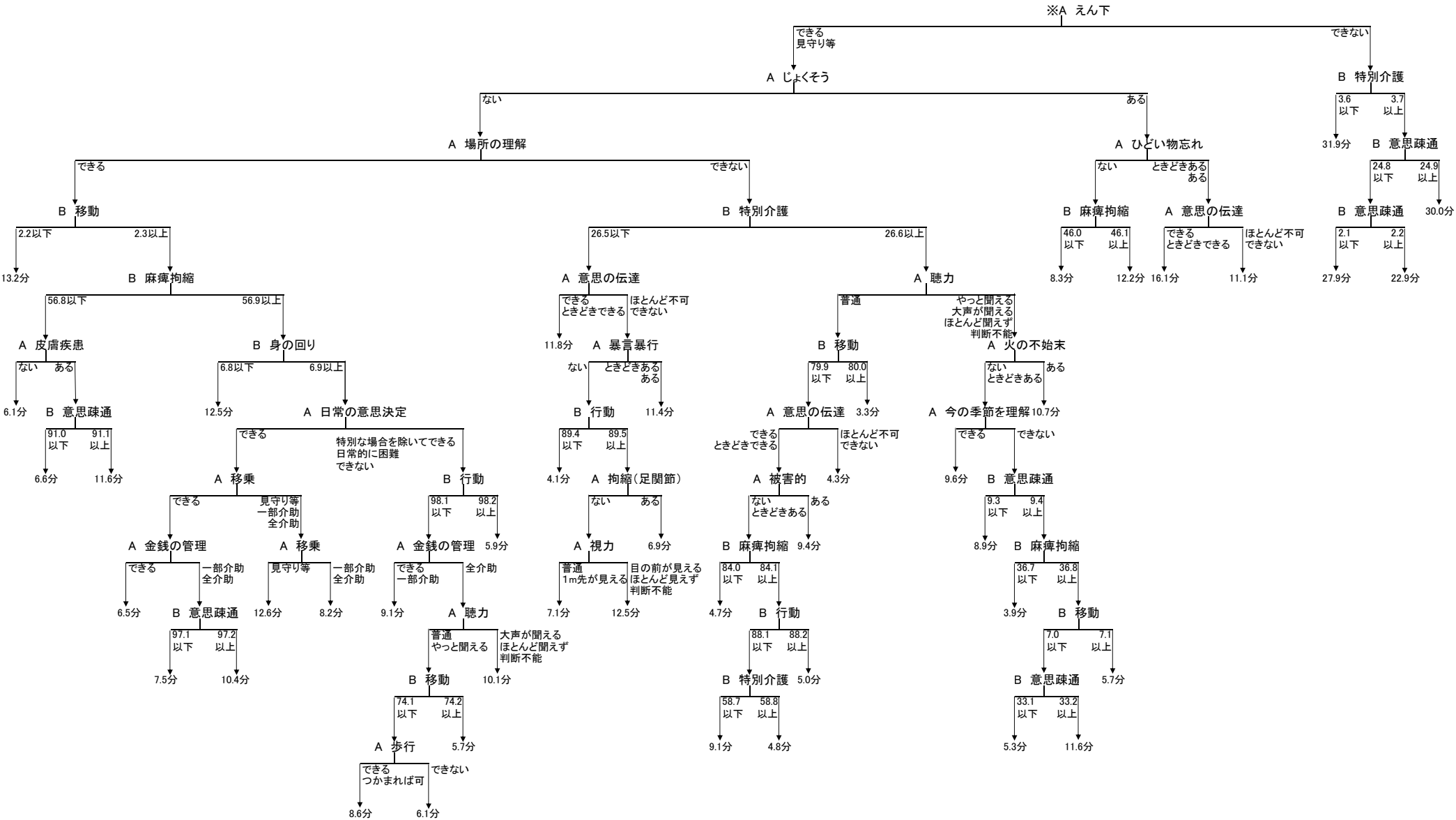
2. 次の分岐以降においても、1. と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。

3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。

4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。

5. Cの分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。

別表第六
医療関連行為



注1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐に進む。
2. 次の分岐以降においても、1. と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。
3. Aの分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。
4. Bの分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。

別表第七

特別な医療

区分	番号	項目名	時間(単位:分)
処置内容	1	点滴の管理	8.5
	2	中心静脈栄養	8.5
	3	透析	8.5
	4	ストーマの処置	3.8
	5	酸素療法	0.8
	6	レスピレーター	4.5
	7	気管切開の処置	5.6
	8	疼痛の看護	2.1
	9	経管栄養	9.1
特別な対応	10	モニター測定	3.6
	11	じょくそうの処置	4.0
失禁への対応	12	カテーテル	8.2

注 調査結果(8の項目)に基づき、当てはまるものに係る時間を合計する。

中間評価項目

群		項目		点数									
1	【麻痺拘縮】	麻痺	ない	16.0点	いずれか一肢のみ	13.3点	両下肢のみ	2.5点	左上下肢あるいは右上下肢のみ	3.5点	その他の四肢の麻痺	0.0点	
		拘縮(肩関節)	ない	15.8点	ある	0.0点							
		拘縮(肘関節)	ない	21.9点	ある	0.0点							
		拘縮(股関節)	ない	16.3点	ある	0.0点							
		拘縮(膝関節)	ない	10.5点	ある	0.0点							
		拘縮(足関節)	ない	19.5点	ある	0.0点							
		2	【移動】	寝返り	できる	14.5点							つかまれば可
起き上がり	できる			14.2点	つかまれば可	2.2点	できない	0.0点					
座位保持	できる			16.0点	自分で支えれば可	10.0点	支えが必要	2.6点					
両足での立位	できる			14.3点	支えが必要	3.1点	できない	0.0点					
歩行	できる			12.3点	つかまれば可	1.8点	できない	0.0点	全介助	0.0点			
移乗	自立			14.8点	見守り等	6.5点	一部介助	2.0点					
移動	自立			13.9点	見守り等	4.7点	一部介助	1.4点					
3	【複雑動作】	立ち上がり	できる	39.4点	つかまれば可	9.1点	できない	0.0点	行っていない	0.0点			
		片足での立位	できる	31.7点	支えが必要	6.0点	できない	0.0点					
		洗身	自立	28.8点	一部介助	28.9点	全介助	5.9点					
4	【特別介護】	じよくそう	ない	11.8点	ある	0.0点	できない	0.0点	全介助	0.0点			
		皮膚疾患	ない	1.9点	ある	0.0点							
		えん下	できる	21.1点	見守り等	7.5点							
		食事摂取	自立	18.8点	見守り等	9.0点					一部介助	5.3点	
		飲水	自立	19.4点	見守り等	9.7点					一部介助	5.4点	
		排尿	自立	13.6点	見守り等	4.2点					一部介助	2.5点	
		排便	自立	13.4点	見守り等	4.1点					一部介助	2.6点	
5	【身の回り】	口腔清潔	自立	11.0点	一部介助	6.4点	全介助	0.0点	全介助	0.0点			
		洗顔	自立	11.1点	一部介助	6.3点	全介助	0.0点					
		整髪	自立	10.3点	一部介助	6.2点	全介助	0.0点					
		つめ切り	自立	7.2点	一部介助	1.4点	全介助	0.0点					
		上衣の着脱	自立	10.9点	見守り等	5.7点	一部介助	4.4点					
		ズボン等の着脱	自立	10.5点	見守り等	5.1点	一部介助	4.2点					

	薬の内服	自立	11.4点	一部介助	4.7点	全介助	0.0点
	金銭の管理	自立	8.3点	一部介助	2.3点	全介助	0.0点
	電話の利用	自立	8.5点	一部介助	3.3点	全介助	0.0点
	日常の意思決定	できる	10.8点	特別な場合を除いてできる	6.4点	日常的に困難	2.9点
						できない	0.0点

6	【意思疎通】	視力	普通	13.7点	1m先が見える	1.6点	目の前が見える	2.3点	ほとんど見えず	0.6点	判断不能	0.0点
		聴力	普通	15.1点	やっと聞える	3.4点	大声が聞える	1.4点	ほとんど聞えず	0.1点	判断不能	0.0点
		意思の伝達	できる	13.3点	ときどきできる	7.7点	ほとんど不可	3.5点	できない	0.0点		
		指示への反応	通じる	12.7点	ときどき通じる	4.6点	通じない	0.0点				
		毎日の日課を理解	できる	5.9点	できない	0.0点						
		生年月日をいう	できる	7.7点	できない	0.0点						
		短期記憶	できる	6.0点	できない	0.0点						
		自分の名前をいう	できる	11.1点	できない	0.0点						
		今の季節を理解	できる	6.8点	できない	0.0点						
		場所の理解	できる	7.7点	できない	0.0点						

7	【行動】	被害的	ない	5.2点	ときどきある	2.5点	ある	0.0点
		作話	ない	6.0点	ときどきある	3.3点	ある	0.0点
		幻視幻聴	ない	4.9点	ときどきある	2.5点	ある	0.0点
		感情が不安定	ない	4.0点	ときどきある	1.8点	ある	0.0点
		昼夜逆転	ない	3.4点	ときどきある	1.8点	ある	0.0点
		暴言暴行	ない	5.5点	ときどきある	3.2点	ある	0.0点
		同じ話をする	ない	3.9点	ときどきある	1.7点	ある	0.0点
		大声をだす	ない	5.2点	ときどきある	3.1点	ある	0.0点
		介護に抵抗	ない	4.6点	ときどきある	2.7点	ある	0.0点
		常時の徘徊	ない	6.2点	ときどきある	4.2点	ある	0.0点
		落ち着きなし	ない	6.1点	ときどきある	3.9点	ある	0.0点
		外出して戻れない	ない	6.1点	ときどきある	4.3点	ある	0.0点
		一人で出たがる	ない	7.0点	ときどきある	4.3点	ある	0.0点
		収集癖	ない	6.3点	ときどきある	4.7点	ある	0.0点
		火の不始末	ない	3.2点	ときどきある	0.5点	ある	0.0点
		物や衣類を壊す	ない	7.9点	ときどきある	5.9点	ある	0.0点
		不潔行為	ない	5.2点	ときどきある	3.6点	ある	0.0点
		異食行動	ない	6.5点	ときどきある	5.4点	ある	0.0点
		ひどい物忘れ	ない	2.8点	ときどきある	0.4点	ある	0.0点

注1 調査結果に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を各群につき合計する。

2 麻痺の項のうち当てはまるものの選択は、別表第九により選択される麻痺の種類により行なうものとする。

別表第九

麻痺の種類

番号	調査項目における選択肢				麻 痺 の 種 類
	左上肢	右上肢	左下肢	右下肢	
1	ない	ない	ない	ない	ない
2	ある	ない	ない	ない	いずれか一肢のみ
3	ない	ある	ない	ない	いずれか一肢のみ
4	ない	ない	ある	ない	いずれか一肢のみ
5	ない	ない	ない	ある	いずれか一肢のみ
6	ある	ある	ない	ない	その他の四肢の麻痺
7	ある	ない	ある	ない	左上下肢あるいは右上下肢のみ
8	ある	ない	ない	ある	その他の四肢の麻痺
9	ない	ある	ある	ない	その他の四肢の麻痺
10	ない	ある	ない	ある	左上下肢あるいは右上下肢のみ
11	ない	ない	ある	ある	両下肢のみ
12	ある	ある	ある	ない	その他の四肢の麻痺
13	ある	ある	ない	ある	その他の四肢の麻痺
14	ある	ない	ある	ある	その他の四肢の麻痺
15	ない	ある	ある	ある	その他の四肢の麻痺
16	ある	ある	ある	ある	その他の四肢の麻痺

注 麻痺の種類を選択は、調査結果(1—1の項目)に基づき、当てはまるものを組み合わせて行うものとする。

○50歳 女性 視覚障害

食事	排せつ	移動	清潔 保持	間接	行動	機能 訓練	医療 関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
麻痺拘縮											
1-1	麻痺(左-上肢)					7 ア	被害的				
	麻痺(右-上肢)					7 イ	作話				
	麻痺(左-下肢)					7 ウ	幻視幻聴				
	麻痺(右-下肢)					7 エ	感情が不安定				
	麻痺(その他)					7 オ	昼夜逆転				
1-2	拘縮(肩関節)					7 カ	暴言暴行				
	拘縮(肘関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(股関節)					7 ク	大声を出す				
	拘縮(膝関節)					7 ケ	介護に抵抗				
	拘縮(足関節)					7 コ	常時の徘徊				
移動						7 サ	落ち着きなし				
2-1	寝返り					7 シ	外出して戻れない				
2-2	起き上がり					7 ス	1人で出たがる				
2-3	座位保持					7 セ	収集癖				
2-4	両足での立位					7 ソ	火の不始末				
2-5	歩行					7 タ	物や衣類を壊す				
2-6	移乗					7 チ	不潔行為				
2-7	移動		一部介助			7 ツ	異食行動				
複雑動作						7 テ	ひどい物忘れ				
3-1	立ち上がり					特別な医療					
3-2	片足での立位					8-1	点滴の管理				
3-3	洗身					8-2	中心静脈栄養				
特別介護						8-3	透析				
4-1 ア.	じょくそう					8-4	ストーマの処置				
4-1 イ.	皮膚疾患					8-5	酸素療法				
4-2	えん下					8-6	レスピレーター				
4-3	食事摂取					8-7	気管切開の処置				
4-4	飲水					8-8	疼痛の看護				
4-5											

非該当 → 区分Ⅰ その2

(事例)

○30歳 女性 中度知的障害
 ○発音が不明瞭で会話が通じないことがある。
 ○初対面の人とは会話できない。集団参加は一人でできない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分Ⅰ
障害程度区分基準時間:	23.2分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群 調査結果			行動 調査結果		
麻痺拘縮					
1-1	麻痺(左-上肢)		7 ア	被害的	
	麻痺(右-上肢)		7 イ	作話	
	麻痺(左-下肢)		7 ウ	幻視幻聴	
	麻痺(右-下肢)		7 エ	感情が不安定	
	麻痺(その他)		7 オ	昼夜逆転	
1-2	拘縮(肩関節)		7 カ	暴言暴行	
	拘縮(肘関節)		7 キ	同じ話をする	
	拘縮(股関節)		7 ク	大声を出す	
	拘縮(膝関節)		7 ケ	介護に抵抗	
	拘縮(足関節)		7 コ	常時の徘徊	
	拘縮(その他)		7 サ	落ち着きなし	
			7 シ	外出して戻れない	
移動			7 ス	1人で出たがる	
2-1	寝返り		7 セ	収集癖	
2-2	起き上がり		7 ソ	火の不始末	
2-3	座位保持		7 タ	物や衣類を壊す	
2-4	両足での立位		7 チ	不潔行為	
2-5	歩行		7 ツ	異食行動	
2-6	移乗		7 テ	ひどい物忘れ	
2-7	移動		特別な医療		
複雑動作			8-1	点滴の管理	
3-1	立ち上がり		8-2	中心静脈栄養	
3-2	片足での立位		8-3	透析	
3-3	洗身		8-4	ストーマの処置	
特別介護			8-5	酸素療法	
4-1 ア.	じょうそう		8-6	レスピレーター	
4-1 イ.	皮膚疾患		8-7	気管切開の処置	
4-2	えん下		8-8	疼痛の看護	
4-3	食事摂取		8-9	経管栄養	
4-4	飲水		8-10	モニター測定	
4-5	排尿		8-11	じょうそうの処置	
4-6	排便		8-12	カテーテル	
身の回り			B1項目群		
5-1 ア.	口腔清潔		9-1	調理	
5-1 イ.	洗顔		9-2	食事の配下膳	
5-1 ウ.	整髪		9-3	掃除	見守り、一部介助
5-1 エ.	つめ切り		9-4	洗濯	
5-2 ア.	上衣の着脱		9-5	入浴の準備片付け	
5-2 イ.	ズボン等の着脱		9-6	買い物	
5-3	薬の内服		9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助	B2項目群		
5-5	電話の利用		7 ト	こだわり	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外不可	7 ナ	多動・行動停止	
意思疎通			7 ニ	不安定な行動	
6-1	視力		7 ヌ	自ら叩く等の行為	
6-2	聴力		7 ネ	他を叩く等の行為	
6-3 ア.	意思の伝達		7 ノ	興味等による行動	
6-4 ア.	指示への反応		7 ハ	通常と違う声	
6-5 ア.	毎日の日課を理解		7 ヒ	突発的行動	
6-5 イ.	生年月日をいう		7 ホ	反復的行動	
6-5 ウ.	短期記憶		C項目群		
6-5 エ.	自分の名前をいう		6-3-1	独自の意思伝達	
6-5 オ.	今の季節を理解		6-4-1	説明の理解	
6-5 カ.	場所の理解		7 フ	過食、反すう等	
			7 ヘ	憂鬱で悲観的	
			7 マ	対人面の不安緊張	
			7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
			7 ム	話がまとまらない	
			7 メ	集中力が続かない	
			7 モ	自己の過大評価	ときどきある
			7 ヤ	疑い深く拒否的	
			9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	100.0	100.0

非該当 →区分1 その3

(事例)

○60歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	一部介助
5-1イ.	洗顔	一部介助
5-1ウ.	整髪	一部介助
5-1エ.	つめ切り	
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3ア	意思の伝達	
6-4ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7 ア	被害的	
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	
7 ケ	介護に抵抗	
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群		調査結果
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-1イ	独自の意思伝達	
6-4-1イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	86.5	100.0	100.0

区分1 → 区分2 その1

(事例)

○60歳 女性 視覚障害・聴覚障害
○通院や買い物以外外出することはほとんどない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	28.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	5.7分	9.1分	0.4分	3.2分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
麻痺拘縮						7 ア	被害的				
1-1	麻痺(左-上肢)					7 イ	作話				
	麻痺(右-上肢)					7 ウ	幻視幻聴				
	麻痺(左-下肢)					7 エ	感情が不安定				
	麻痺(右-下肢)					7 オ	昼夜逆転				
	麻痺(その他)					7 カ	暴言暴行				
1-2	拘縮(肩関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(肘関節)					7 ク	大声を出す				
	拘縮(股関節)					7 ケ	介護に抵抗				
	拘縮(膝関節)					7 コ	常時の徘徊				
	拘縮(足関節)					7 サ	落ち着きなし				
拘縮(その他)					7 シ	外出して戻れない					
移動						7 ス	1人で出たがる				
2-1	寝返り					7 セ	収集癖				
2-2	起き上がり					7 ソ	火の不始末				
2-3	座位保持					7 タ	物や衣類を壊す				
2-4	両足での立位					7 チ	不潔行為				
2-5	歩行					7 ツ	異食行動				
2-6	移乗					7 テ	ひどい物忘れ				
2-7	移動					特別な医療					
複雑動作						8-1	点滴の管理				
3-1	立ち上がり					8-2	中心静脈栄養				
3-2	片足での立位					8-3	透析				
3-3	洗身					8-4	ストマの処置				
特別介護						8-5	酸素療法				
4-1 ア.	じょくそう					8-6	レスピレーター				
4-1 イ.	皮膚疾患					8-7	気管切開の処置				
4-2	えん下					8-8	疼痛の看護				
4-3	食事摂取					8-9	経管栄養				
4-4	飲水					8-10	モニター測定				
4-5	排尿					8-11	じょくそうの処置				
4-6	排便					8-12	カテーテル				
身の回り						B1項目群					
5-1 ア.	口腔清潔					9-1	調理			見守り、一部介助	
5-1 イ.	洗顔					9-2	食事の配下膳			見守り、一部介助	
5-1 ウ.	整髪					9-3	掃除			見守り、一部介助	
5-1 エ.	つめ切り				全介助	9-4	洗濯				
5-2 ア.	上衣の着脱					9-5	入浴の準備片付け				
5-2 イ.	ズボン等の着脱					9-6	買い物			見守り、一部介助	
5-3	薬の内服				一部介助	9-7	交通手段の利用			全介助	
5-4	金銭の管理				一部介助	B2項目群					
5-5	電話の利用					7 ト	こだわり				
5-6	日常の意思決定					7 ナ	多動・行動停止				
意思疎通						7 ニ	不安定な行動				
6-1	視力				ほとんど見えず	7 ヌ	自ら叩く等の行為				
6-2	聴力				ほとんど聞こえず	7 ネ	他を叩く等の行為				
6-3-ア	意思の伝達					7 ノ	興味等による行動				
6-4-ア	指示への反応					7 ハ	通常と違う声				
6-5 ア.	毎日の日課を理解					7 ヒ	突発的行動				
6-5 イ.	生年月日をいう					7 ホ	反復的行動			ときどきある	
6-5 ウ.	短期記憶					C項目群					
6-5 エ.	自分の名前をいう					6-3-イ	独自の意思伝達				
6-5 オ.	今の季節を理解					6-4-イ	説明の理解				
6-5 カ.	場所の理解										

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	80.1	71.9	100.0

7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	ときどきある
7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	ときどきある
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	全介助

区分1 →区分2 その2

(事例)

○50歳 女性 軽度知的障害
○髪の毛を引っ張る、突然しゃべり出す等の行動もあるが服薬はしていない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	26.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左一上肢)	
	麻痺(右一上肢)	
	麻痺(左一下肢)	
	麻痺(右一下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	一部介助
特別介護		
4-1ア.	じょうそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	一部介助
5-1イ.	洗顔	一部介助
5-1ウ.	整髪	一部介助
5-1エ.	つめ切り	一部介助
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3ア	意思の伝達	
6-4ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	100.0	100.0	63.8	100.0	100.0

行動		調査結果
7 ア	被害的	
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	ときどきある
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	
7 ケ	介護に抵抗	
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスビレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょうそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	見守り、一部介助
9-4	洗濯	見守り、一部介助
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助

B2項目群		
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	

C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

区分1 → 区分2 その3

(事例)

○50歳 女性 妄想、家族への抵抗あり
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	31.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.7分	7.3分	4.0分	3.2分	10.4分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1ア.	じよくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	
5-1イ.	洗顔	
5-1ウ.	整髪	
5-1エ.	つめ切り	
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7 ア	被害的	
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	ときどきある
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	ときどきある
7 ク	大声を出す	
7 ケ	介護に抵抗	
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じよくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群		
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	

C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	ときどきある
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	94.0	100.0	95.4

区分2 → 区分3 その1

(事例)

○35歳 女性 肢体不自由・視覚障害

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	41.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	8.6分	14.7分	2.6分	7.1分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果		
麻痺拘縮					
1-1	麻痺(左-上肢)		ある		
	麻痺(右-上肢)				
	麻痺(左-下肢)				
	麻痺(右-下肢)		ある		
	麻痺(その他)				
1-2	拘縮(肩関節)		ある		
	拘縮(肘関節)				
	拘縮(股関節)				
	拘縮(膝関節)				
	拘縮(足関節)				
拘縮(その他)					
移動					
2-1	寝返り				
2-2	起き上がり				
2-3	座位保持				
2-4	両足での立位				
2-5	歩行				
2-6	移乗				
2-7	移動		一部介助		
複雑動作					
3-1	立ち上がり				
3-2	片足での立位				
3-3	洗身				
特別介護					
4-1 ア.	じょくそう				
4-1 イ.	皮膚疾患				
4-2	えん下				
4-3	食事摂取				
4-4	飲水				
4-5	排尿				
4-6	排便				
身の回り					
5-1 ア.	口腔清潔				
5-1 イ.	洗顔				
5-1 ウ.	整髪				
5-1 エ.	つめ切り				
5-2 ア.	上衣の着脱				
5-2 イ.	ズボン等の着脱		一部介助		
5-3	薬の内服				
5-4	金銭の管理				
5-5	電話の利用				
5-6	日常の意思決定				
意思疎通					
6-1	視力		ほとんど見えず		
6-2	聴力				
6-3-ア	意思の伝達				
6-4-ア	指示への反応				
6-5ア.	毎日の日課を理解				
6-5イ.	生年月日をいう				
6-5ウ.	短期記憶		できない		
6-5エ.	自分の名前をいう				
6-5オ.	今の季節を理解				
6-5カ.	場所の理解				

行動			調査結果		
7 ア	被害的				
7 イ	作話				
7 ウ	幻視幻聴				
7 エ	感情が不安定		ときどきある		
7 オ	昼夜逆転		ときどきある		
7 カ	暴言暴行				
7 キ	同じ話をする				
7 ク	大声を出す				
7 ケ	介護に抵抗				
7 コ	常時の徘徊		ときどきある		
7 サ	落ち着きなし				
7 シ	外出して戻れない				
7 ス	1人で出たがる				
7 セ	収集癖				
7 ソ	火の不始末				
7 タ	物や衣類を壊す				
7 チ	不潔行為				
7 ツ	異食行動				
7 テ	ひどい物忘れ		ときどきある		
特別な医療					
8-1	点滴の管理				
8-2	中心静脈栄養				
8-3	透析				
8-4	ストマの処置				
8-5	酸素療法				
8-6	レスピレーター				
8-7	気管切開の処置				
8-8	疼痛の看護				
8-9	経管栄養				
8-10	モニター測定				
8-11	じょくそうの処置				
8-12	カテーテル				

B1項目群		
9-1	調理	
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助
B2項目群		
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ノ	自ら叩く等の行為	週に1回以上
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	
C項目群		
6-3-1	独自の意思伝達	
6-4-1	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	週に1回以上
7 ヘ	憂鬱で悲観的	
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7 ム	話がまとまらない	ときどきある
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	一部介助

3 中間評価項目得点表						
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
71.7	87.5	99.9	100.0	93.3	80.9	91.8

区分2 →区分3 その2

(事例)

○45歳 男性 最重度知的障害
 ○発音が不明瞭で、しかも会話の内容がまとまらないため相手に伝わらない。
 ○日常生活全般にわたり能力が低下してきている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	39.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	14.7分	0.4分	5.7分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
	拘縮(その他)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1 ア.	じょくそう	
4-1 イ.	皮膚疾患	ある
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1 ア.	口腔清潔	
5-1 イ.	洗顔	
5-1 ウ.	整髪	
5-1 エ.	つめ切り	一部介助
5-2 ア.	上衣の着脱	一部介助
5-2 イ.	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	一部介助
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる
6-4-ア	指示への反応	ときどき通じる
6-5 ア.	毎日の日課を理解	
6-5 イ.	生年月日をいう	
6-5 ウ.	短期記憶	
6-5 エ.	自分の名前をいう	
6-5 オ.	今の季節を理解	
6-5 カ.	場所の理解	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	98.1	61.3	86.3	91.2

行動		調査結果	
7 ア	被害的		
7 イ	作話		
7 ウ	幻視幻聴		
7 エ	感情が不安定		ときどきある
7 オ	昼夜逆転		
7 カ	暴言暴行		ときどきある
7 キ	同じ話をする		ときどきある
7 ク	大声を出す		ときどきある
7 ケ	介護に抵抗		
7 コ	常時の徘徊		
7 サ	落ち着きなし		
7 シ	外出して戻れない		
7 ス	1人で出たがる		
7 セ	収集癖		
7 ソ	火の不始末		
7 タ	物や衣類を壊す		
7 チ	不潔行為		
7 ツ	異食行動		
7 テ	ひどい物忘れ		
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じょくそうの処置		
8-12	カテーテル		

B1項目群		調査結果	
9-1	調理		見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
9-3	掃除		見守り、一部介助
9-4	洗濯		見守り、一部介助
9-5	入浴の準備片付け		見守り、一部介助
9-6	買い物		見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助

B2項目群		調査結果	
7 ト	こだわり		
7 ナ	多動・行動停止		
7 ニ	不安定な行動		
7 ノ	自ら叩く等の行為		
7 ネ	他を叩く等の行為		
7 ノ	興味等による行動		
7 ハ	通常と違う声		
7 ヒ	突発的行動		
7 ホ	反復的行動		

C項目群		調査結果	
6-3-イ	独自の意思伝達		ときどきできる
6-4-イ	説明の理解		
7 フ	過食、反すう等		
7 ヘ	豪鬱で悲観的		
7 マ	対人面の不安緊張		
7 ミ	意欲が乏しい		
7 ム	話がまとまらない		ある
7 メ	集中力が続かない		ある
7 モ	自己の過大評価		
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

区分2 → 区分3 その3

(事例)

○50歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害2点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	37.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	9.2分	14.7分	2.6分	1.5分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
麻痺拘縮											
1-1	麻痺(左-上肢)					7 ア	被害的				
	麻痺(右-上肢)					7 イ	作話				
	麻痺(左-下肢)					7 ウ	幻視幻聴				
	麻痺(右-下肢)					7 エ	感情が不安定		ときどきある		
	麻痺(その他)					7 オ	昼夜逆転				
1-2	拘縮(肩関節)					7 カ	暴言暴行		ときどきある		
	拘縮(肘関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(股関節)					7 ク	大声を出す				
	拘縮(膝関節)					7 ケ	介護に抵抗		ときどきある		
	拘縮(足関節)					7 コ	常時の徘徊		ときどきある		
拘縮(その他)					7 サ	落ち着きなし					
					7 シ	外出して戻れない		ときどきある			
移動						7 ス	1人で出たがる				
2-1	寝返り					7 セ	収集癖				
2-2	起き上がり					7 ソ	火の不始末				
2-3	座位保持					7 タ	物や衣類を壊す				
2-4	両足での立位					7 チ	不潔行為				
2-5	歩行					7 ツ	異食行動				
2-6	移乗					7 テ	ひどい物忘れ		ときどきある		
2-7	移動					特別な医療					
複雑動作						8-1	点滴の管理				
3-1	立ち上がり					8-2	中心静脈栄養				
3-2	片足での立位		支えが必要			8-3	透析				
3-3	洗身					8-4	ストーマの処置				
特別介護						8-5	酸素療法				
4-1 ア	じょくそう					8-6	レスビレーター				
4-1 イ	皮膚疾患					8-7	気管切開の処置				
4-2	えん下					8-8	疼痛の看護				
4-3	食事摂取					8-9	経管栄養				
4-4	飲水					8-10	モニター測定				
4-5	排尿					8-11	じょくそうの処置				
4-6	排便					8-12	カテーテル				
身の回り						B1項目群					
5-1 ア	口腔清潔					9-1	調理		見守り、一部介助		
5-1 イ	洗顔					9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助		
5-1 ウ	整髪					9-3	掃除				
5-1 エ	つめ切り					9-4	洗濯				
5-2 ア	上衣の着脱					9-5	入浴の準備片付け				
5-2 イ	ズボン等の着脱					9-6	買い物				
5-3	薬の内服					9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助		
5-4	金銭の管理		一部介助			B2項目群					
5-5	電話の利用					7 ト	こだわり		ときどきある		
5-6	日常の意思決定					7 ナ	多動・行動停止				
意思疎通						7 ニ	不安定な行動		週に1回以上		
6-1	視力					7 ヌ	自ら叩く等の行為				
6-2	聴力					7 ネ	他を叩く等の行為				
6-3-ア	意思の伝達					7 ノ	興味等による行動				
6-4-ア	指示への反応					7 ハ	通常と違う声				
6-5 ア	毎日の日課を理解					7 ヒ	突発的行動		希にある		
6-5 イ	生年月日をいう					7 ホ	反復的行動				
6-5 ウ	短期記憶		できない			C項目群					
6-5 エ	自分の名前をいう					6-3-イ	独自の意思伝達				
6-5 オ	今の季節を理解					6-4-イ	説明の理解				
6-5 カ	場所の理解										

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	74.2	100.0	94.0	94.0	87.4

区分3 → 区分4 その1

(事例)

○55歳 女性 肢体不自由・視覚障害・最重度知的障害

○日中はほとんど外出しない。身体に執着し、血が出るまで爪を切ったりほくろをきったりすることがある。環境の変化と集団生活に適應できない。

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
障害程度区分基準時間:	区分3 64.4分	区分3	区分4

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
5.7分	10.5分	13.8分	16.4分	5.1分	2.2分	5.0分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果
麻痺拘縮			
1-1	麻痺(左-上肢)		
	麻痺(右-上肢)		
	麻痺(左-下肢)		
	麻痺(右-下肢)		
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)		
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		ある
移動			
2-1	寝返り		
2-2	起き上がり		
2-3	座位保持		
2-4	両足での立位		
2-5	歩行		
2-6	移乗		
2-7	移動		見守り等
複雑動作			
3-1	立ち上がり		つかまれば可
3-2	片足での立位		支えが必要
3-3	洗身		一部介助
特別介護			
4-1ア.	じよくそう		
4-1イ.	皮膚疾患		ある
4-2	えん下		
4-3	食事摂取		一部介助
4-4	飲水		見守り等
4-5	排尿		見守り等
4-6	排便		一部介助
身の回り			
5-1ア.	口腔清潔		一部介助
5-1イ.	洗顔		一部介助
5-1ウ.	整髪		一部介助
5-1エ.	つめ切り		一部介助
5-2ア.	上衣の着脱		一部介助
5-2イ.	ズボン等の着脱		一部介助
5-3	薬の内服		一部介助
5-4	金銭の管理		全介助
5-5	電話の利用		全介助
5-6	日常の意思決定		日常的に困難
意思疎通			
6-1	視力		目の前が見える
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達		ときどきできる
6-4-ア	指示への反応		ときどき通じる
6-5ア.	毎日の日課を理解		
6-5イ.	生年月日をいう		できない
6-5ウ.	短期記憶		
6-5エ.	自分の名前をいう		
6-5オ.	今の季節を理解		できない
6-5カ.	場所の理解		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
80.5	90.8	44.0	54.7	36.5	60.4	67.9

行動			調査結果
7 ア	被害的		ある
7 イ	作話		
7 ウ	幻視幻聴		ある
7 エ	感情が不安定		ある
7 オ	昼夜逆転		
7 カ	暴言暴行		ある
7 キ	同じ話をする		
7 ク	大声を出す		ある
7 ケ	介護に抵抗		ある
7 コ	常時の徘徊		
7 サ	落ち着きなし		
7 シ	外出して戻れない		
7 ス	1人で出たがる		ときどきある
7 セ	収集癖		
7 ソ	火の不始末		
7 タ	物や衣類を壊す		
7 チ	不潔行為		
7 ツ	異食行動		
7 テ	ひどい物忘れ		
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じよくそうの処置		
8-12	カテーテル		

B1項目群		
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	全介助
9-6	買い物	全介助
9-7	交通手段の利用	全介助

B2項目群		
7 ト	こだわり	ある
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	ほぼ毎日
7 ヌ	自ら叩く等の行為	希にある
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	ある

C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	ときどきできる
6-4-イ	説明の理解	ときどきできる
7 フ	過食、反すう等	ほぼ毎日
7 ヘ	憂鬱で悲観的	
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	ある
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	一部介助

区分3 → 区分4 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
○身長145cm、体重78kgと肥満である。
○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3	区分4
障害程度区分基準時間:	60.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群	調査結果
麻痺拘縮	
1-1	麻痺(左-上肢) 麻痺(右-上肢) 麻痺(左-下肢) 麻痺(右-下肢) 麻痺(その他)
1-2	拘縮(肩関節) 拘縮(肘関節) 拘縮(股関節) 拘縮(膝関節) 拘縮(足関節) 拘縮(その他)
移動	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動
複雑動作	
3-1	立ち上がり
3-2	片足での立位
3-3	洗身
特別介護	
4-1ア	じょくそう
4-1イ	皮膚疾患
4-2	えん下
4-3	食事摂取
4-4	飲水
4-5	排尿
4-6	排便
身の回り	
5-1ア	口腔清潔
5-1イ	洗顔
5-1ウ	整髪
5-1エ	つめ切り
5-2ア	上衣の着脱
5-2イ	ズボン等の着脱
5-3	薬の内服
5-4	金銭の管理
5-5	電話の利用
5-6	日常の意思決定
意思疎通	
6-1	視力
6-2	聴力
6-3ア	意思の伝達
6-4ア	指示への反応
6-5ア	毎日の日課を理解
6-5イ	生年月日をいう
6-5ウ	短期記憶
6-5エ	自分の名前をいう
6-5オ	今の季節を理解
6-5カ	場所の理解

行動	調査結果
7ア	被害的
7イ	作話
7ウ	幻視幻聴
7エ	感情が不安定
7オ	昼夜逆転
7カ	暴言暴行
7キ	同じ話をする
7ク	大声を出す
7ケ	介護に抵抗
7コ	常時の徘徊
7サ	落ち着きなし
7シ	外出して戻れない
7ス	1人で出たがる
7セ	収集癖
7ソ	火の不始末
7タ	物や衣類を壊す
7チ	不潔行為
7ツ	異食行動
7テ	ひどい物忘れ
特別な医療	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

B1項目群	調査結果
9-1	調理
9-2	食事の配下膳
9-3	掃除
9-4	洗濯
9-5	入浴の準備片付け
9-6	買い物
9-7	交通手段の利用

B2項目群	調査結果
7ト	こだわり
7ナ	多動・行動停止
7ニ	不安定な行動
7ヌ	自ら叩く等の行為
7ネ	他を叩く等の行為
7ノ	興味等による行動
7ハ	通常と違う声
7ヒ	突発的行動
7ホ	反復的行動

C項目群	調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達
6-4-イ	説明の理解
7フ	過食、反すう等
7ヘ	憂鬱で悲観的
7マ	対人面の不安緊張
7ミ	意欲が乏しい
7ム	話がまとまらない
7メ	集中力が続かない
7モ	自己の過大評価
7ヤ	疑い深く拒否的
9-8	文字の視覚的認識

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5

区分3 → 区分4 その3

(事例)

○60歳 男性 幻聴、てんかん発作あり。
○2軸評価 精神症状4点、能力障害4点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3	区分4
障害程度区分基準時間:	53.0分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	8.7分	6.0分	14.0分	4.8分	2.6分	7.1分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果		行動		調査結果		
麻痺拘縮									
1-1	麻痺(左-上肢)		ある		7 ア	被害的			
	麻痺(右-上肢)				7 イ	作話	ときどきある		
	麻痺(左-下肢)		ある		7 ウ	幻視幻聴			
	麻痺(右-下肢)				7 エ	感情が不安定			
	麻痺(その他)				7 オ	昼夜逆転	ときどきある		
1-2	拘縮(肩関節)		ある		7 カ	暴言暴行			
	拘縮(肘関節)				7 キ	同じ話をする			
	拘縮(股関節)				7 ク	大声を出す			
	拘縮(膝関節)				7 ケ	介護に抵抗	ときどきある		
	拘縮(足関節)				7 コ	常時の徘徊	ときどきある		
拘縮(その他)				7 サ	落ち着きなし				
移動							7 シ	外出して戻れない	ときどきある
2-1	寝返り				7 ス	1人で出たがる	ときどきある		
2-2	起き上がり		つかまれば可		7 セ	収集癖			
2-3	座位保持		自分で支えれば可		7 ソ	火の不始末	ときどきある		
2-4	両足での立位				7 タ	物や衣類を壊す	ときどきある		
2-5	歩行		つかまれば可		7 チ	不潔行為			
2-6	移乗		見守り等		7 ツ	異食行動			
2-7	移動				7 テ	ひどい物忘れ	ときどきある		
複雑動作							特別な医療		
3-1	立ち上がり		つかまれば可		8-1	点滴の管理			
3-2	片足での立位		つかまれば可		8-2	中心静脈栄養			
3-3	洗身		一部介助		8-3	透析			
特別介護							8-4	ストーマの処置	
4-1 ア.	じょくそう				8-5	酸素療法			
4-1 イ.	皮膚疾患				8-6	レスピレーター			
4-2	えん下				8-7	気管切開の処置			
4-3	食事摂取				8-8	疼痛の看護			
4-4	飲水				8-9	経管栄養			
4-5	排尿		見守り等		8-10	モニター測定			
4-6	排便		見守り等		8-11	じょくそうの処置			
身の回り							8-12	カテーテル	
5-1 ア.	口腔清潔		全介助		B1項目群				
5-1 イ.	洗顔		一部介助		9-1	調理	全介助		
5-1 ウ.	整髪		一部介助		9-2	食事の配下膳	全介助		
5-1 エ.	つめ切り		全介助		9-3	掃除	全介助		
5-2 ア.	上衣の着脱		一部介助		9-4	洗濯	全介助		
5-2 イ.	ズボン等の着脱		一部介助		9-5	入浴の準備片付け	見守り、一部介助		
5-3	薬の内服		全介助		9-6	買い物	見守り、一部介助		
5-4	金銭の管理		一部介助		9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助		
5-5	電話の利用				B2項目群				
5-6	日常の意思決定		特別な場合以外可		7 ト	こだわり			
意思疎通							7 ナ	多動・行動停止	希にある
6-1	視力				7 ニ	不安定な行動			
6-2	聴力				7 ヌ	自ら叩く等の行為			
6-3 ア	意思の伝達		ときどきできる		7 ネ	他を叩く等の行為			
6-4 ア	指示への反応				7 ノ	興味等による行動			
6-5 ア.	毎日の日課を理解				7 ハ	通常と違う声			
6-5 イ.	生年月日をいう				7 ヒ	突発的行動	希にある		
6-5 ウ.	短期記憶				7 ホ	反復的行動			
6-5 エ.	自分の名前をいう				C項目群				
6-5 オ.	今の季節を理解				6-3-1	独自の意思伝達			
6-5 カ.	場所の理解				6-4-1	説明の理解			
3 中間評価項目得点表							7 フ	過食、反すう等	
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動	7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
71.7	62.3	44.0	81.3	40.5	94.4	80.2	7 マ	対人面の不安緊張	
							7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
							7 ム	話がまとまらない	
							7 メ	集中力が続かない	ときどきある
							7 モ	自己の過大評価	
							7 ヤ	疑い深く拒否的	ときどきある
							9-8	文字の視覚的認識	

区分4 →区分5 その1

(事例)

○20歳 女性 肢体不自由・重度知的障害
○行動障害あり。

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
障害程度区分基準時間:	区分4	区分4	区分5
	82.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
16.0分	12.4分	8.8分	14.0分	13.7分	5.0分	7.1分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果					
麻痺拘縮														
1-1	麻痺(左一上肢)		あり			7 ア	被害的		ときどきある ときどきある					
	麻痺(右一上肢)					7 イ	作話							
	麻痺(左一下肢)		7 ウ	幻視幻聴										
	麻痺(右一下肢)		7 エ	感情が不安定										
	麻痺(その他)		7 オ	昼夜逆転										
1-2	拘縮(肩関節)		あり			7 カ	暴言暴行		ときどきある ときどきある					
	拘縮(肘関節)					7 キ	同じ話をする							
	拘縮(股関節)					7 ク	大声を出す							
	拘縮(膝関節)					7 ケ	介護に抵抗							
	拘縮(足関節)					7 コ	常時の徘徊							
	拘縮(その他)					7 サ	落ち着きなし							
移動						7 シ	外出して戻れない		ある					
2-1	寝返り		見守り等			7 ス	1人で出たがる		ある ときどきある					
2-2	起き上がり					7 セ	収集癖							
2-3	座位保持					7 ソ	火の不始末							
2-4	両足での立位					7 タ	物や衣類を壊す							
2-5	歩行					7 チ	不潔行為							
2-6	移乗					7 ツ	異食行動							
2-7	移動					7 テ	ひどい物忘れ							
複雑動作						特別な医療								
3-1	立ち上がり		できない 全介助			8-1	点滴の管理		ある ときどきある					
3-2	片足での立位					8-2	中心静脈栄養							
3-3	洗身					8-3	透析							
特別介護						8-4	ストーマの処置							
4-1 ア.	じよくそう		一部介助			8-5	酸素療法							
4-1 イ.	皮膚疾患					8-6	レスピレーター							
4-2	えん下					8-7	気管切開の処置							
4-3	食事摂取					8-8	疼痛の看護							
4-4	飲水		一部介助			8-9	経管栄養							
4-5	排尿					8-10	モニター測定							
4-6	排便					8-11	じよくそうの処置							
身の回り						8-12	カテーテル							
5-1 ア.	口腔清潔		全介助			B1項目群								
5-1 イ.	洗顔		全介助			9-1	調理					全介助		
5-1 ウ.	整髪		全介助			9-2	食事の配下膳					見守り、一部介助		
5-1 エ.	つめ切り		全介助			9-3	掃除		全介助					
5-2 ア.	上衣の着脱		見守り等			9-4	洗濯		全介助					
5-2 イ.	ズボン等の着脱		見守り等			9-5	入浴の準備片付け		全介助					
5-3	薬の内服		全介助			9-6	買い物		全介助					
5-4	金銭の管理		全介助			9-7	交通手段の利用		全介助					
5-5	電話の利用		全介助			B2項目群								
5-6	日常の意思決定		できない			7 ト	ごだわり		ある					
意思疎通						7 ナ	多動・行動停止		希にある					
6-1	視力		ほとんど不可			7 ニ	不安定な行動		希にある					
6-2	聴力					7 ヌ	自ら叩く等の行為							
6-3-ア	意思の伝達					7 ネ	他を叩く等の行為							
6-4-ア	指示への反応		できない			7 ノ	興味等による行動		希にある					
6-5ア.	毎日の日課を理解					7 ハ	通常と違う声							
6-5イ.	生年月日をいう					7 ヒ	突発的行動							
6-5ウ.	短期記憶					7 ホ	反復的行動							
6-5エ.	自分の名前をいう					C項目群								
6-5オ.	今の季節を理解					6-3-イ	独自の意思伝達							
6-5カ.	場所の理解		6-4-イ	説明の理解										

区分4 →区分5 その2

(事例)

○25歳 男性 重度知的障害
○自閉症

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
障害程度区分基準時間:	区分4 79.0分	区分4	区分5

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	18.1分	15.7分	18.1分	11.6分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群	調査結果
麻痺拘縮	
1-1	麻痺(左-上肢) 麻痺(右-上肢) 麻痺(左-下肢) 麻痺(右-下肢) 麻痺(その他)
1-2	拘縮(肩関節) 拘縮(肘関節) 拘縮(股関節) 拘縮(膝関節) 拘縮(足関節) 拘縮(その他)
移動	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動
複雑動作	
3-1	立ち上がり
3-2	片足での立位
3-3	洗身
特別介護	
4-1ア.	じょくそう
4-1イ.	皮膚疾患
4-2	えん下
4-3	食事摂取
4-4	飲水
4-5	排尿
4-6	排便
身の回り	
5-1ア.	口腔清潔
5-1イ.	洗顔
5-1ウ.	整髪
5-1エ.	つめ切り
5-2ア.	上衣の着脱
5-2イ.	ズボン等の着脱
5-3	薬の内服
5-4	金銭の管理
5-5	電話の利用
5-6	日常の意思決定
意思疎通	
6-1	視力
6-2	聴力
6-3ア	意思の伝達
6-4ア	指示への反応
6-5ア.	毎日の日課を理解
6-5イ.	生年月日をいう
6-5ウ.	短期記憶
6-5エ.	自分の名前をいう
6-5オ.	今の季節を理解
6-5カ.	場所の理解

行動	調査結果
7ア	被害的
7イ	作話
7ウ	幻視幻聴
7エ	感情が不安定
7オ	昼夜逆転
7カ	暴言暴行
7キ	同じ話をする
7ク	大声を出す
7ケ	介護に抵抗
7コ	常時の徘徊
7サ	落ち着きなし
7シ	外出して戻れない
7ス	1人で出たがる
7セ	収集癖
7ソ	火の不始末
7タ	物や衣類を壊す
7チ	不潔行為
7ツ	異食行動
7テ	ひどい物忘れ
特別な医療	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

B1項目群	調査結果
9-1	調理
9-2	食事の配下膳
9-3	掃除
9-4	洗濯
9-5	入浴の準備片付け
9-6	買い物
9-7	交通手段の利用
B2項目群	
7ト	こだわり
7ナ	多動・行動停止
7ニ	不安定な行動
7ヌ	自ら叩く等の行為
7ネ	他を叩く等の行為
7ノ	興味等による行動
7ハ	通常と違う声
7ヒ	突発的行動
7ホ	反復的行動

C項目群	調査結果
6-3-イ	独自の意味伝達
6-4-イ	説明の理解
7フ	過食、反すう等
7ヘ	憂鬱で悲観的
7マ	対人面の不安緊張
7ミ	意欲が乏しい
7ム	話がまとまらない
7メ	集中力が続かない
7モ	自己の過大評価
7ヤ	疑い深く拒否的
9-8	文字の視覚的認識

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	82.5	77.0	73.3	13.3	32.3	45.8

区分5 → 区分6 その1

(事例)

○25歳 女性 肢体不自由
○両上下肢の不随運動が強い。不安傾向があるため服薬中。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分5	区分5	区分6
障害程度区分基準時間:	100.7分		

食事	排せつ	移動	清潔 保持	間接	行動	機能 訓練	医療 関連
5.7分	19.8分	29.5分	23.3分	13.2分	0.1分	2.5分	6.6分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果	
麻痺拘縮			
1-1	麻痺(左-上肢)	ある	
	麻痺(右-上肢)	ある	
	麻痺(左-下肢)	ある	
	麻痺(右-下肢)	ある	
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)	ある	
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		
移動			
2-1	寝返り	つかまれば可	
2-2	起き上がり	つかまれば可	
2-3	座位保持	支えが必要	
2-4	両足での立位	支えが必要	
2-5	歩行	できない	
2-6	移乗	一部介助	
2-7	移動	全介助	
複雑動作			
3-1	立ち上がり	できない	
3-2	片足での立位	できない	
3-3	洗身	一部介助	
特別介護			
4-1 ア.	じよくそう		
4-1 イ.	皮膚疾患	ある	
4-2	えん下		
4-3	食事摂取	一部介助	
4-4	飲水	見守り等	
4-5	排尿	全介助	
4-6	排便	全介助	
身の回り			
5-1 ア.	口腔清潔	一部介助	
5-1 イ.	洗顔	一部介助	
5-1 ウ.	整髪	全介助	
5-1 エ.	つめ切り	全介助	
5-2 ア.	上衣の着脱	一部介助	
5-2 イ.	ズボン等の着脱	全介助	
5-3	薬の内服	一部介助	
5-4	金銭の管理	一部介助	
5-5	電話の利用	一部介助	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外不可	
意思疎通			
6-1	視力		
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる	
6-4-ア	指示への反応		
6-5 ア.	毎日の日課を理解		
6-5 イ.	生年月日をいう		
6-5 ウ.	短期記憶		
6-5 エ.	自分の名前をいう		
6-5 オ.	今の季節を理解	できない	
6-5 カ.	場所の理解		
行動			
7 ア	被害的		
7 イ	作話		
7 ウ	幻視幻聴	ある	
7 エ	感情が不安定	ある	
7 オ	昼夜逆転		
7 カ	暴言暴行		
7 キ	同じ話をする		
7 ク	大声を出す		
7 ケ	介護に抵抗	ときどきある	
7 コ	常時の徘徊		
7 サ	落ち着きなし		
7 シ	外出して戻れない		
7 ス	1人で出たがる		
7 セ	収集癖		
7 ソ	火の不始末		
7 タ	物や衣類を壊す	ある	
7 チ	不潔行為		
7 ツ	異食行動		
7 テ	ひどい物忘れ		
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じよくそうの処置		
8-12	カテーテル		
B1項目群			
9-1	調理	全介助	
9-2	食事の配下膳	全介助	
9-3	掃除	全介助	
9-4	洗濯	全介助	
9-5	入浴の準備片付け	全介助	
9-6	買い物	全介助	
9-7	交通手段の利用	全介助	
B2項目群			
7 ト	こだわり	ある	
7 ナ	多動・行動停止		
7 ニ	不安定な行動	ほぼ毎日	
7 ノ	自ら叩く等の行為		
7 ハ	他を叩く等の行為		
7 ヒ	興味等による行動		
7 ホ	通常と違う声	希にある	
7 ヘ	突発的行動		
7 マ	反復的行動		
C項目群			
6-3-イ	独自の意思伝達	ときどきできる	
6-4-イ	説明の理解	ときどきできる	
7 フ	過食、反すう等		
7 ヘ	憂鬱で悲観的	希にある	
7 マ	対人面の不安緊張		
7 ミ	意欲が乏しい		
7 ム	話がまとまらない		
7 メ	集中力が続かない	ときどきある	
7 モ	自己の過大評価		
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
51.9	13.7	28.9	47.9	33.8	87.6	81.3

区分5 →区分6 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
○発語なく、うれしいことや悲しいことがあると「アー」、「ギャー」と言う。
○怒ると、本を破る、自分の顔を叩く等の行動が30分程続く。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分5	区分5	区分6
障害程度区分基準時間:	109.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
31.0分	23.9分	8.8分	17.1分	3.2分	20.3分	1.5分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ 作話			
	麻痺(右-上肢)			7 ウ 幻視幻聴			
	麻痺(左-下肢)			7 エ 感情が不安定		ある	
	麻痺(右-下肢)			7 オ 昼夜逆転			
	麻痺(その他)			7 カ 暴言暴行		ある	
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ 同じ話をする		ある	
	拘縮(肘関節)			7 ク 大声を出す		ある	
	拘縮(股関節)			7 ケ 介護に抵抗		ある	
	拘縮(膝関節)	ある		7 コ 常時の徘徊			
	拘縮(足関節)			7 サ 落ち着きなし		ある	
移動				7 シ 外出して戻れない		ある	
2-1	寝返り			7 ス 1人で出たがる		ある	
	起き上がり			7 セ 収集癖			
	座位保持			7 ソ 火の不始末		ある	
	両足での立位			7 タ 物や衣類を壊す		ある	
	歩行			7 チ 不潔行為		ある	
	移乗			7 ツ 異食行動		ある	
	移動			7 テ ひどい物忘れ		ある	
複雑動作				特別な医療			
3-1	立ち上がり			8-1 点滴の管理			
	片足での立位	支えが必要		8-2 中心静脈栄養			
	洗身	全介助		8-3 透析			
特別介護				8-4 ストーマの処置			
4-1 ア	じょくそう			8-5 酸素療法			
	皮膚疾患			8-6 レスピレーター			
	えん下	見守り等		8-7 気管切開の処置			
	食事摂取	全介助		8-8 疼痛の看護			
	飲水			8-9 経管栄養			
	排尿	一部介助		8-10 モニター測定			
	排便	一部介助		8-11 じょくそうの処置			
身の回り				8-12 カテーテル			
5-1 ア	口腔清潔	全介助		B1項目群			
	洗顔	全介助		9-1 調理		全介助	
	整髪	全介助		9-2 食事の配下膳		全介助	
	つめ切り	全介助		9-3 掃除		全介助	
	上衣の着脱	全介助		9-4 洗濯		全介助	
	ズボン等の着脱	全介助		9-5 入浴の準備片付け		全介助	
	薬の内服	全介助		9-6 買い物		全介助	
	金銭の管理	全介助		9-7 交通手段の利用		全介助	
	電話の利用	全介助		B2項目群			
	日常の意思決定	できない		7 ト こだわり		ある	
				7 ナ 多動・行動停止		ほぼ毎日	
				7 ニ 不安定な行動		希にある	
意思疎通				7 ヌ 自ら叩く等の行為		ほぼ毎日	
6-1	視力			7 ネ 他を叩く等の行為			
	聴力			7 ノ 興味等による行動			
	意思の伝達			7 ハ 通常と違う声		日に頻回	
	指示への反応			7 ヒ 突発的行動			
	毎日の日課を理解			7 ホ 反復的行動			
	生年月日をいう	できない		C項目群			
	短期記憶	できない		6-3-1 独自の意思伝達			
	自分の名前をいう	できない		6-4-1 説明の理解		ときどきできる	
	今の季節を理解	できない		7 フ 過食、反すう等		ほぼ毎日	
	場所の理解	できない		7 ヘ 憂鬱で悲観的			
				7 マ 対人面の不安緊張			
				7 ミ 意欲が乏しい			
3 中間評価項目得点表				7 ム 話がまとまらない			
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 メ 集中力が続かない			
89.5	100.0	51.3	45.7	7 モ 自己の過大評価			
				7 ヤ 疑い深く拒否的			
				9-8 文字の視覚的認識			

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
89.5	100.0	51.3	45.7	0.0	60.7	32.0

認定調査結果を変更できないケース

以下の事項に基づいて認定調査の調査結果の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて変更を行うことができる。

1）既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

（1）認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

（2）認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

2）根拠のない事項

（1）特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は医師意見書の内容に基づいて介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は一次判定の結果の変更を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

(1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

2) 根拠のない変更

(1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

3) 介護に要する時間とは直接的に関係しない事項

(1) 年齢

審査対象者の年齢を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 行為に要する時間

ある行為について時間がかかっていることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、その行為に関し、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、実際に受けている支援の具体的内容から心身の状況を判断すると、介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は変更を行うことができる。

4) 心身の状況以外の状況

障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（１）～（４）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害程度区分認定後、支給決定の段階において、障害程度区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

（１）施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、居住環境や介護者の状況の変化に伴い本人の心身の状況に大きな変化が生じることが予測され、介護に要する時間が延長又は短縮すると判断される場合は変更を行うことができる。

（２）抽象的な介護の必要性

特記事項又は医師意見書に、「介護の必要性が高い」等の抽象的な介護の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（３）審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（４）現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に介護サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

障害者自立支援法（抜粋）

(定義)

第四条

第4項 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

(委員)

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

- 2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が任命する。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

- 2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(介護給付費等の支給決定)

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

- 2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。
ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している障害者（以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。
- 4 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（申請）

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

- 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

- 3 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。
- 4 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 5 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

（障害程度区分の認定）

- 第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。
- 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

（支給要否決定等）

- 第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。
- 2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所（第七十四条及び第七十六条第三項にお

いて「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

- 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 4 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
- 5 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給決定の有効期間）

第二十三条 支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給決定の変更）

第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

- 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。
- 3 第十九条（第一項を除く。）、第二十条（第一項を除く。）及び第二十二条（第一項を除く。）の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。

- 5 第二十一条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
用する場合においては、これらの規定中「市町村審査会」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、障害程度区分に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

障害者自立支援法に係る政省令で定める事項について
(平成18年4月1日施行分（支給決定関係抜粋）)

I 支給決定の手続に関する事項

1 市町村審査会に関する事項

- (1) 市町村審査会の委員の定数は、市町村審査会の審査判定業務の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の合議体を市町村審査会に設置することができる数であること。
- (2) 委員の任期は2年とし、委員は再任されることができること。
- (3) 市町村審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めること。
- (4) 市町村審査会は、委員及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができないこと。
- (5) 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。
- (6) 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の認定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うこと。
- (7) 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として市町村が定める数とすること。
- (8) 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定めること。
- (9) 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないこと。
- (10) 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによること。

※ 市町村審査会の委員に関して、障害保健福祉の経験を広く有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことについては、通知等により、市町村に周知する予定。

2 支給決定に係る調査に関する事項

- (1) 市町村が支給決定に係る調査を委託できる者は、現行の相談支援事業者などであって中立かつ公正な立場で調査を実施できる者とする事
と。
- (2) 委託に係る調査を行うことができる者は、現行の相談支援事業従事者などであって、当該調査を行うための研修を受けた者とする事
と。

※ (1)及び(2)については、相談支援事業の創設に伴い、平成18年10月1日施行の省令にて見直す
こととしており、その際には別途パブリックコメントを行うこととする。

3 障害程度区分の認定に関する事項

- (1) 市町村は、障害者から介護給付費及び特例介護給付費に係る申請があつたときは、当該障害者の主治の医師に対し、当該障害者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする事
と。ただし、当該障害者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該障害者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる事
ととする事
と。
- (2) 市町村は、法第20条第2項の調査の結果、主治の医師の意見等を市町村審査会に通知し、(1)の申請に係る障害者について、その該当する障害程度区分に関する審査及び判定を求めるものとする事
と。
- (3) 市町村審査会は、審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するもの
とする事
と。
- (4) 市町村は、障害程度区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない事
と。

4 支給要否決定の際の勘案事項に関する事項

支給要否決定の際に勘案すべき事項は、障害程度区分、介護を行う者の状況、障害者等又は障害児の保護者のサービスの利用に関する意向の具体的内容、地域生活の状況、就労の状況、日中活動の状況、居住の状況、サービスの提供体制の整備の状況などとする事
と。

5 支給決定の取消しに関する事項

障害者が3の(1)のただし書きの診断命令に従わない場合には、支給決定を取り消すことができること。

6 支給決定の有効期間に関する事項

支給決定の有効期間は平成18年9月30日までとすること（平成18年10月1日以降の支給決定の有効期間については、平成18年10月1日施行分の省令にて定める予定）。

パブリックコメントを行った資料

障害者自立支援法に係る障害程度区分について

(平成 18 年 4 月 1 日施行分)

障害程度区分は、介護給付費及び特例介護給付費について、次の各号に掲げるところにより定められる区分とする。

1 区分 1

(1) 認定調査のうち 7 9 項目の結果に基づき推計される障害程度区分

認定基準時間が、2 5 分以上 3 2 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）（※）

（※）障害程度区分認定基準時間は、1 日当たりの介護、家事援助、行動援護等の支援に要する時間を一定の方法により推計したもの。これは障害程度区分判定のために設定された基準時間であり、実際の介護サービスに要している、ないしは、要すると見込まれる時間とは一致しない。

(2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが

、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）

に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態

(3) （1）及び（2）に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間

、認定調査（1 0 6 項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態

2 区分2

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- (2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態
- (3) （1）及び（2）に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態

3 区分3

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- (2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、（1）の状態に

相当すると認められる状態

- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1) の状態に相当すると認められる状態

4 区分4

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- (2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、(1) の状態に相当すると認められる状態
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1) の状態に相当すると認められる状態

5 区分5

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、90分以上110分未満である状態（当該状態に

相当すると認められないものを除く。)

(2) 障害程度区分認定基準時間は(1)に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態

(3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査(106項目)の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態

6 区分6

(1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)

(2) 障害程度区分認定基準時間は(1)に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態

(3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査(106項目)の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態

市町村審査会について

1 市町村審査会の基本的考え方

(1) 審査会設置の趣旨

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、
 - ・ 障害程度区分認定基準に照らして審査及び判定を行う
 - ・ 市町村が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置する機関である。
- これらの業績を合わせて「審査判定」業務という。

(2) 法令の規定について

- ① 市町村に、障害程度区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置くこととしている。（第15条）
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者を有する者のうちから市町村長が任命することとなっている。（第16条第1項及び第2項）
- ③ 審査会は、障害程度区分に関する審査判定を行う。（第21条第2項）
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（第22条第3項）

(3) 地方自治法上の取り扱い

- ① 審査会は、地方自治法上、自治体の附属機関として位置付けられる。
- ② 審査会の設置については、法律上必置であることから、設置の根拠となる条例は不要であるが、法第16条第1項に基づき委員定数の条例が必要である。（参考例は別紙1）
- ③ 委員の身分は、市町村の非常勤特別職となる。

【参考】地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(4) 設置時期

- ① 市町村は、平成18年10月からの新体系サービス利用者に係る支給決定事務（当面は居宅サービス（移動支援のみ及びデイサービスのみを除く）利用者分）が平成18年9月末までには終了している必要があり、これらを踏まえ、市町村において設置時期を判断願いたい。
- ② このため、定数条例については、2・3月議会か、遅くとも6月の議会に上程する必要がある。

3 広域化の考え方

(1) 審査会の設置形態については、

- ① 市町村単独で設置、
- ② 広域連合や一部事務組合での対応、
- ③ 機関の共同設置、
- ④ 市町村の委託による都道府県審査会の設置
- といった対応が考えられる。

- (2) 都道府県は、管内市町村における審査会設置や審査判定業務が円滑に進むよう、市町村と十分調整し、必要な支援を行う。

4 審査会委員について

(1) 委員構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を任命する。
- 身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。

(2) 学識経験を有する者の判断

○ 委員が学識経験を有しているか否かについては、市町村長の判断である。

○ 障害者の障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい。

(3) 市町村との関係

○ 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。

○ ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ認定調査等の事務に直接従事していなければ（例えば長年障害者の相談に応じている保健師やケースワーカーなど）、委員に委嘱することは差し支えない。

(4) 認定調査員との兼務

○ 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。

○ ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(5) 審査会委員の研修

委員は、都道府県が実施する審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

(6) 委員数の見込み方

① 市町村は、

○ 平成18年10月以降のサービス利用者数、

○ 一合議体当たりの審査件数、

○ 設置すべき合議体数及び一合議体当たりの委員数、

等から必要な審査会委員数を見込み、条例で定数を定めること。

② 条例の定数は、上限数を定めればよいこととする。（例 〇〇人以内）

《別紙1「市町村審査会」の委員の定数等を定める条例の参考例を参照》

(7) 委員の任期

委員の任期は2年（初回の任期は19年3月末日まで）とし、委員は再任されることができる。

(8) 審査会の会長等

○ 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

○ 審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

5 合議体について

(1) 合議体の設置

審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の認定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うことができる。

(2) 合議体の委員の定数

- 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として市町村長が定める数とする。
- 次の①及び②については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。
 - ① 障害程度区分認定の更新に係る申請を対象とする場合
 - ② 委員の確保が著しく困難な場合
- 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。
- 特定分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催にあたって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。
- 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で、概ね3月以上の間隔において合議体に所属する委員を変更することは可能である。
- なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が特に困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。

(3) 合議体の長の互選

- 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 審査会の議決

- 審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

- 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努める。
- 審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 市町村審査会開催の準備

- 市町村（事務局）は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。
 - ① 認定調査結果を用いて、市町村に設置された一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果
 - ② 特記事項の写し、医師意見書の写し、概況調査票（サービス利用状況票）の写し
- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ審査会委員に送付する。

8 審査判定

審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、「認定調査」及び「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害程度区分に関する省令（平成 年厚生労働省令第〇〇号）※79～82ページ参照」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

（1）内容の確認精査

- 認定調査の結果について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。
- 調査結果の一部修正を行う場合には、「別紙3 認定調査結果を修正できないケース」を参照する。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

（2）一次判定結果の変更

- 次に、一次判定の結果（認定調査の結果の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果（別紙2参照）を原案として、特記事項、医師意見書、B項目群、C

項目群（☆）の内容から、通常に比べてより長い（短い）時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して二次判定結果とする。ただし、既に一次判定で評価されているB 1 項目群（プロセスⅠで非該当となった場合は、B 1 及びB 2 項目群（★）のみをもって重度に変更することはできない。

（３）変更の場合の妥当性の検証

一次判定の結果を変更する場合には、

- ① 障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間
- ② 区分変更の例（別紙５）

を参考に一次判定変更の妥当性を検証する。また、一次判定の結果を変更する場合には、「別紙４ 二次判定で変更できないケース」を参照する。

☆ A 項目群・・・障害程度区分基準時間の区分を定める項目群

介護保険の要介護認定の認定調査項目と同じ 79 項目

B 項目群・・・一次判定の新ロジックにおける区分変更に係わる項目群

- ① 調理や買い物ができるかどうかなどの日常生活に関する項目 (B1 項目) 7 項目
- ② 多動やこだわりなど行動面に関する項目 (B2 項目) 9 項目

計 16 項目

C 項目群・・・障害の特性を補足的に捉えるための項目群（A・B 項目群以外）

- ① 話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 8 項目
- ② 言語以外の手段を用いた説明理解など行動障害に関する項目 2 項目
- ③ 文字の視覚的認識使用に関する項目 1 項目

計 11 項目

★プロセスⅠ 非該当

介護保険と同じ 79 項目（A 項目群）のみによる一次判定（プロセスⅠ）の結果、非該当であった場合。なお、プロセスⅡは、別紙２による判定結果。

９ 審査会が付する意見

- さらに、特に必要がある場合と判断される場合については、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は以下のとおりである。
 - ① 認定の有効期間を定める場合の留意事項
「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合に

において認定の有効期間（３年間）をより短く（３ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行う。

- ・ 身体上または精神上の障害の程度が６カ月～１年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合。
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

② サービスに関して意見を付する場合の留意事項

市町村は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって、提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

１０ その他審査及び判定に当たっての留意事項

① 概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票等を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（「別紙３ 認定調査結果を変更できないケース」及び「別紙４ 二次判定で変更できないケースを」参照）

② 委員が審査判定に加われない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院もしくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

③ 審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

④ 審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

⑤ 審査会での審査判定に用いた資料の公開について

各市町村の情報公開に関する規程等に基づき判断されることとなるが、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開されることが望ましい。

⑥ 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取り扱いを定める。

⑦ 国への報告について

別途配布する報告用ソフトを用いて、別途定める事項について期日までに国に報告を行う。

1 1 支給決定案に対する意見

市町村は、当該市町村の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市町村から意見を求められた場合は、意見を述べることとする。

【別紙 1】

障害者自立支援法に定める「市町村審査会」の委員の定数等を
定める条例の参考例について

障害者自立支援法に定める「市町村審査会」（以下「審査会」という。）の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっているが、今般、市町村における条例の制定の参考に供するため、以下のとおり条例の参考例を作成したので、管下市町村へ周知方願いたい。

参考例についての留意事項は次のとおりであるが、この参考例は条例の規定振りの一つの例を示したものであり、文言、形式等を拘束する趣旨のものではない。

〇〇市（区・町・村）市町村審査会の委員の定数等を定める条例

（審査会の委員の定数）

第 1 条 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 5 条の規定により設置する〇〇市（区・町・村）市町村審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、〇〇人とする。

（委任規定）

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市（区・町・村）長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

（準備行為）

2 審査会は、この条例の施行前においても、審査判定業務その他の必要な行為を行うことができる。

【留意事項】

- 1 〇〇市（区・町・村）市町村審査会の委員の定数等を定める条例（以下「審査会定数等条例」という。）は、
 - ① 審査会を広域連合や一部事務組合で設置する場合は、広域連合等で条例を制定すること。
 - ② 審査会を共同設置する市町村にあって、規約により定数を定めた場合に

については、構成市町村において特段の事情のない限り、条例の制定を必要としないこと。

- ③ 審査会の審査判定業務を都道府県に委託する市町村においては、条例の制定を必要としないこと。この場合においては、都道府県において条例の制定が必要であること。

2 審査会定数等条例第2条の規定により定めることが想定される事項は、

- ① 合議体の招集
- ② 合議体の数
- ③ 一合議体の委員数

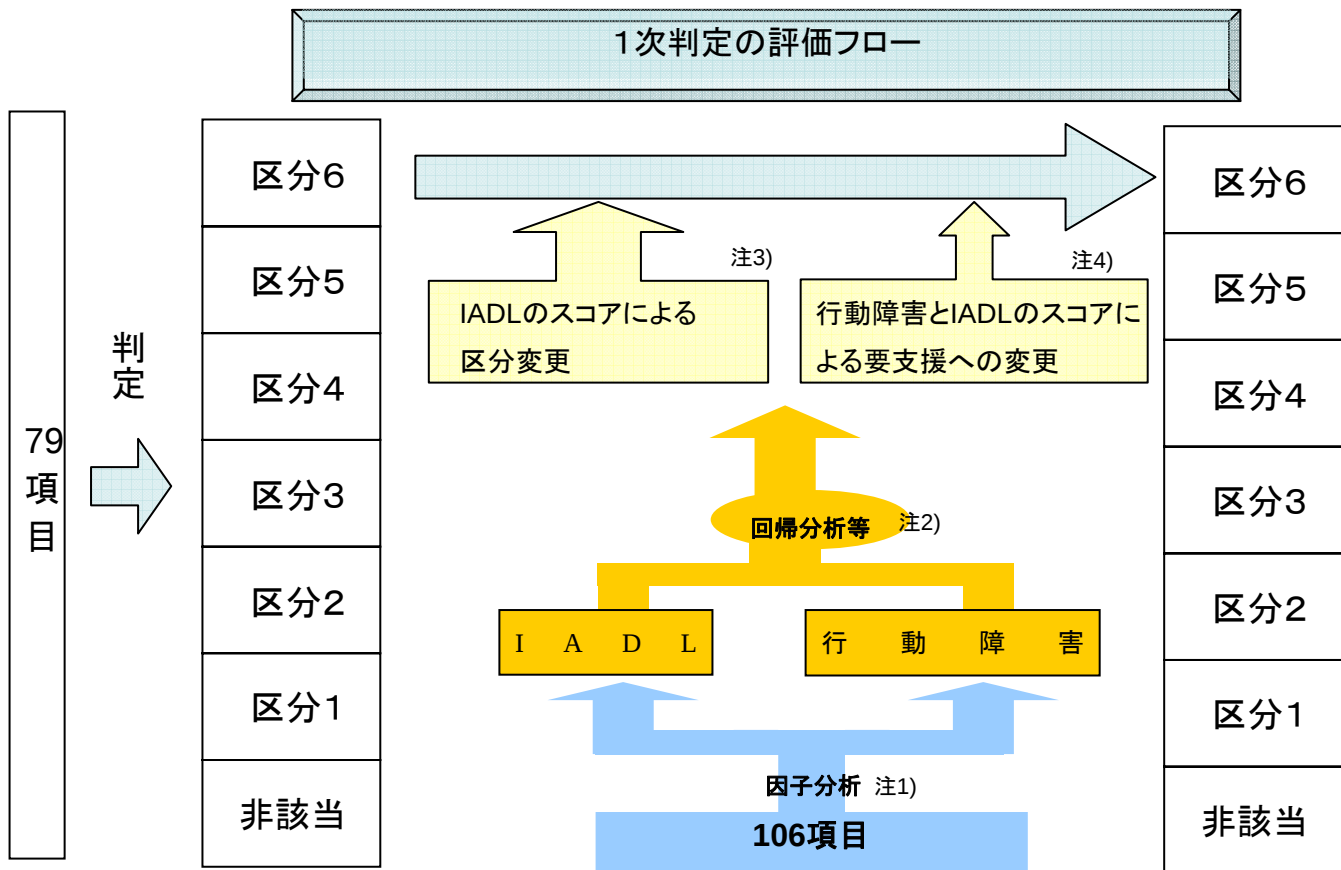
等であること。

3 審査会定数等条例附則第1項には、各市町村における審査会の設置日を規定することが想定している。また、同附則第2項の規定は、障害者自立支援法附則第24条に基づく事前準備行為として当該事務を行うことができる旨、入念的に規定を置く趣旨のものである。

一次判定結果について

- ① 「障害程度区分認定等に関する省令（平成 年厚生労働省令第〇〇号）」の 1 から 6 の各号のいずれかの（1）に該当する区分を一次判定結果とする。 ※ 7 9 ～ 8 2 ページを参照
- ② ただし、以下の条件を満たす場合は、①に基づく区分より、1 段階又は 2 段階の重度の区分を一次判定結果とする。
 - ・ 表 1 に基づく I A D L スコアについて、図に示す回帰分析を行った結果得られる変数〔X 3〕が 1 以上 1. 5 未満のとき第 1 段階、1. 5 以上の場合 2 段階の変更とする。
 - ・ 表 1 に基づく I A D L スコアが 1. 2 8 以上又は表 2 に基づく行動障害スコアが 0. 0 7 以上の場合、非該当から区分 1 へ変更する。

図 1 次判定結果の算出方法



注1) 多くの因子の関連性を分析し、相関関係の高い因子を推定する分析手法

注2) 複数の変数を用いて回帰式を求め、その相関関係に基づき分析結果を予測する方法

注3, 4) スコアによる区分変更ロジック

[X1]～[X4]の変数については、以下の数値を当てる。

要介護	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
変数	7	6	5	4	3	2	1

- 要介護認定調査項目を使用して要介護度[X1]を算出する。
- IADLスコア(S1)、行動障害スコア(S2)を表1, 2に基づいて算出する。
- 以下の数式に当てはめ、変数[X2]を算出する。

$$[X2] = 0.6903 * [X1] + 0.1796 * (S1) + 1.1148$$
- 以下の計算を行い、変数[X3], [X4]を算出する。

$$[X3] = [X2] - [X1]$$

○ [X3] < 1 の場合、

① [X1] = 1 (非該当) であり、S1 > 1.28 又は S2 > 0.07 の場合、[X4] = [X1] + 1

② 上記以外の場合、[X4] = [X1]

○ $1 \leq [X3] < 1.5$ の場合、[X4] = [X1] + 1

○ $1.5 \leq [X3]$ の場合、[X4] = [X1] + 2
- [X1], [X4]を一次判定の候補とし、区分として表記する:[X1]→[X4]

IADLのスコア、行動障害のスコアの算出

表1 IADLスコア表

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表2 行動障害スコア表

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点(全項目が最高点)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

認定調査結果を変更できないケース

以下の事項に基づいて認定調査の調査結果の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて変更を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

(1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

(2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

2) 根拠のない事項

(1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は医師意見書の内容に基づいて介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は一次判定の結果の変更を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

(1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

2) 根拠のない変更

(1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

3) 介護に要する時間とは直接的に関係しない事項

(1) 年齢

審査対象者の年齢を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 行為に要する時間

ある行為について時間がかかっていることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、その行為に関し、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、実際に受けている支援の具体的内容から心身の状況を判断すると、介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は変更を行うことができる。

4) 心身の状況以外の状況

障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（１）～（４）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害程度区分認定後、支給決定の段階において、障害程度区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

（１）施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、居住環境や介護者の状況の変化に伴い本人の心身の状況に大きな変化が生じることが予測され、介護に要する時間が延長又は短縮すると判断される場合は変更を行うことができる。

（２）抽象的な介護の必要性

特記事項又は医師意見書に、「介護の必要性が高い」等の抽象的な介護の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（３）審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（４）現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に介護サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(事例)

○50歳 女性 視覚障害

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定								
	非該当	非該当	区分1								
障害程度区分基準時間:	23.8分			食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
				0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
麻痺拘縮						7 ア	被害的				
1-1	麻痺(左-上肢)					7 イ	作話				
	麻痺(右-上肢)					7 ウ	幻視幻聴				
	麻痺(左-下肢)					7 エ	感情が不安定				
	麻痺(右-下肢)					7 オ	昼夜逆転				
	麻痺(その他)					7 カ	暴言暴行				
1-2	拘縮(肩関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(肘関節)					7 ク	大声を出す				
	拘縮(股関節)					7 ケ	介護に抵抗				
	拘縮(膝関節)					7 コ	常時の徘徊				
	拘縮(足関節)					7 サ	落ち着きなし				
拘縮(その他)					7 シ	外出して戻れない					
移動						7 ス	1人で出たがる				
2-1	寝返り					7 セ	収集癖				
2-2	起き上がり					7 ソ	火の不始末				
2-3	座位保持					7 タ	物や衣類を壊す				
2-4	両足での立位					7 チ	不潔行為				
2-5	歩行					7 ツ	異食行動				
2-6	移乗					7 テ	ひどい物忘れ				
2-7	移動		一部介助			特別な医療					
複雑動作						8-1	点滴の管理				
3-1	立ち上がり					8-2	中心静脈栄養				
3-2	片足での立位					8-3	透析				
3-3	洗身					8-4	ストーマの処置				
特別介護						8-5	酸素療法				
4-1 ア.	じょくそう					8-6	レスピレーター				
4-1 イ.	皮膚疾患					8-7	気管切開の処置				
4-2	えん下					8-8	疼痛の看護				
4-3	食事摂取					8-9	経管栄養				
4-4	飲水					8-10	モニター測定				
4-5	排尿					8-11	じょくそうの処置				
4-6	排便					8-12	カテーテル				
身の回り						B1項目群					
5-1 ア.	口腔清潔					9-1	調理				
5-1 イ.	洗顔					9-2	食事の配下膳				
5-1 ウ.	整髪					9-3	掃除				
5-1 エ.	つめ切り					9-4	洗濯				
5-2 ア.	上衣の着脱					9-5	入浴の準備片付け				
5-2 イ.	ズボン等の着脱					9-6	買い物	見守り、一部介助			
5-3	薬の内服					9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助			
5-4	金銭の管理					B2項目群					
5-5	電話の利用					7 ト	こだわり				
5-6	日常の意思決定					7 ナ	多動・行動停止				
意思疎通						7 ニ	不安定な行動				
6-1	視力		ほとんど見えず			7 ス	自ら叩く等の行為				
6-2	聴力					7 ネ	他を叩く等の行為				
6-3 ア	意思の伝達					7 ノ	興味等による行動				
6-4 ア	指示への反応					7 ハ	通常と違う声				
6-5 ア.	毎日の日課を理解					7 ヒ	突発的行動				
6-5 イ.	生年月日をいう					7 ホ	反復的行動				
6-5 ウ.	短期記憶					C項目群					
6-5 エ.	自分の名前をいう					6-3-1	独自の意思伝達				
6-5 オ.	今の季節を理解					6-4-1	説明の理解				
6-5 カ.	場所の理解					7 フ	過食、反すう等				
3 中間評価項目得点表						7 ヘ	憂鬱で悲観的				
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	7 マ	対人面の不安緊張				
100.0	87.5	99.9	100.0	100.0	86.9	7 ミ	意欲が乏しい				
						7 ム	話がまとまらない				
						7 メ	集中力が続かない				
						7 モ	自己の過大評価				
						7 ヤ	疑い深く拒否的				
						9-8	文字の視覚的認識	一部介助			

非該当 → 区分Ⅰ その2

(事例)

○30歳 女性 中度知的障害
○発音が不明瞭で会話が通じないことがある。
○初対面の人とは会話できない。集団参加は一人でできない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分Ⅰ
障害程度区分基準時間:	23.2分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群 調査結果			行動 調査結果		
麻痺拘縮					
1-1	麻痺(左-上肢)		7 ア	被害的	
	麻痺(右-上肢)		7 イ	作話	
	麻痺(左-下肢)		7 ウ	幻視幻聴	
	麻痺(右-下肢)		7 エ	感情が不安定	
	麻痺(その他)		7 オ	昼夜逆転	
1-2	拘縮(肩関節)		7 カ	暴言暴行	
	拘縮(肘関節)		7 キ	同じ話をする	
	拘縮(股関節)		7 ク	大声を出す	
	拘縮(膝関節)		7 ケ	介護に抵抗	
	拘縮(足関節)		7 コ	常時の徘徊	
	拘縮(その他)		7 サ	落ち着きなし	
			7 シ	外出して戻れない	
			7 ス	1人で出たがる	
			7 セ	収集癖	
			7 ソ	火の不始末	
移動			7 タ	物や衣類を壊す	
2-1	寝返り		7 チ	不潔行為	
2-2	起き上がり		7 ツ	異食行動	
2-3	座位保持		7 テ	ひどい物忘れ	
2-4	両足での立位		特別な医療		
2-5	歩行		8-1	点滴の管理	
2-6	移乗		8-2	中心静脈栄養	
2-7	移動		8-3	透析	
複雑動作			8-4	ストーマの処置	
3-1	立ち上がり		8-5	酸素療法	
3-2	片足での立位		8-6	レスピレーター	
3-3	洗身		8-7	気管切開の処置	
特別介護			8-8	疼痛の看護	
4-1 ア.	じょうそう		8-9	経管栄養	
4-1 イ.	皮膚疾患		8-10	モニター測定	
4-2	えん下		8-11	じょうそうの処置	
4-3	食事摂取		8-12	カテーテル	
4-4	飲水				
4-5	排尿				
4-6	排便				
身の回り					
5-1 ア.	口腔清潔		B1項目群		
5-1 イ.	洗顔		9-1	調理	
5-1 ウ.	整髪		9-2	食事の配下膳	
5-1 エ.	つめ切り		9-3	掃除	見守り、一部介助
5-2 ア.	上衣の着脱		9-4	洗濯	
5-2 イ.	ズボン等の着脱		9-5	入浴の準備片付け	
5-3	薬の内服		9-6	買い物	
5-4	金銭の管理	一部介助	9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助
5-5	電話の利用		B2項目群		
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外不可	7 ト	こだわり	
意思疎通			7 ナ	多動・行動停止	
6-1	視力		7 ニ	不安定な行動	
6-2	聴力		7 ヌ	自ら叩く等の行為	
6-3 ア.	意思の伝達		7 ネ	他を叩く等の行為	
6-4 ア.	指示への反応		7 ノ	興味等による行動	
6-5 ア.	毎日の日課を理解		7 ハ	通常と違う声	
6-5 イ.	生年月日をいう		7 ヒ	突発的行動	
6-5 ウ.	短期記憶		7 ホ	反復的行動	
6-5 エ.	自分の名前をいう		C項目群		
6-5 オ.	今の季節を理解		6-3-1	独自の意思伝達	
6-5 カ.	場所の理解		6-4-1	説明の理解	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	100.0	100.0

7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	ときどきある
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

非該当 →区分1 その3

(事例)

○60歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	一部介助
5-1イ.	洗顔	一部介助
5-1ウ.	整髪	一部介助
5-1エ.	つめ切り	
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3ア	意思の伝達	
6-4ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7 ア	被害的	
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	
7 ケ	介護に抵抗	
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きな	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群		調査結果
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-1イ	独自の意思伝達	
6-4-1イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	86.5	100.0	100.0

区分1 → 区分2 その1

(事例)

○60歳 女性 視覚障害・聴覚障害
○通院や買い物以外外出することはほとんどない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	28.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	5.7分	9.1分	0.4分	3.2分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果	行動			調査結果
麻痺拘縮				7 ア 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ 作話			
	麻痺(右-上肢)			7 ウ 幻視幻聴			
	麻痺(左-下肢)			7 エ 感情が不安定			
	麻痺(右-下肢)			7 オ 昼夜逆転			
	麻痺(その他)			7 カ 暴言暴行			
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ 同じ話をする			
	拘縮(肘関節)			7 ク 大声を出す			
	拘縮(股関節)			7 ケ 介護に抵抗			
	拘縮(膝関節)			7 コ 常時の徘徊			
	拘縮(足関節)			7 サ 落ち着きなし			
移動				7 シ 外出して戻れない			
2-1	寝返り			7 ス 1人で出たがる			
2-2	起き上がり			7 セ 収集癖			
2-3	座位保持			7 ソ 火の不始末			
2-4	両足での立位			7 タ 物や衣類を壊す			
2-5	歩行			7 チ 不潔行為			
2-6	移乗			7 ツ 異食行動			
2-7	移動			7 テ ひどい物忘れ			
複雑動作				特別な医療			
3-1	立ち上がり			8-1 点滴の管理			
3-2	片足での立位			8-2 中心静脈栄養			
3-3	洗身			8-3 透析			
特別介護				8-4 ストマの処置			
4-1 ア.	じょくそう			8-5 酸素療法			
4-1 イ.	皮膚疾患			8-6 レスビレーター			
4-2	えん下			8-7 気管切開の処置			
4-3	食事摂取			8-8 疼痛の看護			
4-4	飲水			8-9 経管栄養			
4-5	排尿			8-10 モニター測定			
4-6	排便			8-11 じょくそうの処置			
身の回り				8-12 カテーテル			
5-1 ア.	口腔清潔			B1項目群			
5-1 イ.	洗顔			9-1	調理	見守り、一部介助	
5-1 ウ.	整髪			9-2	食事の配下膳	見守り、一部介助	
5-1 エ.	つめ切り		全介助	9-3	掃除	見守り、一部介助	
5-2 ア.	上衣の着脱			9-4	洗濯		
5-2 イ.	ズボン等の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-3	薬の内服		一部介助	9-6	買い物	見守り、一部介助	
5-4	金銭の管理		一部介助	9-7	交通手段の利用	全介助	
5-5	電話の利用			B2項目群			
5-6	日常の意思決定			7 ト	こだわり		
意思疎通				7 ナ	多動・行動停止		
6-1	視力		ほとんど見えず	7 ニ	不安定な行動		
6-2	聴力		ほとんど聞こえず	7 ヌ	自ら叩く等の行為		
6-3-ア	意思の伝達			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-4-ア	指示への反応			7 ノ	興味等による行動		
6-5 ア.	毎日の日課を理解			7 ハ	通常と違う声		
6-5 イ.	生年月日をいう			7 ヒ	突発的行動		
6-5 ウ.	短期記憶			7 ホ	反復的行動	ときどきある	
6-5 エ.	自分の名前をいう			C項目群			
6-5 オ.	今の季節を理解			6-3-イ	独自の意思伝達		
6-5 カ.	場所の理解			6-4-イ	説明の理解		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	80.1	71.9	100.0

7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	ときどきある
7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	ときどきある
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	全介助

区分1 →区分2 その2

(事例)

○50歳 女性 軽度知的障害
○髪の毛を引っ張る、突然しゃべり出す等の行動もあるが服薬はしていない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	26.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
麻痺拘縮											
1-1	麻痺(左-上肢)					7 ア	被害的				
	麻痺(右-上肢)					7 イ	作話				
	麻痺(左-下肢)					7 ウ	幻視幻聴		ときどきある		
	麻痺(右-下肢)					7 エ	感情が不安定				
	麻痺(その他)					7 オ	昼夜逆転				
1-2	拘縮(肩関節)					7 カ	暴言暴行				
	拘縮(肘関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(股関節)					7 ク	大声を出す				
	拘縮(膝関節)					7 ケ	介護に抵抗				
	拘縮(足関節)					7 コ	常時の徘徊				
拘縮(その他)					7 サ	落ち着きなし					
移動											
2-1	寝返り					7 シ	外出して戻れない				
2-2	起き上がり					7 ス	1人で出たがる				
2-3	座位保持					7 セ	収集癖				
2-4	両足での立位					7 ソ	火の不始末				
2-5	歩行					7 タ	物や衣類を壊す				
2-6	移乗					7 チ	不潔行為				
2-7	移動					7 ツ	異食行動				
複雑動作											
3-1	立ち上がり					7 テ	ひどい物忘れ				
3-2	片足での立位					特別な医療					
3-3	洗身				一部介助	8-1	点滴の管理				
特別介護						8-2	中心静脈栄養				
4-1 ア.	じょくそう					8-3	透析				
4-1 イ.	皮膚疾患					8-4	ストマの処置				
4-2	えん下					8-5	酸素療法				
4-3	食事摂取					8-6	レスピレーター				
4-4	飲水					8-7	気管切開の処置				
4-5	排尿					8-8	疼痛の看護				
4-6	排便					8-9	経管栄養				
身の回り						8-10	モニター測定				
5-1 ア.	口腔清潔				一部介助	8-11	じょくそうの処置				
5-1 イ.	洗顔				一部介助	8-12	カテーテル				
5-1 ウ.	整髪				一部介助	B1項目群					
5-1 エ.	つめ切り				一部介助	9-1	調理		全介助		
5-2 ア.	上衣の着脱					9-2	食事の配下膳				
5-2 イ.	ズボン等の着脱					9-3	掃除		見守り、一部介助		
5-3	薬の内服				一部介助	9-4	洗濯		見守り、一部介助		
5-4	金銭の管理				一部介助	9-5	入浴の準備片付け				
5-5	電話の利用					9-6	買い物		見守り、一部介助		
5-6	日常の意思決定				特別な場合以外可	9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助		
意思疎通						B2項目群					
6-1	視力					7 ト	こだわり				
6-2	聴力					7 ナ	多動・行動停止				
6-3-ア	意思の伝達					7 ニ	不安定な行動				
6-4-ア	指示への反応					7 ヌ	自ら叩く等の行為				
6-5ア.	毎日の日課を理解					7 ネ	他を叩く等の行為				
6-5イ.	生年月日をいう					7 ノ	興味等による行動				
6-5ウ.	短期記憶					7 ハ	通常と違う声				
6-5エ.	自分の名前をいう					7 ヒ	突発的行動				
6-5オ.	今の季節を理解					7 ホ	反復的行動				
6-5カ.	場所の理解					C項目群					
移動						6-3-イ	独自の意思伝達				
複雑動作						6-4-イ	説明の理解				
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											
移動											
複雑動作											
特別介護											
意思疎通											
身の回り											

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	100.0	100.0	63.8	100.0	100.0

区分1 → 区分2 その3

(事例)

○50歳 女性 妄想、家族への抵抗あり
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	31.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.7分	7.3分	4.0分	3.2分	10.4分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1ア.	じよくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	
5-1イ.	洗顔	
5-1ウ.	整髪	
5-1エ.	つめ切り	
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	
7イ	作話	
7ウ	幻視幻聴	ときどきある
7エ	感情が不安定	
7オ	昼夜逆転	
7カ	暴言暴行	
7キ	同じ話をする	ときどきある
7ク	大声を出す	
7ケ	介護に抵抗	
7コ	常時の徘徊	
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	
7ス	1人で出たがる	
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	
7タ	物や衣類を壊す	
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じよくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群		
7ト	こだわり	
7ナ	多動・行動停止	
7ニ	不安定な行動	
7ヌ	自ら叩く等の行為	
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	
7ホ	反復的行動	

C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7フ	過食、反すう等	
7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	
7ム	話がまとまらない	ときどきある
7メ	集中力が続かない	
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	94.0	100.0	95.4

区分2 → 区分3 その1

(事例)

○35歳 女性 肢体不自由・視覚障害

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	41.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	8.6分	14.7分	2.6分	7.1分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果		
麻痺拘縮					
1-1	麻痺(左-上肢)		ある		
	麻痺(右-上肢)				
	麻痺(左-下肢)				
	麻痺(右-下肢)		ある		
	麻痺(その他)				
1-2	拘縮(肩関節)		ある		
	拘縮(肘関節)				
	拘縮(股関節)				
	拘縮(膝関節)				
	拘縮(足関節)				
拘縮(その他)					
移動					
2-1	寝返り				
2-2	起き上がり				
2-3	座位保持				
2-4	両足での立位				
2-5	歩行				
2-6	移乗				
2-7	移動		一部介助		
複雑動作					
3-1	立ち上がり				
3-2	片足での立位				
3-3	洗身				
特別介護					
4-1 ア.	じょくそう				
4-1 イ.	皮膚疾患				
4-2	えん下				
4-3	食事摂取				
4-4	飲水				
4-5	排尿				
4-6	排便				
身の回り					
5-1 ア.	口腔清潔				
5-1 イ.	洗顔				
5-1 ウ.	整髪				
5-1 エ.	つめ切り				
5-2 ア.	上衣の着脱				
5-2 イ.	ズボン等の着脱				
5-3	薬の内服		一部介助		
5-4	金銭の管理				
5-5	電話の利用				
5-6	日常の意思決定				
意思疎通					
6-1	視力		ほとんど見えず		
6-2	聴力				
6-3-ア	意思の伝達				
6-4-ア	指示への反応				
6-5ア.	毎日の日課を理解				
6-5イ.	生年月日をいう				
6-5ウ.	短期記憶		できない		
6-5エ.	自分の名前をいう				
6-5オ.	今の季節を理解				
6-5カ.	場所の理解				

行動			調査結果		
7 ア	被害的				
7 イ	作話				
7 ウ	幻視幻聴				
7 エ	感情が不安定			ときどきある	
7 オ	昼夜逆転			ときどきある	
7 カ	暴言暴行				
7 キ	同じ話をする				
7 ク	大声を出す				
7 ケ	介護に抵抗				
7 コ	常時の徘徊			ときどきある	
7 サ	落ち着きなし				
7 シ	外出して戻れない				
7 ス	1人で出たがる				
7 セ	収集癖				
7 ソ	火の不始末				
7 タ	物や衣類を壊す				
7 チ	不潔行為				
7 ツ	異食行動				
7 テ	ひどい物忘れ			ときどきある	
特別な医療					
8-1	点滴の管理				
8-2	中心静脈栄養				
8-3	透析				
8-4	ストマの処置				
8-5	酸素療法				
8-6	レスピレーター				
8-7	気管切開の処置				
8-8	疼痛の看護				
8-9	経管栄養				
8-10	モニター測定				
8-11	じょくそうの処置				
8-12	カテーテル				

B1項目群		
9-1	調理	
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助
B2項目群		
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	週に1回以上
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	
C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	週に1回以上
7 ヘ	憂鬱で悲観的	
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7 ム	話がまとまらない	ときどきある
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	一部介助

3 中間評価項目得点表						
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
71.7	87.5	99.9	100.0	93.3	80.9	91.8

区分2 →区分3 その2

(事例)

○45歳 男性 最重度知的障害
 ○発音が不明瞭で、しかも会話の内容がまとまらないため相手に伝わらない。
 ○日常生活全般にわたり能力が低下してきている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	39.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	14.7分	0.4分	5.7分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
	拘縮(その他)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1 ア.	じょくそう	
4-1 イ.	皮膚疾患	ある
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1 ア.	口腔清潔	
5-1 イ.	洗顔	
5-1 ウ.	整髪	
5-1 エ.	つめ切り	一部介助
5-2 ア.	上衣の着脱	一部介助
5-2 イ.	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	一部介助
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる
6-4-ア	指示への反応	ときどき通じる
6-5 ア.	毎日の日課を理解	
6-5 イ.	生年月日をいう	
6-5 ウ.	短期記憶	
6-5 エ.	自分の名前をいう	
6-5 オ.	今の季節を理解	
6-5 カ.	場所の理解	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	98.1	61.3	86.3	91.2

行動		調査結果	
7 ア	被害的		
7 イ	作話		
7 ウ	幻視幻聴		
7 エ	感情が不安定		ときどきある
7 オ	昼夜逆転		
7 カ	暴言暴行		ときどきある
7 キ	同じ話をする		ときどきある
7 ク	大声を出す		ときどきある
7 ケ	介護に抵抗		
7 コ	常時の徘徊		
7 サ	落ち着きな		
7 シ	外出して戻れない		
7 ス	1人で出たがる		
7 セ	収集癖		
7 ソ	火の不始末		
7 タ	物や衣類を壊す		
7 チ	不潔行為		
7 ツ	異食行動		
7 テ	ひどい物忘れ		
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じょくそうの処置		
8-12	カテーテル		

B1項目群		調査結果	
9-1	調理		見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
9-3	掃除		見守り、一部介助
9-4	洗濯		見守り、一部介助
9-5	入浴の準備片付け		見守り、一部介助
9-6	買い物		見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助

B2項目群		調査結果	
7 ト	こだわり		
7 ナ	多動・行動停止		
7 ニ	不安定な行動		
7 ノ	自ら叩く等の行為		
7 ネ	他を叩く等の行為		
7 ノ	興味等による行動		
7 ハ	通常と違う声		
7 ヒ	突発的行動		
7 ホ	反復的行動		

C項目群		調査結果	
6-3-1	独自の意思伝達		ときどきできる
6-4-1	説明の理解		
7 フ	過食、反すう等		
7 ヘ	豪鬱で悲観的		
7 マ	対人面の不安緊張		
7 ミ	意欲が乏しい		
7 ム	話がまとまらない		ある
7 メ	集中力が続かない		ある
7 モ	自己の過大評価		
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

区分2 → 区分3 その3

(事例)

○50歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害2点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	37.7分		

食事	排せつ	移動	清潔 保持	間接	行動	機能 訓練	医療 関連
0.7分	0.5分	1.0分	9.2分	14.7分	2.6分	1.5分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果
麻痺拘縮			
1-1	麻痺(左-上肢)		
	麻痺(右-上肢)		
	麻痺(左-下肢)		
	麻痺(右-下肢)		
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)		
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		
移動			
2-1	寝返り		
2-2	起き上がり		
2-3	座位保持		
2-4	両足での立位		
2-5	歩行		
2-6	移乗		
2-7	移動		
複雑動作			
3-1	立ち上がり		
3-2	片足での立位		支えが必要
3-3	洗身		
特別介護			
4-1ア	じょくそう		
4-1イ	皮膚疾患		
4-2	えん下		
4-3	食事摂取		
4-4	飲水		
4-5	排尿		
4-6	排便		
身の回り			
5-1ア	口腔清潔		
5-1イ	洗顔		
5-1ウ	整髪		
5-1エ	つめ切り		
5-2ア	上衣の着脱		
5-2イ	ズボン等の着脱		
5-3	薬の内服		
5-4	金銭の管理		一部介助
5-5	電話の利用		
5-6	日常の意思決定		
意思疎通			
6-1	視力		
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達		
6-4-ア	指示への反応		
6-5ア	毎日の日課を理解		
6-5イ	生年月日をいう		
6-5ウ	短期記憶		できない
6-5エ	自分の名前をいう		
6-5オ	今の季節を理解		
6-5カ	場所の理解		
行動			
7ア	被害的		
7イ	作話		
7ウ	幻視幻聴		
7エ	感情が不安定		ときどきある
7オ	昼夜逆転		
7カ	暴言暴行		ときどきある
7キ	同じ話をする		
7ク	大声を出す		
7ケ	介護に抵抗		ときどきある
7コ	常時の徘徊		ときどきある
7サ	落ち着きなし		
7シ	外出して戻れない		ときどきある
7ス	1人で出たがる		
7セ	収集癖		
7ソ	火の不始末		
7タ	物や衣類を壊す		
7チ	不潔行為		
7ツ	異食行動		
7テ	ひどい物忘れ		ときどきある
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスビレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じょくそうの処置		
8-12	カテーテル		
B1項目群			
9-1	調理		見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
9-3	掃除		
9-4	洗濯		
9-5	入浴の準備片付け		
9-6	買い物		
9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助
B2項目群			
7ト	こだわり		ときどきある
7ナ	多動・行動停止		
7ニ	不安定な行動		週に1回以上
7ヌ	自ら叩く等の行為		
7ネ	他を叩く等の行為		
7ノ	興味等による行動		
7ハ	通常と違う声		
7ヒ	突発的行動		希にある
7ホ	反復的行動		
C項目群			
6-3-イ	独自の意思伝達		
6-4-イ	説明の理解		
7フ	過食、反すう等		
7ヘ	憂鬱で悲観的		ときどきある
7マ	対人面の不安緊張		
7ミ	意欲が乏しい		
7ム	話がまとまらない		
7メ	集中力が続かない		
7モ	自己の過大評価		
7ヤ	疑い深く拒否的		ときどきある
9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	74.2	100.0	94.0	94.0	87.4

区分3 → 区分4 その1

(事例)

○55歳 女性 肢体不自由・視覚障害・最重度知的障害

○日中はほとんど外出しない。身体に執着し、血が出るまで爪を切ったりほくろをきったりすることがある。環境の変化と集団生活に適應できない。

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
障害程度区分基準時間:	区分3 64.4分	区分3	区分4

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
5.7分	10.5分	13.8分	16.4分	5.1分	2.2分	5.0分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果
麻痺拘縮			
1-1	麻痺(左-上肢)		
	麻痺(右-上肢)		
	麻痺(左-下肢)		
	麻痺(右-下肢)		
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)		
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		ある
移動			
2-1	寝返り		
2-2	起き上がり		
2-3	座位保持		
2-4	両足での立位		
2-5	歩行		
2-6	移乗		
2-7	移動		見守り等
複雑動作			
3-1	立ち上がり		つかまれば可
3-2	片足での立位		支えが必要
3-3	洗身		一部介助
特別介護			
4-1ア.	じよくそう		
4-1イ.	皮膚疾患		ある
4-2	えん下		
4-3	食事摂取		一部介助
4-4	飲水		見守り等
4-5	排尿		見守り等
4-6	排便		一部介助
身の回り			
5-1ア.	口腔清潔		一部介助
5-1イ.	洗顔		一部介助
5-1ウ.	整髪		一部介助
5-1エ.	つめ切り		一部介助
5-2ア.	上衣の着脱		一部介助
5-2イ.	ズボン等の着脱		一部介助
5-3	薬の内服		一部介助
5-4	金銭の管理		全介助
5-5	電話の利用		全介助
5-6	日常の意思決定		日常的に困難
意思疎通			
6-1	視力		目の前が見える
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達		ときどきできる
6-4-ア	指示への反応		ときどき通じる
6-5ア.	毎日の日課を理解		
6-5イ.	生年月日をいう		できない
6-5ウ.	短期記憶		
6-5エ.	自分の名前をいう		
6-5オ.	今の季節を理解		できない
6-5カ.	場所の理解		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
80.5	90.8	44.0	54.7	36.5	60.4	67.9

行動			調査結果
7 ア	被害的		ある
7 イ	作話		
7 ウ	幻視幻聴		ある
7 エ	感情が不安定		ある
7 オ	昼夜逆転		
7 カ	暴言暴行		ある
7 キ	同じ話をする		
7 ク	大声を出す		ある
7 ケ	介護に抵抗		ある
7 コ	常時の徘徊		
7 サ	落ち着きなし		
7 シ	外出して戻れない		
7 ス	1人で出たがる		ときどきある
7 セ	収集癖		
7 ソ	火の不始末		
7 タ	物や衣類を壊す		
7 チ	不潔行為		
7 ツ	異食行動		
7 テ	ひどい物忘れ		
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じよくそうの処置		
8-12	カテーテル		

B1項目群		
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	全介助
9-6	買い物	全介助
9-7	交通手段の利用	全介助

B2項目群		
7 ト	こだわり	ある
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	ほぼ毎日
7 ヌ	自ら叩く等の行為	希にある
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	ある

C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	ときどきできる
6-4-イ	説明の理解	ときどきできる
7 フ	過食、反すう等	ほぼ毎日
7 ヘ	憂鬱で悲観的	
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	ある
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	一部介助

区分3 →区分4 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
○身長145cm、体重78kgと肥満である。
○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3	区分4
障害程度区分基準時間:	60.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群	調査結果
麻痺拘縮	
1-1	麻痺(左-上肢) 麻痺(右-上肢) 麻痺(左-下肢) 麻痺(右-下肢) 麻痺(その他)
1-2	拘縮(肩関節) 拘縮(肘関節) 拘縮(股関節) 拘縮(膝関節) 拘縮(足関節) 拘縮(その他)
移動	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動
複雑動作	
3-1	立ち上がり
3-2	片足での立位
3-3	洗身
特別介護	
4-1ア	じょくそう
4-1イ	皮膚疾患
4-2	えん下
4-3	食事摂取
4-4	飲水
4-5	排尿
4-6	排便
身の回り	
5-1ア	口腔清潔
5-1イ	洗顔
5-1ウ	整髪
5-1エ	つめ切り
5-2ア	上衣の着脱
5-2イ	ズボン等の着脱
5-3	薬の内服
5-4	金銭の管理
5-5	電話の利用
5-6	日常の意思決定
意思疎通	
6-1	視力
6-2	聴力
6-3ア	意思の伝達
6-4ア	指示への反応
6-5ア	毎日の日課を理解
6-5イ	生年月日をいう
6-5ウ	短期記憶
6-5エ	自分の名前をいう
6-5オ	今の季節を理解
6-5カ	場所の理解

行動	調査結果
7ア	被害的
7イ	作話
7ウ	幻視幻聴
7エ	感情が不安定
7オ	昼夜逆転
7カ	暴言暴行
7キ	同じ話をする
7ク	大声を出す
7ケ	介護に抵抗
7コ	常時の徘徊
7サ	落ち着きな
7シ	外出して戻れない
7ス	1人で出たがる
7セ	収集癖
7ソ	火の不始末
7タ	物や衣類を壊す
7チ	不潔行為
7ツ	異食行動
7テ	ひどい物忘れ
特別な医療	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

B1項目群	調査結果
9-1	調理
9-2	食事の配下膳
9-3	掃除
9-4	洗濯
9-5	入浴の準備片付け
9-6	買い物
9-7	交通手段の利用

B2項目群	調査結果
7ト	こだわり
7ナ	多動・行動停止
7ニ	不安定な行動
7ヌ	自ら叩く等の行為
7ネ	他を叩く等の行為
7ノ	興味等による行動
7ハ	通常と違う声
7ヒ	突発的行動
7ホ	反復的行動

C項目群	調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達
6-4-イ	説明の理解
7フ	過食、反すう等
7ヘ	憂鬱で悲観的
7マ	対人面の不安緊張
7ミ	意欲が乏しい
7ム	話がまとまらない
7メ	集中力が続かない
7モ	自己の過大評価
7ヤ	疑い深く拒否的
9-8	文字の視覚的認識

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5

区分3 → 区分4 その3

(事例)

○60歳 男性 幻聴、てんかん発作あり。
○2軸評価 精神症状4点、能力障害4点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3	区分4
障害程度区分基準時間:	53.0分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	8.7分	6.0分	14.0分	4.8分	2.6分	7.1分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果		行動		調査結果		
麻痺拘縮									
1-1	麻痺(左-上肢)		ある		7 ア	被害的			
	麻痺(右-上肢)				7 イ	作話	ときどきある		
	麻痺(左-下肢)		ある		7 ウ	幻視幻聴			
	麻痺(右-下肢)				7 エ	感情が不安定			
	麻痺(その他)				7 オ	昼夜逆転	ときどきある		
1-2	拘縮(肩関節)		ある		7 カ	暴言暴行			
	拘縮(肘関節)				7 キ	同じ話をする			
	拘縮(股関節)				7 ク	大声を出す			
	拘縮(膝関節)				7 ケ	介護に抵抗	ときどきある		
	拘縮(足関節)				7 コ	常時の徘徊	ときどきある		
拘縮(その他)				7 サ	落ち着きなし				
移動							7 シ	外出して戻れない	ときどきある
2-1	寝返り				7 ス	1人で出たがる	ときどきある		
2-2	起き上がり		つかまれば可		7 セ	収集癖			
2-3	座位保持		自分で支えれば可		7 ソ	火の不始末	ときどきある		
2-4	両足での立位				7 タ	物や衣類を壊す	ときどきある		
2-5	歩行		つかまれば可		7 チ	不潔行為			
2-6	移乗		見守り等		7 ツ	異食行動			
2-7	移動				7 テ	ひどい物忘れ	ときどきある		
複雑動作							特別な医療		
3-1	立ち上がり		つかまれば可		8-1	点滴の管理			
3-2	片足での立位		つかまれば可		8-2	中心静脈栄養			
3-3	洗身		一部介助		8-3	透析			
特別介護							8-4	ストーマの処置	
4-1 ア.	じょくそう				8-5	酸素療法			
4-1 イ.	皮膚疾患				8-6	レスピレーター			
4-2	えん下				8-7	気管切開の処置			
4-3	食事摂取				8-8	疼痛の看護			
4-4	飲水				8-9	経管栄養			
4-5	排尿		見守り等		8-10	モニター測定			
4-6	排便		見守り等		8-11	じょくそうの処置			
身の回り							8-12	カテーテル	
5-1 ア.	口腔清潔		全介助		B1項目群				
5-1 イ.	洗顔		一部介助		9-1	調理	全介助		
5-1 ウ.	整髪		一部介助		9-2	食事の配下膳	全介助		
5-1 エ.	つめ切り		全介助		9-3	掃除	全介助		
5-2 ア.	上衣の着脱		一部介助		9-4	洗濯	全介助		
5-2 イ.	ズボン等の着脱		一部介助		9-5	入浴の準備片付け	見守り、一部介助		
5-3	薬の内服		全介助		9-6	買い物	見守り、一部介助		
5-4	金銭の管理		一部介助		9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助		
5-5	電話の利用				B2項目群				
5-6	日常の意思決定		特別な場合以外可		7 ト	ごだわり			
意思疎通							7 ナ	多動・行動停止	希にある
6-1	視力				7 ニ	不安定な行動			
6-2	聴力				7 ヌ	自ら叩く等の行為			
6-3 ア	意思の伝達		ときどきできる		7 ネ	他を叩く等の行為			
6-4 ア	指示への反応				7 ノ	興味等による行動			
6-5 ア.	毎日の日課を理解				7 ハ	通常と違う声			
6-5 イ.	生年月日をいう				7 ヒ	突発的行動	希にある		
6-5 ウ.	短期記憶				7 ホ	反復的行動			
6-5 エ.	自分の名前をいう				C項目群				
6-5 オ.	今の季節を理解				6-3-1	独自の意思伝達			
6-5 カ.	場所の理解				6-4-1	説明の理解			
3 中間評価項目得点表							7 フ	過食、反すう等	
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動	7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
71.7	62.3	44.0	81.3	40.5	94.4	80.2	7 マ	対人面の不安緊張	
							7 ミ	意欲が乏しい	ときどきある
							7 ム	話がまとまらない	
							7 メ	集中力が続かない	ときどきある
							7 モ	自己の過大評価	
							7 ヤ	疑い深く拒否的	ときどきある
							9-8	文字の視覚的認識	

区分4 →区分5 その1

(事例)

○20歳 女性 肢体不自由・重度知的障害
○行動障害あり。

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
障害程度区分基準時間:	区分4 82.7分	区分4	区分5

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
16.0分	12.4分	8.8分	14.0分	13.7分	5.0分	7.1分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果					
麻痺拘縮														
1-1	麻痺(左一上肢)		あり			7 ア	被害的		ときどきある ときどきある					
	麻痺(右一上肢)													
	麻痺(左一下肢)		あり			7 イ	作話							
	麻痺(右一下肢)													
	麻痺(その他)		7 ウ	幻視幻聴										
1-2	拘縮(肩関節)					7 エ	感情が不安定		ときどきある ときどきある					
	拘縮(肘関節)													
	拘縮(股関節)													
	拘縮(膝関節)													
	拘縮(足関節)													
拘縮(その他)		7 オ	昼夜逆転											
移動						7 カ	暴言暴行		ときどきある ある					
2-1	寝返り		見守り等			7 キ	同じ話をする							
2-2	起き上がり					7 ク	大声を出す							
2-3	座位保持					7 ケ	介護に抵抗							
2-4	両足での立位					7 コ	常時の徘徊							
2-5	歩行					7 サ	落ち着きなし							
2-6	移乗					7 シ	外出して戻れない		ある					
2-7	移動					7 ス	1人で出たがる							
複雑動作						7 セ	収集癖		ある ときどきある					
3-1	立ち上がり		できない 全介助			7 ソ	火の不始末							
3-2	片足での立位					7 タ	物や衣類を壊す							
3-3	洗身					7 チ	不潔行為							
特別介護						7 ツ	異食行動							
4-1 ア.	じょくそう					一部介助			7 テ	ひどい物忘れ		特別な医療		
4-1 イ.	皮膚疾患		8-1	点滴の管理										
4-2	えん下		8-2	中心静脈栄養										
4-3	食事摂取		8-3	透析										
4-4	飲水		8-4	ストーマの処置										
4-5	排尿		一部介助			8-5	酸素療法		ある ときどきある					
4-6	排便					8-6	レスピレーター							
身の回り						8-7	気管切開の処置							
5-1 ア.	口腔清潔					全介助						8-8	疼痛の看護	
5-1 イ.	洗顔											8-9	経管栄養	
5-1 ウ.	整髪		8-10	モニター測定										
5-1 エ.	つめ切り		8-11	じょくそうの処置										
5-2 ア.	上衣の着脱		8-12	カテーテル										
5-2 イ.	ズボン等の着脱		全介助			B1項目群								
5-3	薬の内服					9-1	調理		全介助					
5-4	金銭の管理					9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助					
5-5	電話の利用					9-3	掃除		全介助					
5-6	日常の意思決定					9-4	洗濯		全介助					
意思疎通						9-5	入浴の準備片付け		全介助					
6-1	視力		ほとんど不可			9-6	買い物		全介助					
6-2	聴力					9-7	交通手段の利用		全介助					
6-3-ア	意思の伝達					B2項目群								
6-4-ア	指示への反応					7 ト	こだわり		ある					
6-5ア.	毎日の日課を理解					7 ナ	多動・行動停止		希にある					
6-5イ.	生年月日をいう		できない			7 ニ	不安定な行動		希にある					
6-5ウ.	短期記憶					7 ヌ	自ら叩く等の行為							
6-5エ.	自分の名前をいう					7 ネ	他を叩く等の行為							
6-5オ.	今の季節を理解					7 ノ	興味等による行動							
6-5カ.	場所の理解					7 ハ	通常と違う声							
3 中間評価項目得点表						7 ヒ	突発的行動		C項目群					
7 フ						過食、反すう等								
7 マ						対人面の不安緊張								
7 ミ						意欲が乏しい								
7 ム						話がまとまらない								
7 メ						集中力が続かない		独自の意思伝達 説明の理解						
7 モ						自己の過大評価								
7 ヤ						疑い深く拒否的								
7 ユ						不安定な行動								
7 ヨ						多動・行動停止								

区分4 →区分5 その2

(事例)

○25歳 男性 重度知的障害
○自閉症

判定結果:	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
障害程度区分基準時間:	区分4 79.0分	区分4	区分5

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	18.1分	15.7分	18.1分	11.6分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群	調査結果
麻痺拘縮	
1-1	麻痺(左-上肢) 麻痺(右-上肢) 麻痺(左-下肢) 麻痺(右-下肢) 麻痺(その他)
1-2	拘縮(肩関節) 拘縮(肘関節) 拘縮(股関節) 拘縮(膝関節) 拘縮(足関節) 拘縮(その他)
移動	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動
複雑動作	
3-1	立ち上がり
3-2	片足での立位
3-3	洗身
特別介護	
4-1 ア.	じょくそう
4-1 イ.	皮膚疾患
4-2	えん下
4-3	食事摂取
4-4	飲水
4-5	排尿
4-6	排便
身の回り	
5-1 ア.	口腔清潔
5-1 イ.	洗顔
5-1 ウ.	整髪
5-1 エ.	つめ切り
5-2 ア.	上衣の着脱
5-2 イ.	ズボン等の着脱
5-3	薬の内服
5-4	金銭の管理
5-5	電話の利用
5-6	日常の意思決定
意思疎通	
6-1	視力
6-2	聴力
6-3 ア	意思の伝達
6-4 ア	指示への反応
6-5 ア.	毎日の日課を理解
6-5 イ.	生年月日をいう
6-5 ウ.	短期記憶
6-5 エ.	自分の名前をいう
6-5 オ.	今の季節を理解
6-5 カ.	場所の理解

行動	調査結果
7 ア	被害的
7 イ	作話
7 ウ	幻視幻聴
7 エ	感情が不安定
7 オ	昼夜逆転
7 カ	暴言暴行
7 キ	同じ話をする
7 ク	大声を出す
7 ケ	介護に抵抗
7 コ	常時の徘徊
7 サ	落ち着きなし
7 シ	外出して戻れない
7 ス	1人で出たがる
7 セ	収集癖
7 ソ	火の不始末
7 タ	物や衣類を壊す
7 チ	不潔行為
7 ツ	異食行動
7 テ	ひどい物忘れ
特別な医療	
8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

B1項目群	調査結果
9-1	調理
9-2	食事の配下膳
9-3	掃除
9-4	洗濯
9-5	入浴の準備片付け
9-6	買い物
9-7	交通手段の利用
B2項目群	
7 ト	こだわり
7 ナ	多動・行動停止
7 ニ	不安定な行動
7 ヌ	自ら叩く等の行為
7 ネ	他を叩く等の行為
7 ノ	興味等による行動
7 ハ	通常と違う声
7 ヒ	突発的行動
7 ホ	反復的行動

C項目群	調査結果
6-3-イ	独自の意味伝達
6-4-イ	説明の理解
7 フ	過食、反すう等
7 ヘ	憂鬱で悲観的
7 マ	対人面の不安緊張
7 ミ	意欲が乏しい
7 ム	話がまとまらない
7 メ	集中力が続かない
7 モ	自己の過大評価
7 ヤ	疑い深く拒否的
9-8	文字の視覚的認識

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	82.5	77.0	73.3	13.3	32.3	45.8

区分5 → 区分6 その1

(事例)

○25歳 女性 肢体不自由
○両上下肢の不随運動が強い。不安傾向があるため服薬中。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分5	区分5	区分6
障害程度区分基準時間:	100.7分		

食事	排せつ	移動	清潔 保持	間接	行動	機能 訓練	医療 関連
5.7分	19.8分	29.5分	23.3分	13.2分	0.1分	2.5分	6.6分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果	
麻痺拘縮			
1-1	麻痺(左-上肢)	ある	
	麻痺(右-上肢)	ある	
	麻痺(左-下肢)	ある	
	麻痺(右-下肢)	ある	
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)	ある	
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		
移動			
2-1	寝返り	つかまれば可	
2-2	起き上がり	つかまれば可	
2-3	座位保持	支えが必要	
2-4	両足での立位	支えが必要	
2-5	歩行	できない	
2-6	移乗	一部介助	
2-7	移動	全介助	
複雑動作			
3-1	立ち上がり	できない	
3-2	片足での立位	できない	
3-3	洗身	一部介助	
特別介護			
4-1ア	じよくそう		
4-1イ	皮膚疾患	ある	
4-2	えん下		
4-3	食事摂取	一部介助	
4-4	飲水	見守り等	
4-5	排尿	全介助	
4-6	排便	全介助	
身の回り			
5-1ア	口腔清潔	一部介助	
5-1イ	洗顔	一部介助	
5-1ウ	整髪	全介助	
5-1エ	つめ切り	全介助	
5-2ア	上衣の着脱	一部介助	
5-2イ	ズボン等の着脱	全介助	
5-3	薬の内服	一部介助	
5-4	金銭の管理	一部介助	
5-5	電話の利用	一部介助	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外不可	
意思疎通			
6-1	視力		
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる	
6-4-ア	指示への反応		
6-5ア	毎日の日課を理解		
6-5イ	生年月日をいう		
6-5ウ	短期記憶		
6-5エ	自分の名前をいう		
6-5オ	今の季節を理解	できない	
6-5カ	場所の理解		
行動			
7ア	被害的		
7イ	作話		
7ウ	幻視幻聴	ある	
7エ	感情が不安定	ある	
7オ	昼夜逆転		
7カ	暴言暴行		
7キ	同じ話をする		
7ク	大声を出す		
7ケ	介護に抵抗	ときどきある	
7コ	常時の徘徊		
7サ	落ち着きなし		
7シ	外出して戻れない		
7ス	1人で出たがる		
7セ	収集癖		
7ソ	火の不始末		
7タ	物や衣類を壊す	ある	
7チ	不潔行為		
7ツ	異食行動		
7テ	ひどい物忘れ		
特別な医療			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じよくそうの処置		
8-12	カテーテル		
B1項目群			
9-1	調理	全介助	
9-2	食事の配下膳	全介助	
9-3	掃除	全介助	
9-4	洗濯	全介助	
9-5	入浴の準備片付け	全介助	
9-6	買い物	全介助	
9-7	交通手段の利用	全介助	
B2項目群			
7ト	こだわり	ある	
7ナ	多動・行動停止		
7ニ	不安定な行動	ほぼ毎日	
7ヌ	自ら叩く等の行為		
7ネ	他を叩く等の行為		
7ノ	興味等による行動		
7ハ	通常と違う声	希にある	
7ヒ	突発的行動		
7ホ	反復的行動		
C項目群			
6-3-イ	独自の意思伝達	ときどきできる	
6-4-イ	説明の理解	ときどきできる	
7フ	過食、反すう等		
7ヘ	憂鬱で悲観的	希にある	
7マ	対人面の不安緊張		
7ミ	意欲が乏しい		
7ム	話がまとまらない		
7メ	集中力が続かない	ときどきある	
7モ	自己の過大評価		
7ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
51.9	13.7	28.9	47.9	33.8	87.6	81.3

区分5 →区分6 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
○発語なく、うれしいことや悲しいことがあると「アー」、「ギャー」と言う。
○怒ると、本を破る、自分の顔を叩く等の行動が30分程続く。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分5	区分5	区分6
障害程度区分基準時間:	109.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
31.0分	23.9分	8.8分	17.1分	3.2分	20.3分	1.5分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ 作話			
	麻痺(右-上肢)			7 ウ 幻視幻聴			
	麻痺(左-下肢)			7 エ 感情が不安定		ある	
	麻痺(右-下肢)			7 オ 昼夜逆転			
	麻痺(その他)			7 カ 暴言暴行		ある	
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ 同じ話をする		ある	
	拘縮(肘関節)			7 ク 大声を出す		ある	
	拘縮(股関節)			7 ケ 介護に抵抗		ある	
	拘縮(膝関節)	ある		7 コ 常時の徘徊			
	拘縮(足関節)			7 サ 落ち着きなし		ある	
移動				7 シ 外出して戻れない		ある	
2-1	寝返り			7 ス 1人で出たがる		ある	
	起き上がり			7 セ 収集癖			
	座位保持			7 ソ 火の不始末		ある	
	両足での立位			7 タ 物や衣類を壊す		ある	
	歩行			7 チ 不潔行為		ある	
	移乗			7 ツ 異食行動		ある	
	移動			7 テ ひどい物忘れ		ある	
複雑動作				特別な医療			
3-1	立ち上がり			8-1 点滴の管理			
	片足での立位	支えが必要		8-2 中心静脈栄養			
	洗身	全介助		8-3 透析			
特別介護				8-4 ストーマの処置			
4-1 ア	じょくそう			8-5 酸素療法			
	皮膚疾患			8-6 レスピレーター			
	えん下	見守り等		8-7 気管切開の処置			
	食事摂取	全介助		8-8 疼痛の看護			
	飲水			8-9 経管栄養			
	排尿	一部介助		8-10 モニター測定			
	排便	一部介助		8-11 じょくそうの処置			
身の回り				8-12 カテーテル			
5-1 ア	口腔清潔	全介助		B1項目群			
	洗顔	全介助		9-1 調理		全介助	
	整髪	全介助		9-2 食事の配下膳		全介助	
	つめ切り	全介助		9-3 掃除		全介助	
	上衣の着脱	全介助		9-4 洗濯		全介助	
	ズボン等の着脱	全介助		9-5 入浴の準備片付け		全介助	
	薬の内服	全介助		9-6 買い物		全介助	
	金銭の管理	全介助		9-7 交通手段の利用		全介助	
	電話の利用	全介助		B2項目群			
	日常の意思決定	できない		7 ト こだわり		ある	
				7 ナ 多動・行動停止		ほぼ毎日	
				7 ニ 不安定な行動		希にある	
意思疎通				7 ヌ 自ら叩く等の行為		ほぼ毎日	
6-1	視力			7 ネ 他を叩く等の行為			
	聴力			7 ノ 興味等による行動			
	意思の伝達			7 ハ 通常と違う声		日に頻回	
	指示への反応			7 ヒ 突発的行動			
	毎日の日課を理解			7 ホ 反復的行動			
	生年月日をいう	できない		C項目群			
	短期記憶	できない		6-3-1 独自の意思伝達			
	自分の名前をいう	できない		6-4-1 説明の理解		ときどきできる	
	今の季節を理解	できない		7 フ 過食、反すう等		ほぼ毎日	
	場所の理解	できない		7 ヘ 憂鬱で悲観的			
				7 マ 対人面の不安緊張			
				7 ミ 意欲が乏しい			
3 中間評価項目得点表				7 ム 話がまとまらない			
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 メ 集中力が続かない			
89.5	100.0	51.3	45.7	7 モ 自己の過大評価			
				7 ヤ 疑い深く拒否的			
				9-8 文字の視覚的認識			

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
89.5	100.0	51.3	45.7	0.0	60.7	32.0

